

官報

號外

大正十四年三月二十一日 土曜日

内閣印刷局

○第五十回衆議院議事速記録第三十一號

大正十四年三月二十日(金曜日)午後一時二十九分開議

議事日程 第三十號

大正十四年三月二十日

午後一時開議

第一 中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 齒科醫師法中改正法律案(本院提出、貴族院回付)

第三 日本勸業銀行法中改正法律案(砂田重政君外一名提出)

第四 北海道拓殖銀行法中改正法律案(砂田重政君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 農工銀行法中改正法律案(砂田重政君外一名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案(安藤正純君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 酒田、觀音寺及眞室川間鐵道敷設ニ關スル建議案(熊谷直太君外四名提出)

第八 今泉坂町間鐵道起點變更ニ關スル建議案(石塚三郎君外四名提出)

第九 借家人ノ利益保護ニ關スル建議案(廣瀬德藏君外四名提出)

第十 鳥栖長尾間鐵道建設ニ關スル建議案(加藤十四郎君提出)

第十一 金鷺勸業年金令改正ニ關スル建議案(中野寅吉君外五名提出)

第十二 蠶絲局設置ニ關スル建議案(武藤金吉君外六名提出)

第十三 蠶絲織物ノ單科大學設置ニ關スル建議案(清水留三郎君提出)

第十四 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案(岡本實太郎君外二名提出)

第十五 農業教育振興ニ關スル建議案(加藤知正君外一名提出)

第十六 鳥栖日井間鐵道建設ニ關スル建議案(山内範造君外三名提出)

第十七 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案(高橋元四郎君外一名提出)

第十八 教員俸給支給法改定ニ關スル建議案(建部進吾君提出)

第十九 青森港ニ領事機關設置ノ交渉ニ關スル建議案(工藤鐵男君提出)

第二十 敦賀港ニ露國領事館設置ニ關スル建議案(河崎清君外一名提出)

第二十一 伏木港ニ露國領事館設置ニ關スル建議案(石原正太郎君外四名提出)

第二十二 警察費國庫下渡金連帶支辨規定改正ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外三名提出)

第二十三 漁村振興ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外六名提出)

第二十四 淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關スル建議案(千葉宮次郎君外二名提出)

第二十五 失業問題ノ對策ニ關スル建議案(山口政二君外四名提出)

第二十六 琵琶湖ヲ中心トスル國立公園設置ニ關スル建議案(兼松寅太郎君外二名提出)

第二十七 受験資格撤廢ニ關スル建議案(山下谷次君提出)

第二十八 高等試驗委員官制改正ニ關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三名提出)

第二十九 遠洋漁業遭難者救助ニ關スル建議案(山本勝次君提出)

第三十 水產増殖業助成ニ關スル建議案(山本勝次君提出)

第三十一 廣尾港修築速成ニ關スル建議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十二 無線電信ノ裝置ニ關スル建議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十三 根室港修築工事ニ關スル建議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)

第三十五 根北鐵道速成ニ關スル建議案(小池仁郎君外六名提出)

第三十六 園藤鐵道速成ニ關スル建議案(齊藤隆夫君外三名提出)

第三十七 高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案(富永孝太郎君外一名提出)

第三十八 若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案(町野武馬君外二名提出)

第三十九 留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案(淺川浩君外六名提出)

第四十 興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案(淺川浩君外七名提出)

第四十一 小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案(淺川浩君外七名提出)

第四十二 衛生組合法制定ニ關スル建議案(大里廣次郎君外三名提出)

第四十三 武雄、嬉野及彼村間鐵道建設ニ關スル建議案(今里準太郎君提出)

第四十四 水產増殖ニ關スル法律ノ制定並其ノ施設ニ關スル建議案(中谷貞賴君外四名提出)

第四十五 蠶業ノ振興ニ關スル建議案(村上國吉君外十五名提出)

第四十六 民間航空事業促進ノ爲政府ノ施設ニ關スル建議案(安藤正純君提出)

第四十七 廣瀨鐵道速成ニ關スル建議案(荒川五郎君外二名提出)

第四十八 孝明天皇ノ神宮造營ニ關スル建議案(森田茂君外七名提出)

第四十九 警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案(本田義成君提出)

第五十 關ヶ原木ノ本間鐵道速成ニ關スル建議案(藤澤萬九郎君外二名提出)

第五十一 福相鐵道速成ニ關スル建議案(佐藤富十郎君外六名提出)

第五十二 馬政振作ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第五十三 國有林野法中改正ニ關スル建議案(八田宗吉君外一名提出)

第五十四 福島縣相馬郡松川浦ニ避難港修築ニ關スル建議案(佐藤富十郎君外六名提出)

第五十五 有珠岳洞爺湖及登別溫泉ヲ中心トスル國立公園設置ニ關スル建議案(手代木隆吉君外六名提出)

第五十六 石巻女川間鐵道敷設ニ關スル建議案(齋藤仁太郎君外三名提出)

第五十七 幼稚園令及同施行規則制定ニ關スル建議案(山枡儀重君提出)

第五十八 名古屋ニ綜合大學設置ニ關スル建議案(服部英明君外一名提出)

第五十九 鹿野山國立公園設置ニ關スル建議案(鈴木隆君外一名提出)

第六十 沖繩縣財政經濟ノ救済助長ニ
關スル建議案(岸本賀昌君外三名提
出)

第六十一 沖繩縣救済ニ關スル建議案
(安達謙藏君外四名提出)

第六十二 登録税法中改正ニ關スル建
議案(神崎勳君提出)

第六十三 廣島縣ニ於ケル三部制撤廢
ニ關スル建議案(湯淺凡平君外六名
提出)

第六十四 古會線本契約締結促進ニ關
スル建議案(松山常太郎君提出)

第六十五 帝國軍人後援會國庫補助ニ
關スル建議案(加藤政之助君外二名
提出)

第六十六 石狩川架橋改修ニ關スル建
議案(坂東幸太郎君外一名提出)

第六十七 煙毒除害水源涵養ニ關スル
建議案(武藤全吉君外三名提出)

第六十八 漁村振興ニ關スル建議案
(高草美代藏君提出)

第六十九 黑部峽谷ニ國立公園設定ニ
關スル建議案(寺島權藏君提出)

第七十 新橋驛復舊ニ關スル建議案
(横山勝太郎君外三名提出)

第七十一 下仁田三反田間鐵道建設ニ
關スル建議案(井本常作君提出)

第七十二 養蠶組合法制定ニ關スル建
議案(加藤知正君外四名提出)

第七十三 北海道拓殖促進ニ關スル建
議案(黑住成章君外三名提出)

第七十四 北海道漁港修築計畫確立ニ
關スル建議案(黑住成章君外三名提
出)

第七十五 北海道土功組合事業助成ニ
關スル建議案(松實喜代太君外三名
提出)

第七十六 北海道治水ニ關スル建議案
(岡田伊太郎君外三名提出)

第七十七 北海道鐵道速成ニ關スル建
議案(岡田伊太郎君外三名提出)

第七十八 國民諸和ニ關スル建議案
(有馬賴寧君提出)

第七十九 元西伯利居住民ニ對シ資金
融通ニ關スル建議案(寺島權藏君外
十三名提出)

第八十 八郎湖ヲ中心トスル國立公園
設置ニ關スル建議案(信太儀右衛門
君外六名提出)

第八十一 日本海沿岸鐵道完成ニ關ス
ル建議案(松井郡治君外十二名提出)

第八十二 農業保險ニ關スル建議案
(小西和君外二名提出)

○議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス

(書記官朗讀)

一昨十九日貴族院ヨリ回付アリタル議案左
ノ如シ

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除ニ
關スル法律案ニ對スル修正案

提出者 佐藤 重遠君

(以上三月十九日提出)

一室蘭港海陸聯絡施設速成ニ關スル建議案
提出者

千代木隆吉君 一柳仲次郎君
小池 仁郎君 山本 厚三君
淺川 浩君 神部 爲藏君
澤田 利吉君

提出者 土生 彰君 奥村 千藏君
熊谷五右衛門君 河崎 清君
猪野毛利榮君 山本泰太郎君
足尾銅山煙毒除害水源涵養ニ關スル建議
案

提出者 折原已一郎君 志村清右衛門君
三新鐵道敷設速成ニ關スル建議案
提出者

横山金太郎君 荒川 五郎君
山道 襄一君 金田平兵衛君
栗延敬太郎君 河野 曉君

西村丹治郎君 湯淺 凡平君
横山勝太郎君
豐後徳山間聯絡航路鐵道省經營ニ關スル
建議案

提出者 横山金太郎君 渡邊 祐策君
(以上三月十九日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ

兩國國技館ニ於ケル國民大會不法解散ニ
關スル質問主意書

提出者 中林 友信君 牧山 耕藏君
思想善導ニ伴フ特殊機關設置ニ關スル再
質問主意書

提出者 秋田寅之介君
(以上三月十九日提出)

一昨十九日政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ
如シ

衆議院議員黑住成章君提出樺太常備軍ニ
關スル質問ニ對スル答辯書

樺太常備軍ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

大正十四年三月五日

提出者 黑住 成章

樺太常備軍ニ關スル質問主意書
日露交渉成立ノ結果北樺太派遣軍ノ撤退
斷行ハ既定ノ事實ナルカ之レト同時ニ吾
カ南樺太ニアル後方守備隊ヲモ撤兵セラ
レトス然ルニ撤兵後ニ於ケル樺太ノ警
備ニ付テハ未タ何等ノ聲明ナカリシ爲島
民ノ憂懼情ク能ハサル處ナリ目下北樺太
ニ於テ帝國派遣軍撤退ノ説傳ハルヤ在住
者ハ不安ノ念ニ驅ラレ島外ニ轉セムトス
ル者日ヲ逐フテ其ノ多キヲ加ヘ人心恟恟
安住スル所ヲ知ラサルノ觀アリ從來樺太
ノ地タル動モスレハ赤化の危險思想ヲ有
スル露支鮮人頗ル多キハ既往ノ事實ニ徴
シテ明ナリ若南北全島ヨリ總テノ兵備ヲ
撤退セムカ更ニ西北比亞方面ヨリ北樺太
ニ渡來シ延テ南北國境ヲ越エテ南來スル
ハ自然ノ趨勢ナリ惟フニ吾カ南樺太ハ領

有以來二十年粒粒辛苦ヲ重ネ今ヤ漸ク其
ノ一部ニ基礎ヲ築キ僅ニ前途ノ曙光ヲ認
ムルニ至リタルニ際シ島民ハ殊ニ將來帝
國民族ノ北方發展ノ第一線ニ立チ其ノ使
命益重大ナルニ拘ラス島民ノ生命財產ニ
對シ其ノ保障ナク警備ニ缺クル處アラム
カ往年ノ慘憺タル尼港事件ヲ追想シ眞ニ
深憂ニ堪ヘサルモノアリ斯クテハ吾國
威ヲ失墜スルノミナラス我カ國策タル北
方開發ハ其ノ根柢ヲ破壞セラルルニ至ル
ヘシ即チ斯ノ如キ不安ノ狀態ヲ續クルニ
於テハ島民ハ永久的の事業ヲ樹立スルニ躊
躇スルノミナラス人心萎靡荒廢シ産業不
振ニ陥リ退島スル者續出スルニ至ルハ火
ヲ賭ルヨリ明ナリ政府ハ樺太島民ノ生命
財產ヲ保護シ恟恟タル人心ヲ安定セシメ
漸次同島ノ壯丁ヲ收容訓練シ剛健ナル民
風作興ニ資スル爲南樺太ニ陸軍兵備ヲ置
スルノ意ナキカ

右及質問候也

大正十四年三月十九日

衆議院議長粕谷義三殿

衆議院議員黑住成章君提出樺太常備軍ニ
關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員黑住成章君提出樺太常備軍
ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ日露國交ノ恢復セル今日ニ於テハ
兩國國民間ニ存セル從來ノ交誼ニ鑑ミ質問
書ニ速フルカ如キ憂慮ヲ要セサルモノト
認ム然レトモ將來萬一ノ事件發生スル場
合アラハ臨機適宜ノ處置ヲ採ルヘシ
右答辯候也

大正十四年三月十八日

陸軍大臣 宇垣 一成

一昨十九日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル
左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ
受領セリ

治安維持法案(政府提出)

日本無線電信株式會社法案(政府提出)

染料製造獎勵ニ關スル法律案(政府提出)

商業會議所法中改正法律案(本院提出)
〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲
茲ニ掲載ス〕

一昨十七日內閣總理大臣ヨリ左ノ通令ヲ
リタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

內務省衛生局長 山田準次郎
一昨十七日衆議院規則第十五條但書ニ依リ
議長ニ於テ議席ヲ左ノ如ク變更セリ

一 千葉縣第六區
選出議員

二二八
一昨十九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ
如シ

東京市ニ關スル法律案委員

森田 茂君 吉川吉郎兵衛君
作間 耕逸君 土屋 與君
清水市太郎君 瀨沼伊兵衛君
矢野 鈺吉君 本田 義成君
林田龜太郎君
下關漁港速成ニ關スル建議案委員

村上紋四郎君 山本 勝次君
高木 正年君 吉木 陽君
千葉宮次郎君 青山 忠三君
藤田 包助君 中村 清造君
秋田寅之介君
生計調査ニ關スル建議案委員

淺川 浩君 加藤 鯛一君
山耕 儀重君 中村 嘉壽君
前田房之助君 木暮 正一君
山下 谷次君 神崎 勳君
井上 利八君
國民教育ノ根本的革新ニ關スル建議案委員

荒川 五郎君 樋口 秀雄君
山耕 儀重君 藤井 敬慎君
信太儀右衛門君 三橋四郎次君
室木彌次郎君 神 苗代君
原田 十衛君 米原於菟男君
櫻内 幸雄君 山本悌二郎君
齋藤 珪次君 田中 定吉君
山崎達之輔君 増田 義一君
畔田 明君 小橋藤三衛君

一昨十九日帝國美術院美術研究獎勵金委
任經理ニ關スル法律案委員補選代君辭任ニ
付其ノ補闕トシテ島本信二君ヲ、染料製
造獎勵ニ關スル法律案委員寺島權藏君辭
任ニ付其ノ補闕トシテ橋本喜造君ヲ、借家
法中改正法律案委員加藤六藏君辭任ニ付
其ノ補闕トシテ作間耕逸君ヲ、所得稅法
中改正法律案委員岡田豐吉君辭任ニ付其
ノ補闕トシテ高木音藏君ヲ執レモ議長ニ
於テ選定セリ

一昨十九日理事補選舉ノ結果左ノ如シ
大正三年臨時事件ニ關スル臨時軍事費特
別會計ノ終結ニ關スル法律案(政府提出)
委員

理事 佐々木平次郎君(理事小川郷太
郎君補闕)
鐵道敷設法中改正法律案(橋本喜造君外
五名提出)委員

理事 赤間嘉之吉君(理事青柳郁次郎
君補闕)
議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス——議事進行ニ付テ發言ヲ求メラレテ居
リマス、之ヲ許シマス、原夫次郎君

○原夫次郎君 簡單デアリマスカラ此席カ
ラ願ヒマス、本員ハ一昨日當議場ニ於テ、
樺太廳ノ事件ニ關シマシテ、即チ樺太廳ノ
追加豫算ニ牽聯シテ、樺太廳ノ行政事務
ニ牽聯致シテ、彼ノ樺太長官ガ 天皇陛下ノ
大權ヲ干犯シ、官文書ヲ偽造シ、官紀ヲ紊
亂シタ、三箇條ニ向シテ、直上拔ノ長官タ
ル內閣總理大臣ニ對シテ、質問ヲ致シテア
ルノデアリマス、此事ニ付テ同僚松田君カラ
モ、特ニ內閣總理大臣ニ答辯ヲ要求致シテ
アルノデアリマスガ、本日迄マダ答辯ガ無
イノデアリマス、仍テ此會期切迫ノ今日ニ
於キマシテ、成ベク早ク內閣總理大臣ニ御
答辯ヲ願ヒタイ、此事柄タルヤ極メテ重大
ナル、現內閣ノ主ナル政綱ニ掲ゲテ居ル所
ノ官紀振肅ノ問題ニ屬シテ居ル、若シ是ガ
答辯ガ無イト云フナラバ、現內閣ハ彼ノ標
榜致シテ居ル綱紀肅正ノ看板ヲ撤回スベキ
モノト明言シテ差支ナイノデアリマス、又
一體加藤內閣總理大臣 ト云フ者ハ、今日

マデ此議場ニ於テ吾々ハ此人ノロカラ、片
言隻語ノ中ニモ、現內閣ノ政策ヲ窺ハント
致シテ居ル者デアル、國民モ亦然リ、然ル
ニモ拘ラズ加藤首相ノ答辯ナルモノハ、唯、
單リ衆議院ノミナラズ、貴族院ニアリマシ
テモ十分ナル議員ノ満足ヲ買ハナイ、國民
又満足致シテ居ナイノデアリマス、然ルニ
私ハドウシテモ加藤首相ノ此質疑ニ對スル
答辯ヲ促ス次第デアリマス、若シ此答辯次
第デハ、吾々ハ大ニ覺悟ガアルノデアリマ
ス

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

第一 中國鐵道株式會社所屬鐵道及東
京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止
ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル
法律案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長田中善立君)
一中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈
株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ對スル
補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政
府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十九日

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、中國鐵道株式會社所屬鐵道
及東京電燈株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長田中善立君

ヨリ此補償ニ關シテハ最モ嚴正公平ニ調査
致シテ、最低價額ノ補償ヲスルト云フ聲明
ヲ得マシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシ
タノデアリマス、此段御報告中上ゲマス
(拍手)

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

○議長(粕谷義三君) 本案ニ付テ賛成ノ通
告ガアリマス、木槍三四郎君

ハ、實際問題デアリマス、即チ本鐵道ヲ開
通致シマシタナラバ、其開通後ニ於テ營業
ヲ致シ、茲ニ初テ收支計算ガ引合ハストキ
ニ、之ニ向テ補ヒ金ヲ出シテアルノガ法
ノ正シキ解釋デアル、然ルニ本鐵道開通以
來、何等連轉ヲ致サナイデ營業ヲ休止シテ
シマツタ、其モノニ向テ此法律ニ依リテ補
償金ヲ與ヘルト云フコトハ、少シ矛盾シテ
居ルト思フノデアル、所デ私共ハ政府ニ
向テ數回ノ交渉ヲ致シタ所ガ、正面ノ解
釋ハ左様ダラウガ、免モ角モ此鐵道ガ出來
タ爲ニ營業ノ收入ト云フモノガ減シテ來ル
コトハ正シイ事實デアル、斯ウ云フ御話
デ、推定論カラ出テ會社ニ補償ヲ與ヘルコ
トニ事務ノ進行ヲシテ來タト云フ、此場所
ハ御水知ニナラマ御方モアルカモ知レマセ
ヌガ、所謂利根川ヲ挾シタ場所デ、本鐵道
ハ利根川ノ右岸ヲ通り、東京電燈會社ガヤ
テ居リマスモノハ左岸ヲ通リテ居ルノデ、
並行ト申シマスレバ並行ト言得ルカモ知レ
マセヌガ、或ハ並行ト言得ナイ場合モア
ル、而シテ一方ハ郡ヲ異ニシ勢多郡、一方
ハ群馬郡ト云フノデ、各其郡ニ屬スル人達
ハ電氣鐵道營業ヲ休止シタ爲ニ交通ニ大ナ
ル不便ヲ見テ居ルノデアル、電氣鐵道ガ營
業ヲ休止致シマシタト云フコトハ、唯、利益
問題一點張デ、公衆ノ爲ニ旅客ヲ運搬スル
ト云フコトハ公衆ニ更ニ無イノデ、所謂本
鐵道開始後ニ於テ何等旅客ニ對シテノ營業
ヲ續ケナイト云フコトハ、營業ノ本旨カラ
考ヘテ甚ダ不深切デアルト私共ハ見テ居
ル、併ナガラ斯様ニ致シテ休止ヲ致シ、本
年ノ二月ニナラマ營業廢止ノ願出ヲシタト
云フ、其モノニ向テ補償金ヲ與ヘルト云
フコトハ、法ノ上カラ穩デナイト云フノデ
私共ハ反對ヲ致シタ、殊ニ東京電燈會社ガ
此鐵道、沼田間ノ既設ノ電氣鐵道ヲ開始致
シマシテカラ以來ノ經過ヲ見ルナラバ、如
何デアルト云フト、旅客本位ニ非ズシテ、沼
田ノ奥ノ自己ノ水電事業ヲ計畫スル爲ニ、
貨物ノ運搬ガ主ナルモノデアッタ、隨テ東
京電燈ガ此電氣鐵道ヲ買収シテ以來ト云フ
モノハ、改良工事モ碌々施サナイ、所謂旅

客本位ニ營業ヲ致サナイデ、自己ノ事業遂
行ノ爲ニ貨物運搬ノ資ニ供シタト云フコト
ガ實際ナノデアリマス、左様ナラバアリマ
スカラ、之ニ對シテ鐵道法ニ依リテ補償金
ヲ與ヘル場合ハ、他ノ中國鐵道若クハ先頃
可決ニナリマシタ長州鐵道アタリノ例ヲ通
用スルコトハ大ナル間違デアル、即チ此電
氣鐵道ハ旅客本位ニ非ズシテ、買収以來自
己ノ水電事業等ノ工事ヲ完成スル爲ニ、貨
物運搬本位ニ致シタト云フ、是等ノ事實ヲ
調ベルナラバ、政府ガ之ニ向テ補ヒ金ヲ
出ス上ニ於テハ、大ナル注意ヲ調査ヲ要ス
ルノデアリマス、所ガ政府ノ補償金ヲ與フル
其金額ノ内容ヲ探シテ見ルト、甚ダ多額
ニ過グルヤウニ思ハレル、ソレ故ニ私共ハ
政府ニ以上申上ゲタ理由ヲ説明シテ、政府
ニ於テハ現在取調ベタ所ノ債ヒ金ヲ出スト
云フ基礎計算ヲ改メテ、東京電燈會社ガ沼
田沼田間ノ區間ヲ買収シテ經營以來ノ實際
ヲ調査シテ、所謂旅客本位ニ非ズシテ自己
ノ事業本位ニ之ヲ運搬シタト云フコトヲ見
ルナラバ、政府ガ國費ヲ投ジテ債ヒ金ヲ出
スノモ此點ニ注意ヲ拂ハナケレバナラヌ、
就テハ現在政府ガ見込シタ居リマス補償金
額ハ多額ニ過グルカラ、第一償ヒ金ヲ出
ス其金ノ標準ヲ改メテ、所謂計算ノ基礎ヲ
改メテ、大ナル節減ヲシテ、補償金ヲ與フル
コトガ出來ルカドシカ、即チ從來ノ調査
方針ヲ絕對ニ改メテシマツテ、サウシテ從
來ノ實際ニ彼等ガ爲シタ經過ニ鑑ミテ債ヒ
金ヲ出スト云フコトガ出來ルカドシカ、是
ガ出來ナイナラバ、吾々ハ今日國費多端ノ
時ニ補償金ヲ出スト云フコトハ賛成ガ出來
ナイト云フノデ政府當局ニ伺ヒマシタ、然
ルニ政府當局ノ説明スルニ、實地ノ問題
ガ吾々ノ説明スル如クンバ更ニ計算ノ基礎
ヲ改メテ、大ナル減額ヲスルコトニ努力致
シマス、斯ウ云フ聲明ヲ得タノデアリマ
ス、ソレ故ニ私共ハ此聲明ヲ得マシタ爲
ニ、法律ノ上カラ見テハ不穩當ト見テ居リ
マスルガ、免モ角モ本鐵道ガ出來テ營業ノ
上ニ幾分ノ迷惑ヲ與ヘタコトハ確カデア
ルト思フカラ、此點ヲ考ヘテ、政府ノ聲明ヲ

信用致シマシテ同意ヲ致シタ次第デアリマ
ス、此點ヲ御報告致シテ、私共ガ賛成ノ趣
旨ヲ明ニ致ス次第デアリマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 別段他ニ發議ノ通告
ハアリマセヌカラ直ニ採決ヲ致シマス、本
案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシ
タ 作間耕逸君
○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決セラレンコトヲ望ミマス
「贊成」(贊成)ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開
キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス
中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈
株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ對スル
補償ノ爲ニ公債發行ニ關スル法律案
第二讀會(確定議)
「異議ナシ」(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ
通り可決確定セラレマシタ(拍手起ル)
日程第二、齒科醫師法中改正法律案ノ貴族
院回付案ヲ議題ニ致シマス
第二 齒科醫師法中改正法律案(本院
提出、貴族院回付)
齒科醫師法中改正法律案
右貴族院提出案本院ニ於テ修正議決セリ依
テ議院法第五十五條ニ依リ及回付候也
大正十四年三月十九日
貴族院議長 公爵徳川 家達
衆議院議長 粕谷義三 殿
(小字及ハハ貴族院修正)
齒科醫師法中改正法律案中貴族院回付ノ
箇所左ノ如シ
第四條ノ二 命令ヲ以テ定ムルモノヲ除
クノ外 齒科醫師ニ非サレハ齒科診療所

治療所若ハ技工所ノ開設又ハ管理ヲ爲
スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
スコトヲ得
○議長(粕谷義三君) 貴族院ニ於ケル修正
ノ箇所ハ既ニ印刷ニシテ御手許ニ配付シテ
アリマスカラ、御承知ノ事ト信ジマス、之
ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、石塚三郎
君
○石塚三郎君 簡單デアリマスカラ此席カ
ラ申上ゲマス、貴族院ニ於ケル修正案ハ、
衆議院ノ本文ト其趣旨ニ於キマシテハ更ニ
異ナル所ガ無イト信ジマス、隨テ政府ハ命
令ヲ規定セラル、ニ當リマシテ、其精神ニ
基キ必要ナル條項ヲ具備セラレンコトヲ望
ムノデアリマス、念ノ爲ニ政府當局ノ御意
嚮ヲ伺フテ置キタイノデアリマス
○議長(粕谷義三君) 片岡政務次官
〔政府委員(片岡直溫君) 只今ノ御質問ニ
御答ヲ致シマス、貴族院ノ修正ハ如何ニモ
本案ノ精神ト變々コトハ無イノデアルト
信ジテ居リマスシ、且ツ修正セラレマシタ
所ノ命令ニ依リテ規定シマスル場合ニ於
テ、本案ノ精神ニ基キテ規定ヲ致シマスル
積リデアリマス、此段御答ヲ致シマス
○議長(粕谷義三君) 他ニ通告ハアリマセ
ヌ、回付案即チ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ
否ヤヲ御諮リ致シマス
○小山松壽君 簡單デアリマスカラ當席ヨ
リ發言ヲ致シマス、齒科醫師法中改正法律
案ハ貴族院ニ於テ修正セラレ、回付ヲ以テ
茲ニ議題ニセラレタノデアリマスガ、只今
政府ノ答辯ニ依リマスレバ、其精神ニ於テ
原案ト異ナル所ガ無イト認メマス、仍テ回
付案ニ同意ヲ表シマス
「贊成」(贊成)ト呼フ者アリ
○松田源治君 貴族院ヨリ回付案ニ同意
ヲ致シマス
○議長(粕谷義三君) 貴族院ノ修正ニ御異
議アリマセヌカ
「異議ナシ」(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ其修正ニ同意スルコトニ決シマシ
タ—日程第三乃至第五同一委員ニ付託
致シテ議案ナルヲ以テ、一括議題ト爲スニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第三、日本勸業銀行法中改正
法律案、日程第四、北海道拓殖銀行法中改
正法律案、日程第五、農工銀行法中改正法
律案、右三案ヲ一括シテ其第一讀會ノ續ヲ
開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス— 柵欄軍
之佐君

第三 日本勸業銀行法中改正法律案
(砂田重政君外二名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一日本勸業銀行法中改正法律案(砂田重
政君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
大正十四年三月十九日

日本勸業銀行法中
改正法律案委員長
柵欄軍之佐

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行
スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ

其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又
ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ

申出タルトキハ抵當ヲ微セスシテ定期
償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコト

ヲ得

第十五條ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條
第一項乃至第四項」ニ改ム

第四 北海道拓殖銀行法中改正法律案
(砂田重政君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一北海道拓殖銀行法中改正法律案(砂
田重政君外二名提出)

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行
スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ

其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又
ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ

申出タルトキハ抵當ヲ微セスシテ定期
償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコト

ヲ得

第十五條ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條
第一項乃至第四項」ニ改ム

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十四年三月十九日

北海道拓殖銀行法中
改正法律案委員長
柵欄軍之佐

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

第五 農工銀行法中改正法律案(砂田
重政君外二名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一農工銀行法中改正法律案(砂田重政
君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
大正十四年三月十九日

農工銀行法中改
正法律案委員長
柵欄軍之佐

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

農工銀行法中左ノ通改正ス

第六條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六 都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ
施行スル場合ニ於テ土地區劃整理

組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申
出タルトキ又ハ共同施行者力連帶

責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ
無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸

付ヲ爲スコト

第七條ノ四中「第六條第三號乃至第五號」
ヲ「第六條第三號乃至第六號」ニ改ム

〔柵欄軍之佐君登壇〕

○柵欄軍之佐君 只今議題ニ供セラレマシ
タ三案ノ中、先以テ日本勸業銀行法中改正

法律案ノ委員會ノ經過結果ヲ申上ゲマス、
此勸業銀行法中「第十五條第四項ノ次ニ

左ノ一項ヲ加フ」ト云フコトデ、一ツ項目
ガ加ハルノデアリマス、所ガ之ヲ加ヘマス

ルト云フト、割増金附ノ勸業債券ニ依ッテ
得タル資金ヲ、之ニ貸付ケネバナラヌト云

フ結果ニナルト云フコトデアリマシテ、委
員會ニ於キマシテハ政府ト種々交渉ノ結

果、斯クシテモ差支ナイカト云フ政府ノ意

見ヲ微シタノデアリマス、所ガ政府ハ此項
目ヲ加ヘルコトニハ異議ハ無イノデアリマ

スルガ、斯様ニ修正シテ戴クバ賛成ガ出來
ルト云フコトデアリマス、即チ「第十五條

ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條第一
項乃至第四項」ニ改ム」斯様ニ致シマスル

ト云フト、第十五條ノ二中ニハ、今マデハ現
行法ニ依リマスルコト云フト四項アリマス、

此四項ニ對シマシテハ全部割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸得ルコトニナッテ居ルノデアリ

マスルガ、此今度差加ヘマスル一項ヲ其儘
ニ致シテ置キマスルコト云フト、自ラ矢張農

業資金ノ性質ヲ持ッテ居ル割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸サネバナラヌコトニナルノデアリ

マス、斯様ニナリマスルコトハ甚ダ困ルト云
フノデ、茲ニ今現在ノ各項トアリマスモノ

ヲ、第一項乃至第四項ト制限致シテ、今回
追加致シマスル五項ト云フモノヲ除外スル

コトニ致シタノデアリマス、其結果除外例
ト致シタノデアリマス、此事ニ付テハ委員

諸君ト政府ト種々意見ヲ交換シマシタ結
果、別段政府ノ主張ニ異議ガ無イト云フコ
トデ、又提案者モソレデ宜シト云フコト
デアリマシテ、政府ノ主張通り斯様ニ決定

致シマシタ次第デアリマス、北海道拓殖銀
行法中改正法律案、是ハ全部原案ノ通り承

認ヲ致スコトニ致シマシタ、可決致スコト
ナリマシタ、農工銀行法中改正法律案、是

ハ矢張只今申上ゲマシタ趣旨ニ基キマシテ、
此改正案ノ中ニ規定シテアリマスル第七條

ノ四中「第六條第三號乃至第五號」ヲ「第六
條第三號乃至第六號」ニ改ムト云フ其末項

ヲ削除致シマスルコト云フト、自ラ割増金附
債券ニ依ッテ得タル資金ノ貸付ヲ爲シ得ナ

イコトニナリマスルノデ、是ハ大口喜六君
ヨリ削減ノ動議ガ出マシテ、其通り決定致

シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今委員長ノ御報告
ニナリマシタ中、日程ノ第三ハ修正デアリ

マス、第四ハ原案ノ通り可決デアリマス、
第五ハ修正デアリマス、併ナガラ之ニ對シ

テ何等ノ通告モ無イノデアリマスルカラ、
三案ヲ一括シテ採決シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス—三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリ

マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 三案ヲ一括シテ直ニ第二讀
會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、何レモ委

員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマ
ス

〔賛成ニ賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ

開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

日本勸業銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

北海道拓殖銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

農工銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委

員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ、日
程第六、社寺現境内地無償下付ニ關スル法

律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告
ヲ求メマス、委員長小池仁郎君

第六 社寺現境内地無償下付ニ關スル
法律案(安藤正純君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案
(安藤正純君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十九日

社寺現境内地無償下付
ニ關スル法律案委員長
小池 仁郎

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行
スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ

其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又
ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ

申出タルトキハ抵當ヲ微セスシテ定期
償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコト

ヲ得

第十五條ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條
第一項乃至第四項」ニ改ム

第四 北海道拓殖銀行法中改正法律案
(砂田重政君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一北海道拓殖銀行法中改正法律案(砂
田重政君外二名提出)

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行
スル場合ニ於テ土地區劃整理

組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申
出タルトキ又ハ共同施行者力連帶

責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ
無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸

付ヲ爲スコト

第七條ノ四中「第六條第三號乃至第五號」
ヲ「第六條第三號乃至第六號」ニ改ム

〔柵欄軍之佐君登壇〕

○柵欄軍之佐君 只今議題ニ供セラレマシ
タ三案ノ中、先以テ日本勸業銀行法中改正

法律案ノ委員會ノ經過結果ヲ申上ゲマス、
此勸業銀行法中「第十五條第四項ノ次ニ

左ノ一項ヲ加フ」ト云フコトデ、一ツ項目
ガ加ハルノデアリマス、所ガ之ヲ加ヘマス

ルト云フト、割増金附ノ勸業債券ニ依ッテ
得タル資金ヲ、之ニ貸付ケネバナラヌト云

フ結果ニナルト云フコトデアリマシテ、委
員會ニ於キマシテハ政府ト種々交渉ノ結

果、斯クシテモ差支ナイカト云フ政府ノ意

見ヲ微シタノデアリマス、所ガ政府ハ此項
目ヲ加ヘルコトニハ異議ハ無イノデアリマ

スルガ、斯様ニ修正シテ戴クバ賛成ガ出來
ルト云フコトデアリマス、即チ「第十五條

ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條第一
項乃至第四項」ニ改ム」斯様ニ致シマスル

ト云フト、第十五條ノ二中ニハ、今マデハ現
行法ニ依リマスルコト云フト四項アリマス、

此四項ニ對シマシテハ全部割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸得ルコトニナッテ居ルノデアリ

マスルガ、此今度差加ヘマスル一項ヲ其儘
ニ致シテ置キマスルコト云フト、自ラ矢張農

業資金ノ性質ヲ持ッテ居ル割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸サネバナラヌコトニナルノデアリ

マス、斯様ニナリマスルコトハ甚ダ困ルト云
フノデ、茲ニ今現在ノ各項トアリマスモノ

ヲ、第一項乃至第四項ト制限致シテ、今回
追加致シマスル五項ト云フモノヲ除外スル

コトニ致シタノデアリマス、其結果除外例
ト致シタノデアリマス、此事ニ付テハ委員

諸君ト政府ト種々意見ヲ交換シマシタ結
果、別段政府ノ主張ニ異議ガ無イト云フコ

トデ、又提案者モソレデ宜シト云フコト
デアリマシテ、政府ノ主張通り斯様ニ決定

致シマシタ次第デアリマス、北海道拓殖銀
行法中改正法律案、是ハ全部原案ノ通り承

認ヲ致スコトニ致シマシタ、可決致スコト
ナリマシタ、農工銀行法中改正法律案、是

ハ矢張只今申上ゲマシタ趣旨ニ基キマシテ、
此改正案ノ中ニ規定シテアリマスル第七條

ノ四中「第六條第三號乃至第五號」ヲ「第六
條第三號乃至第六號」ニ改ムト云フ其末項

ヲ削除致シマスルコト云フト、自ラ割増金附
債券ニ依ッテ得タル資金ノ貸付ヲ爲シ得ナ

イコトニナリマスルノデ、是ハ大口喜六君
ヨリ削減ノ動議ガ出マシテ、其通り決定致

シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今委員長ノ御報告
ニナリマシタ中、日程ノ第三ハ修正デアリ

マス、第四ハ原案ノ通り可決デアリマス、
第五ハ修正デアリマス、併ナガラ之ニ對シ

テ何等ノ通告モ無イノデアリマスルカラ、
三案ヲ一括シテ採決シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス—三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリ

マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 三案ヲ一括シテ直ニ第二讀
會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、何レモ委

員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマ
ス

〔賛成ニ賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ

開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

日本勸業銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

北海道拓殖銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

農工銀行法中改正法律案

第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委

員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ、日
程第六、社寺現境内地無償下付ニ關スル法

律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告
ヲ求メマス、委員長小池仁郎君

第六 社寺現境内地無償下付ニ關スル
法律案(安藤正純君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案
(安藤正純君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月十九日

社寺現境内地無償下付
ニ關スル法律案委員長
小池 仁郎

衆議院議長粕谷義三殿

(小字ハ委員會修正)

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十五條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行
スル場合ニ於テ土地區劃整理

組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申
出タルトキ又ハ共同施行者力連帶

責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ
無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸

付ヲ爲スコト

第七條ノ四中「第六條第三號乃至第五號」
ヲ「第六條第三號乃至第六號」ニ改ム

〔柵欄軍之佐君登壇〕

○柵欄軍之佐君 只今議題ニ供セラレマシ
タ三案ノ中、先以テ日本勸業銀行法中改正

法律案ノ委員會ノ經過結果ヲ申上ゲマス、
此勸業銀行法中「第十五條第四項ノ次ニ

左ノ一項ヲ加フ」ト云フコトデ、一ツ項目
ガ加ハルノデアリマス、所ガ之ヲ加ヘマス

ルト云フト、割増金附ノ勸業債券ニ依ッテ
得タル資金ヲ、之ニ貸付ケネバナラヌト云

フ結果ニナルト云フコトデアリマシテ、委
員會ニ於キマシテハ政府ト種々交渉ノ結

果、斯クシテモ差支ナイカト云フ政府ノ意

見ヲ微シタノデアリマス、所ガ政府ハ此項
目ヲ加ヘルコトニハ異議ハ無イノデアリマ

スルガ、斯様ニ修正シテ戴クバ賛成ガ出來
ルト云フコトデアリマス、即チ「第十五條

ノ二中「第十五條各項」ヲ「第十五條第一
項乃至第四項」ニ改ム」斯様ニ致シマスル

ト云フト、第十五條ノ二中ニハ、今マデハ現
行法ニ依リマスルコト云フト四項アリマス、

此四項ニ對シマシテハ全部割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸得ルコトニナッテ居ルノデアリ

マスルガ、此今度差加ヘマスル一項ヲ其儘
ニ致シテ置キマスルコト云フト、自ラ矢張農

業資金ノ性質ヲ持ッテ居ル割増金附ノ債券
ノ資金ヲ貸サネバナラヌコトニナルノデアリ

マス、斯様ニナリマスルコトハ甚ダ困ルト云
フノデ、茲ニ今現在ノ各項トアリマスモノ

ヲ、第一項乃至第四項ト制限致シテ、今回
追加致シマスル五項ト云フモノヲ除外スル

コトニ致シタノデアリマス、其結果除外例
ト致シタノデアリマス、此事ニ付テハ委員

諸君ト政府ト種々意見ヲ交換シマシタ結
果、別段政府ノ主張ニ異議ガ無イト云フコ

トデ、又提案者モソレデ宜シト云フコト
デアリマシテ、政府ノ主張通り斯様ニ決定

致シマシタ次第デアリマス、北海道拓殖銀
行法中改正法律案、是ハ全部原案ノ通り承

認ヲ致スコトニ致シマシタ、可決致スコト
ナリマシタ、農工銀行法中改正法律案、是

ハ矢張只今申上ゲマシタ趣旨ニ基キマシテ、
此改正案ノ中ニ規定シテアリマスル第七條

ノ四中「第六條第三號乃至第五號」ヲ「第六
條第三號乃至第六號」ニ改ムト云フ其末項

ヲ削除致シマスルコト云フト、自ラ割増金附
債券ニ依ッテ得タル資金ノ貸付ヲ爲シ得ナ

イコトニナリマスルノデ、是ハ大口喜六君
ヨリ削減ノ動議ガ出マシテ、其通り決定致

シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今委員長ノ御報告
ニナリマシタ中、日程ノ第三ハ修正デアリ

マス、第四ハ原案ノ通り可決デアリマス、
第五ハ修正デアリマス、併ナガラ之ニ對シ

テ何等ノ通告モ無イノデアリマスルカラ、
三案ヲ一括シテ採決シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス—三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリ

マセヌカ

<

第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第七條 本法ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及本法施行前下付ヲ受ケタル社寺ノ土地ヨリ生スル收益ハ現ニ公用ニ供スルモノト雖凡テ其ノ社寺ニ歸屬ス

○小池仁郎君 簡單デアリマスカラ當席ヨリ報告ヲ御計ヲ願ヒタウゴザイマス——社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案委員會ノ經過結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ昨日開會シテ、即日終了ヲ告ゲタノデアリマス、此法律案ハ屢、本議院ノ問題トナリマス、其度毎ニ可決セラレタル案デアリマス、提案者ノ趣旨辯明ヲ省略シテ、直ニ質問ニ移ラデアリマス、農商務省ノ政府委員、大藏省ノ政府委員ノ趣見ヲ聽キマシタ、兩省ノ政府委員ハ本案ノ趣見ニハ贊成デアルガ、俄ニ同意シ難イ、御同意シ難イ理由ト致シマシテハ、社寺ノ財産管理ノ方法ガマダ出來テ居ラナイカラ、直ニ無償下付ヲスルコトハ出來ナイ、斯ウ云フヤウナ意見デゴザイマシタ、併ナガラ議員ノ質問ノ趣意ハ、此社寺ノ財産管理ノ方法ハソレ程ムツカシイモノデハナイ、政府ノ位置トシテハ一舉手一投足ノ勞ヲ爲セバ、直ニ其管理法ノ如キモノハ出來ルデハナイカ、殊ニ此法ノ第五條「本法ニ依リ下付ヲ受ケタル境内地及立木竹ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ地上權抵當若ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス」斯様ニ制裁ガゴザイマス、是デ宜イデハナイカト云フ問答ガアリマシタ、政府ハ宗教法ノ成立ヲ俟テ然ル後ニ其處分ヲシタイト云フヤウナ御意見デゴザイマシタ、質問應答ヲ終リ討論ニ入リマシタ、何等ノ討論モアリマセヌデシタガ、第六條ノ次ニ第七條ヲ追加スル上云フ動議ガ出テ成立ヲ致シマシタ、即チ第七條ニ「本法ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及本法施行前下付ヲ受ケタル社寺ノ土地ヨリ生スル收益ハ現ニ公用ニ供スルモノト雖凡テ其ノ社寺ニ歸屬ス」斯様ニ修正動議ガ安藤正純君ヨリ追加提案サレマシテ、全會一致ヲ以テ此第七條ノ追加ヲ認メ、又第一條ヨリ第六條マデ、總テ原案ノ通り可決確定致シマシタ、此段御報告ヲ申上ゲマス、何卒諸君ノ御贊成ヲ希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 採決致シマス、本案第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

社寺現境内地無償下付ニ關スル法律案

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕 第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ砂田重政君外二名提出、關稅定率法中改正法律案ヲ此際特ニ上程シテ議題ト爲シ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ日程變更ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ、御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ茲ニ關稅定率法中改正法律案ヲ議題トシ、其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長武藤金吉君

關稅定率法中改正法律案(砂田重政君外二名提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一關稅定率法中改正法律案(砂田重政君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月二十日

關稅定率法中改正法律案委員長 武藤 金吉

衆議院議長粕谷義三殿

〔武藤金吉君登壇〕

○武藤金吉君 關稅定率法中改正法律案、即チ綿絲輸入關稅撤廢ノ改正法律案デアリマス、其内容ハ關稅定率法ノ二百七十二號ノ第一項及第二項ヲ修正スルノデアリマス、是ヨリ此案ヲ議スルニ先立チマシテ、當衆議院ヨリ建議案三案ガ、吾々委員ニ付託サレテアリマシテ、此三案ニ付キマシテ、數回ニ亙リマシテ質疑應答ヲ試ミマシテ、政府ノ所見モ承テアリマス、其中ノ主ナル箇條ニ付キマシテ、茲ニ御報告ヲ致シタイト思ヒマス、綿絲ノ關稅ノ課稅ハ僅ニ三十三萬圓デアリマス、此關稅ノアル爲ニ優良ナル外國ノ綿絲ガ入リテ參リマセヌ、優良ナル綿絲ノ入リテ參リマセヌノハ、綿製品ノ製造及綿製品ノ輸出ニ付キマシテ障リガアルカラ之ヲ撤廢ヲ致シテ、外國ノ日本デ出來メセヌ優良ナル綿絲ヲ輸入スルコト云フコトモ一ツノ目的デアリマス、又此案ノ提出ノ時分ニ、提案者ヨリ說明サレタ趣旨、即チ國民生活ノ安定ヲ期スル爲ニ綿絲ノ輸入關稅ノ撤廢ヲ致シマシテ、國民多數ノ必需品タル木綿ヲ安ク國民ニ供給スルコト云フモノ一ツノ目的デアリマス、又綿絲ノ儲外國ニ只今賣テ居リマスモノハ七千八百萬圓、綿布ニシテ——綿製品ニシテ賣テ居リマスモノハ、多イ時ハ三億三千萬圓ニナツテ居リマスガ、ソレヨリ下ラナイノデアリマス、此關稅ヲ撤廢致シマシテ、門戸ヲ開放シテ優良ノ綿絲ヲ入レ、サウシテ原價ヲ安クシマスレバ、我國ニ於キマシテ綿製品及「メリヤス」等ノ工業ハ、非常ニ國內ニ發達ヲ致シマシテ、或ハ輸出貿易ノ大宗ト唱ヘラレテ居ル所ノ生絲ヲ凌駕スルコトハ易タルモノデアリマス、試ニ數年間綿製品ノ輸出額ヲ調ベテ見マシマス、大正五年ニ於キマシテハ僅ニ六千萬圓デアリマシタモノガ、大正六年以降大正十三年マデハ累次増進ヲ致シマシテ、今日ハ約七倍ノ増加ヲ致シテ居リマス、大正十二年ニハ二億六千四百九十九萬圓餘ノ輸出ニナツテ居ルノデアリマス、故ニ此綿製品ハ販路先ハ世界中ニ賣ラレテ居ルノデア

リマス、而シテ世界ニ於ケル綿製品ノ一番ノ製造高ヲ持テ居ルノハ英吉利デアリマスガ、只今申ス通りニ、優良ナル綿絲ガ入り、綿絲ノ關稅ヲ撤廢致シマスレバ、世界ニ於ケル所ノ英國ノ販路、即チ「マンチエスター」ノ工業ノ何分カラ全然蠶食ヲ致シマシテ、我國ハ此蠶維工業ト綿織物ノ工業トガ並ニ參リマシテ、我國ノ輸出ノ主ナルモノニナルコト云フコトハ、既往數年間ノ實績ニ徴シテモ明デアルシ、又將來ニ於テ必ズ此見込ハ立ツト云フコトハ、當業者ニ於テモ往々認メテ居ルノデアリマス、政府當局ニ於キマシテモ、是ハ否認シナイノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ、是等ニ付キマスル所ノ疑義ニ付キマシテ詳細ナル説明ガアリマシタ、又關稅撤廢ノ建議案ノ當時、武藤山治君ヨリ御質問ノアツタ點ニ付キマシテハ、革新俱樂部ノ馬場君ヨリ政府ニ質問ヲ致シマシタ、其要旨ハ機械ヲ安ク買入レテ、土地ヲ買入レテ、サウシテ紡績會社ガ今日ノヤウニ大キクナツタノハ、果シテ武藤山治君ノ言ハレル通りデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ武藤山治君ノ意見ハ誤リデアルト云フコトヲ斷言セラレマシタ、又操業短縮セザリシコトハドウダト云フコトノ質問ニ付キマシテハ、特ニ說明ヲ致サレマシテ、生産ノ減少ニ基クモノデアラ、操業短縮ト云フモノモ致シテ居ルト云フコトヲ聲明サレマシタ、更ニ支那ト日本ト此工場ノ關係ニ付キマシテハ質問ヲ致シマス、綿絲ノ關稅ヲ撤廢スルモ、支那ニ工場ガ移テ恐惶ハ無イト云フコトヲ政府ハ言明サレタ、是亦武藤山治君ノ意見ハ誤リデアルト云フコトヲ政府ハ明ニ聲明サレタノデアリマス、是ハ事實デアリマスカラ、私ハ委員長トシテ事實ヲ報告スルノデアリマス、ソレカラ綿絲關稅撤廢ニ付テ、紡績會社ノ立場ガドウカ、紡績會社ハ今日ハ基礎ガ鞏固ニナツテ居ルカラ、此新シク出來タ小サイ幾多ノ會社ハ幾分影響ヲ被リマセウガ、既往出來テ居ル所ノモノ、大體ニ於テハ、決シテ綿絲ノ關稅ヲ撤廢シテモ、此工業ニ影響スルコトハナ

イト云フコトモ政府ハ言明セラレタノデア
リマス、而シテ是等ノ改正ニ付キマシテ政
府ハ更ニ、是ハ原内閣ノ當時デアリマスル
ガ、經濟調査會ニ於キマシテ調ベマシタ
キニハ、紡績ノ當業者デアッテ經濟調査會
ノ該委員タル所ノ、亡クナリマシタ和田豐
治君ハ、經濟調査會ノ委員トシテ綿絲ハ二
十四番手以上ノモノハ、無稅ニシテ差支ナ
イト云フコトヲ經濟調査會ニ於テ意見ヲ立
テラレテ、明ニ公ノ會ニ於キマシテ此免稅
ノコトヲ證明サレテ居ルト云フコトモ政府
ハ言明セラレマシタ、其他憲政會ノ武内君ヨ
リ逆轉ノコト、又綿絲救済ノ途、配當率ノ
コトニ付テ詳細ナル質問ガアリマシタガ、
是等ノ點ニ付テモ速記録ニ詳細記載サレテ
アリマスカラ、速記録ヲ御覽ヲ願ヒタイ
之ニ要スルニ此案ハ丁寧親切、各方面カラ
委員會ハ審查ヲ致シマシテ、政府ノ聲明ヲ
得マシテ、更ニ委員諸君ヨリモ質問應答ヲ
重ネタ結果、滿場一致ヲ以テ原案ノ通りニ
可決スルト云フコトニ決定ヲ致シマシタ、
此段大要ヲ報告申上ゲマス

○議長(粕谷義三君) 本案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告ノ
通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開
キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

關稅定率法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 別ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長
報告ノ通り可決確定セラレマシタ——日程
第七、酒田、觀音寺眞室川間鐵道敷設ニ關

スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者西方
利馬君

第七 酒田、觀音寺及眞室川間鐵道敷
設ニ關スル建議案(熊谷直太君外四
名提出)

酒田、觀音寺及眞室川間鐵道敷設ニ關
スル建議案

酒田、觀音寺及眞室川間鐵道敷設ニ
關スル建議

政府ハ山形縣酒田ヨリ觀音寺ヲ經テ奥羽
本線眞室川驛ニ至ル鐵道ヲ速ニ敷設セラ
レムコトヲ望ム

右建議ス

○西方利馬君 簡單デアリマスカラ此席カ
ラ許シテ戴キマス、本建議案提出ノ理由ハ
文書ニ明ニ述ベラレテ居ルノデアリマスカ
ラ、何卒文書ヲ御覽ニナッテ、滿場ノ御贊
成ヲ御願致シマス

○井本常作君 本案ハ清水留三郎君外四名
提出、大間々長野原間鐵道建設ニ關スル建
議案外十六件ノ委員ニ併セテ付託セラレン
コトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第八、今泉坂町間鐵道起點變更
ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者
石塚三郎君

第八 今泉坂町間鐵道起點變更ニ關ス
ル建議案(石塚三郎君外四名提出)

今泉坂町間鐵道起點變更ニ關スル建議
案

今泉坂町間鐵道起點變更ニ關スル建
議

新瀉縣坂町ヨリ山形縣今泉ニ至ル鐵道未
成線ノ起點ヲ新瀉縣村上ニ變更シ山形縣
小國郷ヲ經テ同縣長井ニ接續セシメラレ
ムコトヲ望ム

右建議ス

○石塚三郎君 今泉坂町間鐵道起點變更ニ
關スル建議案ノ説明ヲ簡單ニ申上ゲマス、

本鐵道ハ明治二十五年ニ制定セラレマシタ
鐵道敷設法ヲ、大正九年七月一日ニ改正セ
ラレマシテ、同年八月六日法律第五十四號
ニ追加セラレタノデアリマス、其當時村上町
ヲ起點トスルカ、或ハ坂町村ヲ起點トスル
カニ付テ頗ル論議サレタノデアリマス、今
其兩者ニ就テ交通其他ノ點ニ付テ比較致シ
マス、坂町村ハ僅カ六百戸内外ノ一寒村デ
アリマシテ、其沿道部落ト申シマスレバ、
僅ニ關谷、女川ト云フ二箇村ヲ有シテ居ル
ニ過ギナイノデアリマス、又其沿道部落ト
山形縣ニ通ジマスル沿道部落ト申シマスレ
バ、十數里ノ間ニ於テ僅ニ數戸ヲ有シテ居
ル村落ガ二三アルニ過ギナイノデアリマス、
一方村上ハ舊内藤公ノ城下デアリマシテ、
戸數ハ二千五百戸ヲ有シ、人口ハ一万五千
有シテ居ルノデアリマス、而シテ郡役所、
裁判所、警察署、小林區署、中學校、或ハ
鮮產育所ト云フヤウナモノガ非常ニ澤山ア
ルノデアリマシテ、其上瀨波港ヲ控ヘテ居
リマス、三面川ハ其沿岸ニ沿ウテ居ルノデ
アリマス、物資ノ集散海陸共ニ甚大ノ利便
ヲ有シテ居ルノデアリマス、若夫レ沿道部
落ニ至リマシテハ、殆ド十數倍ノ多キヲ持
テ居ルノデアリマス、更ニ坂町村ヨリ山形
縣ニ達スル所ノ縣道ハ、斷崖絶壁ニ沿ウテ
洵ニ危險ノ場所デアリマス、一度集中ニナ
リマスルト雪崩ガアリマシテ、到底交通ガ
出來ナイノデアリマス、此故ニ坂町村ハ山
形縣ニ達スル縣道ヲ有シテ居リマスルケレ
ドモ、鐵道ノ昇降客ニ至リマシテハ村上驛
ト比較致シマスルト、全ク其半數ニモ充タ
ナイノデアリマス、以上申述ベマシタル如
ク坂町村ト村上町トノ比較ハ、其利害得失
ニ於テ非常ニ懸隔ガアルノデアリマス、惟
フニ本線ハ山形縣國境ヨリ長井町ニ至リマ
シテ、山形市ヲ經テ仙臺地方ニ達スル所ノ
陸羽越後橫斷スル幹線トナルノデアリマシ
テ、東北振興ノ上ニ於テハ極メテ重大ナル
意義ヲ齎スモノデアリマス、又軍事上ニ於
テモ此幹線ハ非常ナル有利ナモノデアリマ
シテ、一日モ速ニ是ガ速成ヲ期待シテ居ル
ノデアリマス、政府當局ニ於カレマシテハ

速ニ此兩地ニ對シマシテ、御調査ノ上國家
大局ニ若限サレマシテ、鐵道永遠ノ策ヲ立
テラレンコトヲ偏ニ希望スルノデアリマ
ス、而シテ此不合理ナル坂町村起點ヲ村上
町ニ變更セラレンコトヲ、願クハ滿場諸君
ノ御贊成ヲ得マシテ、速ニ是ガ實現アラン
コトヲ偏ニ希望シテ已マナイノデアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第七ノ委員ニ併
セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第九、借家人ノ利益保護ニ關ス
ル建議案、廣瀬德藏君

第九 借家人ノ利益保護ニ關スル建議
案(廣瀬德藏君外四名提出)

借家人ノ利益保護ニ關スル建議案

借家人ノ利益保護ニ關スル建議
政府ハ借家人ノ權利ヲ尊重シ其ノ經濟的
利益ヲ確保スル爲メ借家法並ニ土地收用法ノ
改正案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

廣瀬德藏君 簡單ニ申述ベマスカラ議席
カラ陳述ノ許可ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○廣瀬德藏君 本建議案ハ、政府ハ借家人
ノ權利ヲ尊重シ、其經濟的ノ利益ヲ確保ス
ルガ爲メ、土地收用法其他關係法規ノ適當
ナル改正案ヲ、速ニ本會ニ提出セラレンコ
トヲ望ムト云フ趣旨デアリマス、物ヲ所有
シテ居リマス人ト、物ヲ借りテ居リマス者
トノ間ノ利害ノ調節ト云フコトハ、法制上
興味アル問題デアリマス、殊ニ人ノ住居ニ
關スル物件ニ至リマシテハ、近代ノ趨勢ニ
鑑ミテ特ニ興味ヲ引ク問題デアルト思フノ
デアリマス、私ノ考ヘル所ニ依リマス、
我國現代ノ法制ハ、家ヲ借りテ居ル者ノ待
遇ニ於テ、少シ薄イ感ガアルト存ズルノデ
アリマス、而シテ此缺點ハ特ニ土地收用法
場合ニ於テ其顯著ナル痕跡ヲ現シテ居ルノ
デアリマス、土地收用法ニ依リマス、土
地ノ所有者及其關係人ハ、土地收用ノ手續

速ニ此兩地ニ對シマシテ、御調査ノ上國家
大局ニ若限サレマシテ、鐵道永遠ノ策ヲ立
テラレンコトヲ偏ニ希望スルノデアリマ
ス、而シテ此不合理ナル坂町村起點ヲ村上
町ニ變更セラレンコトヲ、願クハ滿場諸君
ノ御贊成ヲ得マシテ、速ニ是ガ實現アラン
コトヲ偏ニ希望シテ已マナイノデアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第七ノ委員ニ併
セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第九、借家人ノ利益保護ニ關ス
ル建議案、廣瀬德藏君

第九 借家人ノ利益保護ニ關スル建議
案(廣瀬德藏君外四名提出)

借家人ノ利益保護ニ關スル建議案

借家人ノ利益保護ニ關スル建議
政府ハ借家人ノ權利ヲ尊重シ其ノ經濟的
利益ヲ確保スル爲メ借家法並ニ土地收用法ノ
改正案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

廣瀬德藏君 簡單ニ申述ベマスカラ議席
カラ陳述ノ許可ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○廣瀬德藏君 本建議案ハ、政府ハ借家人
ノ權利ヲ尊重シ、其經濟的ノ利益ヲ確保ス
ルガ爲メ、土地收用法其他關係法規ノ適當
ナル改正案ヲ、速ニ本會ニ提出セラレンコ
トヲ望ムト云フ趣旨デアリマス、物ヲ所有
シテ居リマス人ト、物ヲ借りテ居リマス者
トノ間ノ利害ノ調節ト云フコトハ、法制上
興味アル問題デアリマス、殊ニ人ノ住居ニ
關スル物件ニ至リマシテハ、近代ノ趨勢ニ
鑑ミテ特ニ興味ヲ引ク問題デアルト思フノ
デアリマス、私ノ考ヘル所ニ依リマス、
我國現代ノ法制ハ、家ヲ借りテ居ル者ノ待
遇ニ於テ、少シ薄イ感ガアルト存ズルノデ
アリマス、而シテ此缺點ハ特ニ土地收用法
場合ニ於テ其顯著ナル痕跡ヲ現シテ居ルノ
デアリマス、土地收用法ニ依リマス、土
地ノ所有者及其關係人ハ、土地收用ノ手續

速ニ此兩地ニ對シマシテ、御調査ノ上國家
大局ニ若限サレマシテ、鐵道永遠ノ策ヲ立
テラレンコトヲ偏ニ希望スルノデアリマ
ス、而シテ此不合理ナル坂町村起點ヲ村上
町ニ變更セラレンコトヲ、願クハ滿場諸君
ノ御贊成ヲ得マシテ、速ニ是ガ實現アラン
コトヲ偏ニ希望シテ已マナイノデアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第七ノ委員ニ併
セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第九、借家人ノ利益保護ニ關ス
ル建議案、廣瀬德藏君

第九 借家人ノ利益保護ニ關スル建議
案(廣瀬德藏君外四名提出)

借家人ノ利益保護ニ關スル建議案

借家人ノ利益保護ニ關スル建議
政府ハ借家人ノ權利ヲ尊重シ其ノ經濟的
利益ヲ確保スル爲メ借家法並ニ土地收用法ノ
改正案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

廣瀬德藏君 簡單ニ申述ベマスカラ議席
カラ陳述ノ許可ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○廣瀬德藏君 本建議案ハ、政府ハ借家人
ノ權利ヲ尊重シ、其經濟的ノ利益ヲ確保ス
ルガ爲メ、土地收用法其他關係法規ノ適當
ナル改正案ヲ、速ニ本會ニ提出セラレンコ
トヲ望ムト云フ趣旨デアリマス、物ヲ所有
シテ居リマス人ト、物ヲ借りテ居リマス者
トノ間ノ利害ノ調節ト云フコトハ、法制上
興味アル問題デアリマス、殊ニ人ノ住居ニ
關スル物件ニ至リマシテハ、近代ノ趨勢ニ
鑑ミテ特ニ興味ヲ引ク問題デアルト思フノ
デアリマス、私ノ考ヘル所ニ依リマス、
我國現代ノ法制ハ、家ヲ借りテ居ル者ノ待
遇ニ於テ、少シ薄イ感ガアルト存ズルノデ
アリマス、而シテ此缺點ハ特ニ土地收用法
場合ニ於テ其顯著ナル痕跡ヲ現シテ居ルノ
デアリマス、土地收用法ニ依リマス、土
地ノ所有者及其關係人ハ、土地收用ノ手續

速ニ此兩地ニ對シマシテ、御調査ノ上國家
大局ニ若限サレマシテ、鐵道永遠ノ策ヲ立
テラレンコトヲ偏ニ希望スルノデアリマ
ス、而シテ此不合理ナル坂町村起點ヲ村上
町ニ變更セラレンコトヲ、願クハ滿場諸君
ノ御贊成ヲ得マシテ、速ニ是ガ實現アラン
コトヲ偏ニ希望シテ已マナイノデアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第七ノ委員ニ併
セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第九、借家人ノ利益保護ニ關ス
ル建議案、廣瀬德藏君

第九 借家人ノ利益保護ニ關スル建議
案(廣瀬德藏君外四名提出)

借家人ノ利益保護ニ關スル建議案

借家人ノ利益保護ニ關スル建議
政府ハ借家人ノ權利ヲ尊重シ其ノ經濟的
利益ヲ確保スル爲メ借家法並ニ土地收用法ノ
改正案ヲ提出セラレムコトヲ望ム

廣瀬德藏君 簡單ニ申述ベマスカラ議席
カラ陳述ノ許可ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○廣瀬德藏君 本建議案ハ、政府ハ借家人
ノ權利ヲ尊重シ、其經濟的ノ利益ヲ確保ス
ルガ爲メ、土地收用法其他關係法規ノ適當
ナル改正案ヲ、速ニ本會ニ提出セラレンコ
トヲ望ムト云フ趣旨デアリマス、物ヲ所有
シテ居リマス人ト、物ヲ借りテ居リマス者
トノ間ノ利害ノ調節ト云フコトハ、法制上
興味アル問題デアリマス、殊ニ人ノ住居ニ
關スル物件ニ至リマシテハ、近代ノ趨勢ニ
鑑ミテ特ニ興味ヲ引ク問題デアルト思フノ
デアリマス、私ノ考ヘル所ニ依リマス、
我國現代ノ法制ハ、家ヲ借りテ居ル者ノ待
遇ニ於テ、少シ薄イ感ガアルト存ズルノデ
アリマス、而シテ此缺點ハ特ニ土地收用法
場合ニ於テ其顯著ナル痕跡ヲ現シテ居ルノ
デアリマス、土地收用法ニ依リマス、土
地ノ所有者及其關係人ハ、土地收用ノ手續

ノ第一線ニ立チマシテ、一意専心國家ノ爲ニ砲彈雨ノ中ヲ、死生ノ血税ヲ拂ヒ、家ヲ忘レ、親ヲ忘レ、妻子ヲ忘レタル武功赫赫タル至誠ノ日本愛國ノ男子デアリマス、又拔群ノ勇士デアルト共ニ、軍人中ノ私ハ軍人デアリヤウニ考ヘルノデアリマス、然ルニ彼等ガ自ラ叫バザレバ與ヘヌト云フガ如キハ、正道ヲ守ル所ノ政府トシテ執ルベキ途デハナカラウト思フノデアリマス、現在我ガ帝國ノ地位ヲ築上ゲタルコトハ御稔威ノ然ラシムルコトデアアルコトハ無論デアリマスケレドモ、大和民族渾身ノ努力ニ因ルハ言フ俟チマセヌケレドモ、就中是等勇士ノ奮闘ニ俟チコトガ私ハ大ナル力ガアルト思フノデアリマス、殊ニ現内閣ハ一大行政ノ整理ノ結果、軍備ノ縮小ヲ斷行セラレマシタ、其結果四個師團ノ縮小ヲ行ハレテ、是カラ抽出セラレタル所ノ費用ヲ以テ新兵器ノ充實ヲ圖ラレルト云フ御聲明ガアルノデアリマス、歐洲動亂ノ結果ハ兵器、或ハ戰術ノ變革ヲ要スル今日ニ於テハ、最も機宜ニ適スル所ノ政府ノ施設シテ、私共ハ滿腔ノ賛意ヲ表スル者デアリマスケレドモ、此施設ヲ目シテ或ハ反對セラレ、方々ハ、國防ノ危クスルモノデアルト言ハレルガ、洵ニ私ハ其言ヲ聽イテ、時代錯誤ノ言デアリヤウニ思フノデアリマス、軍備ノ整理改善ハ決シテ國防ノ縮小デハナイ、軍備ノ縮小ト國防ノ縮小トハ、僅カニ字ノ違ヒデハアリマスケレドモ、其根柢ニ於テ、其根本ニ於テ大ナル相違ガアルノデアリマス、併シ此時代ニ順應スル所ノ新兵器ト云フケレドモ、此新兵器ヲ拔フ所ノ軍人ノ精神ニ於テ缺點ガアリ、或ハ缺陷ガアルナラバ、折角ノ苦心努力ニ因ッテ現レタル所ノ、吾々ガ歡迎スベキ所ノ此新施設ト雖モ、最終ノ目的ヲ達成スルコトガ出来ナイコト、考ヘルノデアリマス、故ニ御當局ハ新兵器ノ充實、或ハ軍事教育ノ普及、是ト共ニ軍人精神ノ充實ヲ十分ニ圖ルコトガ最も必要デアリヤウニ考ヘルノデアリマス、ソレカラ益、十分ニ士氣ノ涵養ヲ圖リ、或ハ此士氣ノ涵養ヲ圖テ、軍人精神ノ充實ヲ圖ルノ

デアリマスルガ、然ルニ此恩給ト年金トハ其性質ヲ異ニシテ、恩給ハ生活上ノ保障デアルカラ、是ガ増額ヲ要スルケレドモ、年金ハ名譽ノ報償デアルガ故ニ其要ナシト云フコトハ、私ハ徒ニ理論ノミニ拘泥シテ、其根源ヲ顧ミザル所ノ人言ハレル所デアラウト思フノデアリマス、年金ノ實質ハ御存知ノ如ク一時金ニ對スル所ノ名稱デアリマスルガ、私ハ此年金ハ恩給ニ關シテ勳績ノ恩給デアルト之ヲ命名シタイノデアリマス、此勳績ノ恩給ト年金ニ依ッテ現レタル所ノ恩給ト何方ガ重イカ、何方ガ輕イカト申シマスルト、職業ノ爲ニ相當ナ祿ヲ食シテ、漸ク十一箇年間勳績シタル者ト、義務ノ爲ニ生命ヲ抛テ戰場ニ馳驅シ、殊勳ヲ奏シテ僅ニ自分ノ生命ヲ保テ居ル者ト、何レガ重イカト云フト、是ハ私ハ論ヲ俟タナイ所デアラウト思ヒマス、又給與ノ目的ヲ比較致シテ見レバ、勳績恩給ノ方ガ、餘程私ハ勳績ノ恩給カラ見レバ重イト思フ、生活ノ保障ヲセザルヲ奈何セント言フ者ガアル、併ナガラ此生活ノ保障ガナイ爲ニ、如何ニ時代ガ激變シテモ之ヲ増額セヌト云フコトノ立論ハ激變シテモ之ヲ増額セヌト云フコトノ立論ハ激變シテモ、又貨幣價值ガ大激變ヲ來シタ今日デモ、一切改正ノ必要ガ無イト云フコトハ、私ハ言ハルマイト思フノデアリマス、日清役ニ於ケル伍長級ノ一時賜金ハ五十圓乃至八十圓デアリマシタ、是ガ日露戰爭ノ時代ニハ二百圓カラ三百圓ニ増額セラレタノデアリマス、是ガ大正ノ日獨戰爭ノ時代ニハ八百圓カラ千圓ニナツタノデアリマス、此一時賜金ハ何デ生活ノ保障ヲ意味スルモノデアラウカ、決シテ一時賜金ハ生活ノ保障ヲ意味シテ居ラナイ、又大正元年頃ノ准士官ノ年末賞與ハ三十圓内外デアツタデアリマス、是ガ七八十圓ニ増加致シマシテ、今ヤ百五十圓内外ニ是ガ達シテ居ルノデアリマス、是等モ此賞與金ハ何等生活ノ保障ヲ意味シテ居ラナイノデアリマス、改正ノ必要ト申シマスルノハ、戰功者ニ對スル一時賜金ノ額ガ、其戰役毎ニ増加シタルガ爲ニ、殊勳者ニ下賜セラレタル所ノ金鵄勳章年金ト其均衡ヲ失

スルニ至リ、大正戰役ニ在ッテハ現ニ功級年金ニ加フルニ一時賜金ヲ併給セラレタノデアリマス、實ニ一ハ金鵄勳章御制定ノ御趣旨ニ反シ、一ハ明ニ金鵄勳章年金額ノ不備小額ヲ悟ルコト、思ヒマス、又或人ハ戰死者ニ對シテ非常ニ均衡ガ取レナイト云フコトヲ申スノデアリマスケレドモ、私ハ決シテ然ラヌト思フ、戰死者ノ遺族ハ本人ノ恩給年限ノ有無ニ拘ラズ、悉ク等級相當ノ扶助料ト一時賜金ヲ頂戴シテ居ッテ、此扶助料ハ數回ノ恩給法改正ニ附隨シテ現ニ之ヲ増額セラレテ居ルノデアアル、又其當時ヲ考ヘテ見マスト、曹長級ハ殆ド二百八十五圓幾ラニナツテ居リマス、本人ノ死亡後ハ其子供ガ或ハ五人居ルト假定致シマスレバ、其上ノ子供ガ二十歳ニ到達スルマデハ此扶助料ガ渡ルコトニナリマシテ、二十歳ニ到達スレバ其次ギタ々ニ扶助料ガ渡ルコトニナツテ居リマス、畏クモ我國ノ金鵄勳章ノ御制定ノ御趣旨ハ、實ニ先帝陛下ガ忠勇御獎勵ノ御恩召デアルト共ニ、有難キ恩賞方法デアアラウト思ヒマス、是等ノ有難キ恩賞方法ニ依ッテ、再來幾多ノ戰役ニ於テ其神髓ヲ發揮セシハ、全ク御稔威ノ然ラシムル所ト考ヘルノデアリマス、受勳者ノ人格品位ヲ一生保タシムル爲ニハ、物質的ニモ亦相當考慮セラレタコトガ、此勳章ノ他ノ勳章ニ比シテ尊イ所以デアラウト思ヒマス、又之ヲ一箇年ノ賞與金トシテ考ヘテ見マシテモ、一箇年ノ賞與金ト致シマスレバ、一箇年ノ此購買力ヲ意味スルノデアリマスカラ、此購買力ノ點カラ致シマシテモ、此御制定ノ當時ト今日トハ非常ニ大ナル差ガアルト謂ハナケレバナリマセヌ、デ此外國ノ例ヲ取リマシテモ、英國ニアリマスル所ノ「ビクトリヤクロス」トカ、或ハ前ノ獨逸ニアリマシタ鐵十字トカ、或ハ露國ノ「ギョルキー」トカ、或ハ佛國ノ「レジオンドヌール」トカ、或ハ伊太利ノ金銀銅ノ三種ノ「メタル」トカ、是等ノ勳章ハ外國ニ澤山アリマスケレドモ、是ト我國ノ金鵄勳章トハ、自ラ其性質ヲ異ニシテ居ルノデアリマ、故ニ此意味ニ於キマシテ年金令ガ制定

セラレタル以上ハ、時代ニ順應シテ、恩給ト同ジク優遇ノ途ヲ講ズルルハ、政府自ラノ一大義務デアリヤウニ考ヘルノデアリマス、然ラバ如何ニ改正スベキヤト申シマスルト、私ハ之ヲ下界主義ニヤリタイ、此七級カラ五級マデヲ相當多額ニ上ゲテ、五級以上一級マデノ間ニ於テハ其上ゲ方ヲ少クスルト云フ方針デアリマス、七級カラ五級マデノ人ハ殆ド其八割以上ハ金鵄勳章許リデアリマス、又五級カラ一級ノ人ヲ考ヘテ見マスルト、五級カラ一級ノ人ハ殆ド恩給トダブッテ居ル、故ニ私ハ七級カラ五級ノ人ヲ餘計ニ上ゲテ、五級カラ一級ノ人ヲ其率ニ於テ幾分少クシタイト云フ意味ニ考ヘテ居ルノデアリマス、大正十三年マデノ此受勳者ノ現在ヲ調べテ見マス功一級ハ五人、功二級ハ四十三人、功三級ハ二百六十七人、功四級ハ三千三百三十九人、功五級ハ五千二百八十七人、功六級ハ三千七十八人、功七級ハ五万八千二百七十八人、合計六万八千四百四十八人トナツテ居ルノデアリマス、其金額ハ八百九十七万八千七百圓デアリマシテ、之ヲ大正十三年度ノ恩給總額ト比較スルト、恩給總額一億二千二百萬圓ニナツテ居リマス、デ此恩給總額ト金鵄勳章年金總額トノ比例ヲ取ルト、殆ド十分ノ一ニモ足ラナイト思フノデアリマス、私ハ若シ此勢ヲ進シテ行ッたらバ、數十年ノ後ニハ恩給ノ爲ニ國家ガ非常ニ苦シム時代ガ來ハセヌカト思フノデアリマス、之ニ反シマシテ年金ノ方ニ於キマシテハ、假令今増額致シマシテモ、今後平和ノ時代ガ續クモノト致シマシテモ、サウシテ受勳者ノ死亡率ヲ假ニ計算シテ見マス、大正二十年ニハ是ガ六万二千八百六十人トナルノデアリマス、大正三十年ニハ五万四千九百八十八人トナルノデアリマス、大正四十年ニハ三万二千五百十三人トナリマス、大正五十年ニハ一万二千八百六十人トナリマシテ、大正六十年ニ至ルト、殆ド私ハ此財源ハ要ラナイ事トナルト思フノデアリマス、之ニ反シテ年年増加スル所ノ恩給ハ、是ト正反對ノ現象ヲ呈スルノデアリマス、然ルニ之ヲ尙ホ看

過シテ自ラ叫バザレバ之ヲ與ヘズト云フガ如キハ、私ハ返ス々々モ政治ノ公平ヲ云々スル者ノ主張ニ悖ルモノト思フノデアリマス、況ヤ第四十六議會ニ於テモ、又第四十九議會ニ於テモ、本建議案ハ大多數ヲ以テ可決通過シタノデアリマス、又此受勳者ノ大部分ハ地方ノ模範的人物デアリマス、又在郷軍人トシテモ實社會ノ有力ナル團體トシテ、社會公共ノ爲ニ先盡力シテ居ルノデアリマス、彼等ノ切實ナル請願ノ多イコトハ、本院ニ對シテノ請願ノ中ニ於テモ一番多數ヲ占メ居ルノデアリマス、此願意ヲシテ此蠶桑業シテ置クナラバ、社會ニ於テ此運動ハ何時社會運動化シハセントモ限ラヌト思フノデアリマス、又昨年ノ佐々木春作君カラ在郷軍人ノ補助ニ關スル建議案ヲ出サレマシタガ、其建議案ノ趣旨ヲ讀ンデ見テモ、其第一要點ハ即チ在郷軍人ヲ養成スルニ在ルト云フコトガ書イテアリマス、是等ヲ以テモ此在郷軍人ト云フ社會ノ中堅人物ニ不平ヲ懷カシメナイト云フコトガ、政府トシテ最モ執ルベキ處置デアルト思フノデアリマス、是等ノ人物ヲ優遇致シマシテ、士氣ノ涵養ヲ行ヒ、或ハ尙武ノ氣象ヲ養ヒ、國民ノ義勇奉公ノ觀念ヲ養成致シマスコトハ、將來國家有事ノ場合ヲ想到致シマスレバ、私ハ是等ノ優遇ハ將來ニ於テ大ナル效果ノアルモノト斷言シテ憚ラナイノデアリマス、忠君愛國ヲ基礎トスル現政府デアリマスカラ、須ク思フ茲ニ致サレマシテ、本問題ヲ大正十五年度ヨリ實施ヲ斷行セラレマシテ、彼等ニ不平ヲ懷カシメズ、是等ノ人ヲシテ優遇スルノ途ヲ講ゼラレンコトヲ切ニ私ハ望ンデ已マナイノデアリマス、滿場ノ諸君モ本建議案ニ對シテ慎重審議ノ上、御賛成アラント深ク御願スル次第デアリマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十二、蠶絲局設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス

第十二 蠶絲局設置ニ關スル建議案

(武蔵金吉君外六名提出)

蠶絲局設置ニ關スル建議案

我カ邦ノ對外貿易ハ年々輸入超過ノ逆調ヲ示スト雖蠶絲ノ輸出ハ順調ニ進ミ今ヤ其ノ輸出額六七億圓ノ巨額ヲ算シ世界生絲產出額ノ首班ヲ占ム然リト雖退テ斯業ノ情勢ヲ顧ミレハ内生産ノ基礎未タ鞏固ナラサルモノアリ外支那蠶絲及人造絹絲ノ動向アリテ其ノ前途頗ル不安ノ念ニ堪ヘサルモノアリ而モ我カ邦ノ經濟狀態ハ益蠶絲業ノ發展擴張ニ俟タルヘカラサルモノアルヲ以テ政府ハ今回農林省ノ獨立ト共ニ速ニ蠶絲局ヲ設置シ蠶絲業行政機關ノ完備ヲ圖リ斯業ノ健全ナル發達ヲ促進セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(高木音藏君登壇)

○高木音藏君 只今議題ニナリマシタ蠶絲局設置ノ件デアリマス、提案者ノ一人トシテ最モ簡單ニ説明ヲ致シマス、限リナク御國ノ富ヤコモルラン賤ガカフコノ繭ノ中ニハ、是ハ畏多クモ皇后陛下ガ皇太子妃ニ在シマス際、明治三十四年カト思ヒマスガ、御詠遊バサレタ所ノ御歌デゴザイマス、申スマデモナク我國ノ蠶絲業ハ實ニ輸出ノ總本家デアリマス、是アルガ故ニ歷朝ニ於キマシテハ常ニ皇后自ラ桑ヲ採リ蠶ヲ養ウテ居ラセラレタコトハ、幾多歴史ニ遺テテ居ル所デアリマス、而シテ我國ノ輸出ノ大宗タル蠶絲業ハ、諸君御承知ノ通り一箇年七億圓ニ垂ントスルノデアリマス、總テリナガラ、獨リ生絲ノミハ一年ト増加ヲ致ス、洵ニ喜バシイ所ノ傾向ヲ持テ居ルノデアリマス、併ナガラ蠶桑業實際ノ内容ヲ見マスと云フト、此大切ナル蠶絲ニハ三ツノ敵ガアルノデアリマス、第一ハ人造絹

絲、明治三十五年ニ內國勸業博覽會ガ大阪ニ開カレタ際、初メテ人造絹絲ナルモノヲ見タノデアリマス、當時ノ絹絲ナルモノハ、全ク其體ヲ爲シテ居ラス、天然絹絲ガ正宗デアリマシタナラバ、人造絹絲ハ木刀ニ銀紙ヲ塗タヨリ向ヒドイノデアリマス、其光澤ト云ヒ、其伸度ト云ヒ、總テノ點ニ於テ到底天然絹絲ノ足許ニモ寄ルベキモノデハナク、將來是ガ吾人ノ用途ニナルベキモノデアルト云フコトハ思ハナクタルデアリマス、然ルニ輓近理化學ノ進歩、殊ニ此人造絹絲ガ著シク發達ヲ致シマシテ、實ニ天然絹絲ノ領域ニ一年ト進シデ行キツ、アルノデアリマス、又第一ハ支那デアリマス、アノ廣イ、アノ氣候ノ良イ、勞銀ノ安イ所ノ支那ニ於キマシテハ、近時非常ナル所ノ目覺シキ所ノ發展ヲ見マシテ、其產額ノ大ナルコト實ニ我ガ蠶絲ヲ脅威スルヤウナ狀況ニナツテ居ルノデアリマス、第三ニハ米國デアリマス、會テハ勞銀ノ高價ナル爲ニ蠶ミナカタ所ノ米國、我ガ蠶絲業ノ常得意ノ米國ガ近時非常ナル所ノ國幣ヲ以テ、國ノ費用ヲ以テ是ガ獎勵ヲ爲シツ、アルノデアリマス、隨テ我ガ蠶絲業ナルモノモ桃源ノ夢ヲ食シテ居ル時デハナイコトニナツテ來タノデアリマス、サウシテ是程大切ナル所ノ我ガ蠶絲業ノ行政機關ヲ見ルニ、農商務省ノ農務局ノ或ル一隅ニ蠶絲課トシテ殘テ在ルノデアリマス、畜産デアリマセウガ、工業デアリマセウガ、皆局ニナツテ居ルニ拘ラズ、斯ル大切ナル所ノ蠶絲業ガ農商務省ノ農務課ノ或ル一課ニ屬スルト云フノハ、甚ダ吾々ノ遺憾ニ堪ヘナイ次第デアリマス、今回農林省ガ獨立セラル、ニ付キマシテ、此機會ヲ以テ速ニ蠶絲局ヲ設置シ、以テ斯業ノ行政機關ノ完備ヲ圖リ、健全ナル所ノ斯業ノ發達ヲ期シタイト思フノデ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、幸ニ皆樣ノ御協賛ヲ得タイト思ヒマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ議長指名、九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(賛成ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三ハ提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ延期ニ決シマシタ、日程第十四、高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、岡本實太郎君

第十四 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案(岡本實太郎君外二名提出)

高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案

政府ハ高等蠶絲學校ヲ愛知縣下ニ建設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(岡本實太郎君登壇)

○岡本實太郎君 委細ハ委員會ニ譲リマシテ、本建議案ヲ茲ニ提出シマシタ理由ノ要領ヲ簡單ニ説明致シマス、私ガ茲ニ建議案ヲ提出致シマシタノハ、高等蠶絲學校ヲ愛知縣下ニ建設セラレンコトヲ望ム、斯ウ云フノデアリマス、養蠶並ニ製絲ニ關スル事業ガ、我國ノ産業中最モ重要ナル地位ヲ占ムルト云フコトハ、既ニ前建議案ノ御提出者カラ御説明ガアリマシタ通りデアリマス、本邦ノ輸出ノ貿易品カラ行キマシテモ其第一位、即チ大宗ヲ占メテ居リマシテ、年々七億ニ達シ、正ニ最モ盛ナル時ハ八億方圓ヲ超過シタ時モアリマスノデアリマス、斯様ナ國家經濟上最モ重要ナル意義ヲ有スル此蠶絲業ノ消長ト云フコトハ、我國ノ國運ノ隆替ト頗ル密接ナル關係ガアリ、又最モ重大ナル意義ヲ持テ居ルト云フコトハ、今更私ガ此所ニ啖々スルノ必要モアリマセヌ、斯様ナ次第デアリマスカラ、極力斯業ノ發達改善ヲ圖ルノ要ガアリマス、殊ニ農村ハ疲弊困憊振ハズ、之ニ對スル振興策ハ益、其聲ノ高カラントスル時デアリマス、此際ニ方リマシテ此重要ナル蠶桑ノ發達ヲ期スルト云フコトハ、此農村振興策カラモ

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十四、高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス

第十四 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案

政府ハ高等蠶絲學校ヲ愛知縣下ニ建設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

亦最も重要ナル事柄ト謂ハナケレバナリマ
スマイ、殊ニ養蠶地方ニ於キマシテハ、或
ハ米價ノ調節トカ、乃至ハ義務教育費ノ國
庫負擔増額、是等ノ問題ヨリモ寧ロヨリ以
上ニ最も重大ナル影響ヲ持シテ居ル問題デ
アラウト思フノデアリマス、而シテ其進歩
改善發達ヲ圖ルニハ、其方策ハ色ミアリマ
セウケレドモ、此事業ニ從事致シマスル最
モ優良ナル技術者ヲ養成スルコト云フコト
ハ、此事業ヲ改善スル上ニ於テ第一ニ必要
ナル事デアラウト思フノデアリマス、其素
養ノアル技術者ヲ養成シマシテ、サウシテ
之ニ從事スル者ニ益、其知識ヲ與ヘル、是ガ
第一ニ必要ナル事デアリマセウ、デ此種ノ
教育機關ヲ設置スルコト云フコトハ、其根源
ヲ養フコト云フ上ニ於テ必要デアリマス、
而シテ我國ニ於ケル此教育機關ノ現狀ヲ見
マスト云フ、高等專門學校ト致シマシ
テハ東京或ハ長野縣ノ上田、乃至ハ京都、
或ハ鹿兒島ノ農林學校ノ中ノ一部分ニ備付
ケテアル僅ニ三、四ヲ數ヘルノデアリマス、
此際ニ於テ二三箇所ヲ増加スルノ必要ト云
フコトハ、痛切ニ私ハ認メルト思フノデア
リマス、而モ此現在アリマスト三四ノ學校
ニ於キマシテハ、年々相當ナ生徒ヲ出シ
卒業生ヲ輩出致シマスルガ、是デハ此大キ
ナ蠶業ノ發達ヲ期スルニハマダ足ラナイ、
不足デアル、此意味ニ於キマシテモ、尙ホ
此學校増加ノ必要ガアルト思フノデアリマ
ス、而シテ我が愛知縣ハ、此養蠶ニ付キマ
シテハ全國中長野縣ニ次グ第三ノ地位ニ在
ル、試ニ其本デアル所ノ桑苗ノ產額カラ言
ヒマストナラバ、全國ノ五分ノ二ヲ占メテ居
ルノデアリマシテ、繭ノ生産高カラ申シマ
スナラバ全國ノ四分ノ一デアリマス、製絲
ノ產額ハ全國ノ九分ノ一ヲ我が愛知縣デ占
メテ居ル形ニナッテ居リマス、桑苗デ申シ
マストナラバ、第一ガ長野縣、第二ガ愛知縣、
繭ハ長野ガ第一デ、愛知ガ第二ト云フ地位
ヲ占メテ居ル、製絲デ申シマストバ實ニ全國
ノ第一等ノ地位ヲ占メテ居ルノデアリマス、
而モ御案内ノ如ク地位ハ全國ノ丁度中央デ
アリマシテ、交通ハ最も便デアル、全國各

地カラノ生徒ノ集マルニ付テ最も優良ナ地
位ヲ占メテ居ル、サウシテ此事業ハ今申ス
如ク盛ナル事情ニアリマスカラ、ドウシテ
モ政府ハ此愛知縣下ニ一ツノ蠶絲學校ヲ必
ズ設ケテ戴キタイト云フコトヲ希望致ス次
第デアリマス、尙ホ之ニ就キマシテハ、既ニ
我が縣下ニ其基礎モアリマスコトデ、政府
ニ於キマシテハ此策ヲ諒ゼラレテモ、餘リ
一時ニ多大ナル費額ヲ要セズシテ事足ルト
云フ自信ガアルノデアリマス、旁、本案ヲ
提出シテ、早ク是ノ實現ヲ希望スルト云フ
次第デアリマス、幸ニ議席ニオキデニナ
リマスル其當局ノ鈴置政務次官ノ之ニ對ス
ル御意見ヲ承ルト云フコトガ出來マシタナ
ラバ、最も幸ト致ス所デアリマス(拍手)

教育ノ期間ヲ短縮シテ一層實業教育ノ範
圍ヲ擴大セムトスルモノアリ然ルニ我カ
國ニ於テハ實業教育就中農業教育ノ如キ
萎靡トシテ振ハス大ニ之カ獎勵ヲ要スル
モノアルニ際シ動モスレハ財政ノ整理ニ
急ナルノ餘リ農業學校ノ廢合スラ唱道ス
ルモノアリ洵ニ之レ思ハサルノ甚スキモ
ノニシテ農村將來ノ爲憂慮スヘキコトニ
屬ス仍テ政府ハ此ノ際特ニ農業教育ノ振
興ヲ圖リ之カ改善發達ヲ爲適當ナル獎勵
助長ノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム
右建議ス

マセウカ、全國市町村ノ中四百ノ市町村ハ、
未ダ此實業補習教育ノ學校ノ設ケテ無イノ
デアリマス、又年々小學校、或ハ高等小學
ヲ卒業スル所ノ兒童ハ百万以上ヲ算シマス
ケレドモ、其中ノ五十万ノ兒童ハ未ダ實業
補習教育ニ就クコトガ出來ナイト云フヤウ
ナ狀態デアルノデアリマス、而シテ其教員
ハ如何デゴザイマセウカ、七万一千人ヲ算
シマスケレドモ、專任教員ナル者ハ十校ニ
對シマシテ僅ニ六人ト云フ割合ニ過ギナイ
ノデアリマス、其他ハ多クハ兼任教員ヲ以
テ間ニ合ハシテ居ルヤウナ有様デアアル、文
部省ハ實業補習教育ノ教員ニ對シマシテ、
其俸給ノ三分ノ二ヲ限度トシ、三分ノ一ヲ
ハ補充スベク大正九年度ヨリ三十万圓宛交
付シテ居ラレマス、併ナガラ諸君、三分ノ
一ハ當初ノ事デアリマシテ、大正十三年度
ニ至リマシテハ、僅ニ其十六分ノ一ヲ補助
スルニ過ギナイノデアリマス、又實業補習
學校ノ經費ハ一千万圓カラ之ヲ算シマス
ケレドモ、一校當リニ致シマスレバ、僅ニ四
百圓前後デアアルカラ、何等ノ設備ヲスルコ
トガ出來ナイ、教授上必要ナル所ノ校具其
他ヲ備ヘルコトガ出來ナイ、斯ノ如キ有様
デアアルカラ、其教育ノ不完全ナルコトハ言
ハズモカナデアリマス、實業補習教育ノ問
題ニ付キマシテハ同僚竹原機一君、長田桃
藏君ノ兩氏ト共ニ建議案ヲ提出致シテ置キ
マシタコトデアリマス、此事ハ其方ニ
譲リマシテ、私ハ農業學校ノコトニ付テ少
シク述べテ見タイト思フノデアリマス、諸
君、我國ノ農業學校ハ今ヤ三百二十ヲ算スル
ノデアリマス、而シテ其卒業生ハ最近五箇
年ノ平均ニ依リマスト、一万一千人ヅツヲ
算スルノデアリマス、併ナガラ此學校ヲ郡
ニ割テ見マスト、僅ニ二郡ニ對シテ一校
ノ割合ニ過ギナイノデアアル、又學校數ヲ農
家ノ戶數ニ割當テ、見マスト、一万七千戶
ニ對シマシテ僅ニ一校ノ割合ニ過ギナイノ
デアアル、而シテ其卒業生ハ一万一千人ト申
シマスケレドモ、農家百戶ニ對シテ僅ニ五
人ト云フヤウナ有様デアアル、自作農ニ之ヲ
割當テ、見マスト、農家百戶ニ對シテ僅ニ

政府委員(鈴置倉次郎君) 御答ヲ致シマ
ス、生絲ガ我國重要輸出品ノ第一位ニ在ル、
且ツ蠶業ノ改良發達ニハ教育ニ待ツコト大
ナルモノガアル、隨テ此種ノ教育機關ノ増
設ノ必要ナルコトハ、提案者ト全ク同感デ
アリマス、サリナガラ是ガ實現ニ付キマシテ
ハ、相當經費ヲ要スル事デアリマスルカラ即
答致シ兼テマス、將來此點ニ向テ最善ノ
努力ヲ盡スト云フコトダケヲ御答致シマス
(拍手)

加藤知正君登壇
○加藤知正君 諸君、私ハ只今議題ニナリ
マシタ農業教育振興ニ關スル建議案ニ付キ
マシテハ、提案ノ理由ヲ説明致シマス、農
業振興ノ問題ハ固ヨリ多事多端ニ互リマシ
テ決シテ一言一句ノ能ク之ヲ解決スベキ問
題デアリマセズ、併ナガラ農村ノ子弟ニ對
シマシテ、農業ニ適切ナル所ノ教育ヲ施シ、
農村ト農業トノ本質ヲ能ク理解セシメテ、
之ニ由テ以テ彼等ヲシテ農村生活ヲ樂マ
シメ、農村ニ長ク安住セシメテ、カト汗ト
ニ依テ能ク一鄉一國ノ幸福ヲ増進スルヤ
ウニ働カシメ、社會文化ノ發達ニ貢獻セシ
ムルヤウニ働カシムルノ眞ノ農業者ヲ養成
スルト云フコトガ、即チ是レ農村振興ノ大
問題ヲ解決スル所ノ、所謂是ガ眞ノ根本策
デアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)而
モ是ハ焦眉ノ急デアルト信ズルノデアリマ
ス、諸君、御承知ノ如ク歐米各國ニ於キマ
シテハ、夙ニ農村振興ニ心ヲ用キ、或ハ實
業補習教育ヲバ義務教育ト爲シ、或ハ義務
教育ノ年限ヲ短縮致シマシテ、實業教育ノ
範圍ヲ擴大シ、特ニ又程度ノ低イ農業教育
ノ機關ヲ設置致シマシテ、以テ此農業教育
ノ振興ニ全力ヲ注ギ、日モ惟レ足ラザルノ
狀態デアルノデアリマス、我國ニ於キマシ
テハ幸ニ最近實業補習教育ハ頗ル發達ヲ致
シマシタ、今ヤ全國ニ於キマシテハ一萬五
千ノ校數ヲ算シ、其就學兒童ハ四百四十萬ト
稱シテ居ルノデアリマス、併ナガラ諸君、
觀テ其眞相ヲ見マシタナラバ如何デアリ

未ダ此實業補習教育ノ學校ノ設ケテ無イノ
デアリマス、又年々小學校、或ハ高等小學
ヲ卒業スル所ノ兒童ハ百万以上ヲ算シマス
ケレドモ、其中ノ五十万ノ兒童ハ未ダ實業
補習教育ニ就クコトガ出來ナイト云フヤウ
ナ狀態デアルノデアリマス、而シテ其教員
ハ如何デゴザイマセウカ、七万一千人ヲ算
シマスケレドモ、專任教員ナル者ハ十校ニ
對シマシテ僅ニ六人ト云フ割合ニ過ギナイ
ノデアリマス、其他ハ多クハ兼任教員ヲ以
テ間ニ合ハシテ居ルヤウナ有様デアアル、文
部省ハ實業補習教育ノ教員ニ對シマシテ、
其俸給ノ三分ノ二ヲ限度トシ、三分ノ一ヲ
ハ補充スベク大正九年度ヨリ三十万圓宛交
付シテ居ラレマス、併ナガラ諸君、三分ノ
一ハ當初ノ事デアリマシテ、大正十三年度
ニ至リマシテハ、僅ニ其十六分ノ一ヲ補助
スルニ過ギナイノデアリマス、又實業補習
學校ノ經費ハ一千万圓カラ之ヲ算シマス
ケレドモ、一校當リニ致シマスレバ、僅ニ四
百圓前後デアアルカラ、何等ノ設備ヲスルコ
トガ出來ナイ、教授上必要ナル所ノ校具其
他ヲ備ヘルコトガ出來ナイ、斯ノ如キ有様
デアアルカラ、其教育ノ不完全ナルコトハ言
ハズモカナデアリマス、實業補習教育ノ問
題ニ付キマシテハ同僚竹原機一君、長田桃
藏君ノ兩氏ト共ニ建議案ヲ提出致シテ置キ
マシタコトデアリマス、此事ハ其方ニ
譲リマシテ、私ハ農業學校ノコトニ付テ少
シク述べテ見タイト思フノデアリマス、諸
君、我國ノ農業學校ハ今ヤ三百二十ヲ算スル
ノデアリマス、而シテ其卒業生ハ最近五箇
年ノ平均ニ依リマスト、一万一千人ヅツヲ
算スルノデアリマス、併ナガラ此學校ヲ郡
ニ割テ見マスト、僅ニ二郡ニ對シテ一校
ノ割合ニ過ギナイノデアアル、又學校數ヲ農
家ノ戶數ニ割當テ、見マスト、一万七千戶
ニ對シマシテ僅ニ一校ノ割合ニ過ギナイノ
デアアル、而シテ其卒業生ハ一万一千人ト申
シマスケレドモ、農家百戶ニ對シテ僅ニ五
人ト云フヤウナ有様デアアル、自作農ニ之ヲ
割當テ、見マスト、農家百戶ニ對シテ僅ニ

第十五 農業教育振興ニ關スル建議案
(加藤知正君外二名提出)
農業教育振興ニ關スル建議案
農業教育振興ニ關スル建議案
農村振興ノ方策一ニシテ足ラスト雖農家
ノ子弟ニ對シ農村生活ニ適切ナル教育ヲ
施シ農業ニ關スル一般ノ智識技能ヲ具備
セシムルヲ以テ第一策ト爲ス故ニ歐米諸
國ニ於テハ夙ニ力ヲ農業教育ニ致シ概近
或ハ實業補習ヲ義務教育ト爲シ或ハ普通

○井本常作君 本案ハ日程第十二議案ノ委
員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマ
シタ、日程第十五、農業教育振興ニ關スル
建議案ヲ議題ト致シマス、加藤知正君

未ダ此實業補習教育ノ學校ノ設ケテ無イノ
デアリマス、又年々小學校、或ハ高等小學
ヲ卒業スル所ノ兒童ハ百万以上ヲ算シマス
ケレドモ、其中ノ五十万ノ兒童ハ未ダ實業
補習教育ニ就クコトガ出來ナイト云フヤウ
ナ狀態デアルノデアリマス、而シテ其教員
ハ如何デゴザイマセウカ、七万一千人ヲ算
シマスケレドモ、專任教員ナル者ハ十校ニ
對シマシテ僅ニ六人ト云フ割合ニ過ギナイ
ノデアリマス、其他ハ多クハ兼任教員ヲ以
テ間ニ合ハシテ居ルヤウナ有様デアアル、文
部省ハ實業補習教育ノ教員ニ對シマシテ、
其俸給ノ三分ノ二ヲ限度トシ、三分ノ一ヲ
ハ補充スベク大正九年度ヨリ三十万圓宛交
付シテ居ラレマス、併ナガラ諸君、三分ノ
一ハ當初ノ事デアリマシテ、大正十三年度
ニ至リマシテハ、僅ニ其十六分ノ一ヲ補助
スルニ過ギナイノデアリマス、又實業補習
學校ノ經費ハ一千万圓カラ之ヲ算シマス
ケレドモ、一校當リニ致シマスレバ、僅ニ四
百圓前後デアアルカラ、何等ノ設備ヲスルコ
トガ出來ナイ、教授上必要ナル所ノ校具其
他ヲ備ヘルコトガ出來ナイ、斯ノ如キ有様
デアアルカラ、其教育ノ不完全ナルコトハ言
ハズモカナデアリマス、實業補習教育ノ問
題ニ付キマシテハ同僚竹原機一君、長田桃
藏君ノ兩氏ト共ニ建議案ヲ提出致シテ置キ
マシタコトデアリマス、此事ハ其方ニ
譲リマシテ、私ハ農業學校ノコトニ付テ少
シク述べテ見タイト思フノデアリマス、諸
君、我國ノ農業學校ハ今ヤ三百二十ヲ算スル
ノデアリマス、而シテ其卒業生ハ最近五箇
年ノ平均ニ依リマスト、一万一千人ヅツヲ
算スルノデアリマス、併ナガラ此學校ヲ郡
ニ割テ見マスト、僅ニ二郡ニ對シテ一校
ノ割合ニ過ギナイノデアアル、又學校數ヲ農
家ノ戶數ニ割當テ、見マスト、一万七千戶
ニ對シマシテ僅ニ一校ノ割合ニ過ギナイノ
デアアル、而シテ其卒業生ハ一万一千人ト申
シマスケレドモ、農家百戶ニ對シテ僅ニ五
人ト云フヤウナ有様デアアル、自作農ニ之ヲ
割當テ、見マスト、農家百戶ニ對シテ僅ニ

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス——日程第十六、鳥栖臼井間鐵道建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、赤間嘉之吉君

第十六 鳥栖臼井間鐵道建設ニ關スル建議案(山内範造君外三名提出)

鳥栖臼井間鐵道建設ニ關スル建議案
鳥栖臼井間鐵道建設ニ關スル建議案
鹿兒島本線鳥栖驛ヨリ太刀洗陸軍飛行場
甘木秋月ヲ經テ筑豊線臼井驛ニ達スル線
路ハ軍事上及產業上至大ノ關係アル重要
線路ニ付政府ハ速ニ之ヲ調査シ建設ノ計
畫ヲ立テラレムコトヲ望ム
右建議ス

(赤間嘉之吉君登壇)

○赤間嘉之吉君 本建議案ハ九州線鳥栖驛ヨリ、筑豊線臼井驛ニ至ル間ノ鐵道ヲ建設シタイト云フ建議案デゴザイマス、鳥栖驛ハ諸君モ御承知デゴザイマセウガ、九州ニ於ケル重要ナル驛デゴザイマス、鳥栖驛ヨリ少シ離レテ太刀洗ト云フ所ニハ陸軍ノ飛行隊ガ出來テ居リマスルシ、更ニ太刀洗ヨリ甘木町——甘木町ハ一望平野ノ間ニ在ル所デアッテ、農產物ニ富ンデ居リ、其他絨或ハ絨、晒木綿、木蠟ト云フヤウナ產物ニ富ンデ居リマスルシ、同地ハ朝倉軌道トノ交叉點トナルベキ所デアッテ、最も重要ナル地デアアル、更ニ學校ガアル、或ハ各種ノ官衙ガアル、ソレヨリ少シ距テ、秋月町、是ハ昔シ福岡藩ノ支藩ノ所在地デアッテ、五万石ノ城下デアッタノデアリマス、同地ニハ日本紙、或ハ葛粉、川芎漬、其他林產物等ニ富ンデ居ル、產物ノ豊富ナル所デアアル、更ニ是ト連結スベキ所ノ臼井驛、是ハ筑豊線ノ一ノ重要ナル驛デゴザイマシテ、所謂北九州ノ工業地ノ中心ニ在ル所デアリマス、此炭坑地方ハ從來運搬ノ便利ノ宜イ方面カラ開發セラレテ、今日デハ段々山間部ノ方ノ皆シ運搬ノ便利ノ惡カッタ所ガ、今日ハ炭坑ノ中心ニナッテ居リマス、臼井驛ハ此炭坑ノ中心ニ存在シテ居ル所デアッ

テ、此方面ニ於テ需要ノアル所ノ木材、或ハ薪炭、食糧品ノ如キ物ハ遠ク熊本、或ハ鹿兒島、長崎、佐賀ノ諸縣ヨリ、遂ニ博多、打尾ヲ迂迴シテ此方面ニ持テ來テ居リマスガ、今建議ヲ出シテ居リマス所ノ鐵道ガ完成致シマスレバ、僅十距離ニ連絡スルコトガ出來テ、此方面ニ在ル所ノ炭坑ノ便利ト云フコトハ非常ニ大デアリ、更ニ此方面ニ於ケル所ノ労働者、或ハ薄給者、農業者等ノ交通ノ上ニ至大ノ便宜ヲ與ヘルノデゴザイマス、ソレノミナラズ九州方面ハ非常ニ輸送ガ頻繁デアル、或ハ貨物ガ停滯スル、旅客ガ非常ニ不便ヲ感ズルコトガゴザイマスガ、此輸送ヲ緩和スルコト云フヤウナ一ノ便利モゴザイマスノデ、願クハ、諸君御賛同下サイマシテ、速ニ此建議案ガ成立致シ、政府ヲシテ速ニ此建議ノ計畫ヲ立デシメンコトヲ望ム次第デアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第七議案ノ委員ト同一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ、日程第十七、野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、中野寅吉君

第十七 野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

案(高橋元四郎君外二名提出)

野岩羽鐵道速成ニ關スル建議案

政府ハ茨城縣古河ヨリ栃木縣栃木ヲ經鹿沼ニ至ル鐵道栃木縣今市ヨリ藤原三依福島縣田島ヲ經會津若松ニ至ル鐵道及福島縣喜多方ヨリ日中ヲ經山形縣米澤ニ至ル鐵道ヲ速成シ以テ地方開發並運輸交通ノ便ヲ進メラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔中野寅吉君登壇〕

○中野寅吉君 本案ハ茨城縣古河ヨリ栃木縣栃木町、鹿沼、今市ヲ經テ福島縣ノ田島、會津、若松ヲ經テ山形縣ノ米澤ニ到ル鐵道ノ速成ヲシテ戴キタイト云フ案デアリ

マス、是ハ本員ガ衆議院議員ニナラナイ前カラノ懸案デアリマシテ、數回建議案モ通過シテ居ルコトデアリマスカラ、是非此度ハ此案ヲ通過サシテ戴イテ、政府ニ於テモ速ニ此速成ヲセラレンコトヲ御願致シマス、其中若松ヨリ田島、ソレカラ喜多方ヨリ日中ト云フ所マデハ大正十四年度ニ於テ建設スルコト云フコトニ豫算モ極リマシタ譯デアリマスカラ、ドウゾ御同情ヲ願ヒタイト思ヒマス、詳細ハ理由書ニ明デアリマスカラ、何卒御同情ヲ願ヒタイト思ヒマス

○井本常作君 本案ハ第七議案ノ委員ト同一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ、日程第十八、教員俸給支給法改定ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、建部進吾君

第十八 教員俸給支給法改定ニ關スル建議案

建部進吾君提出

教員俸給支給法改定ニ關スル建議案

公立小學校教員ノ俸給ハ之ヲ本俸及職務俸ニ分テ本俸ハ國庫之ヲ支給シ職務俸ハ地方團體之ヲ支給スルヲ適當ト認ム公立中等學校實業學校モ亦之ニ準スヘシ仍テ政府ハ教員俸給支給法ヲ改定セラレムコトヲ望ム

右建議ス

〔建部進吾君登壇〕

○建部進吾君 極メテ簡單ニ提案ノ趣旨ヲ説明致シマス、本案ハ主トシテ考ヘマスルノハ、小學教員者ニ對スル待遇ヲ改善シテ、由テ以テ小學教員者ノ地位ヲ高メ、小學教員者ノ職務上ノ能率ヲ高メ、又小學教員者ノ數ノ不足ヲ成ベク速ニ補ヒ得ルコトヲ期セントスルニ在リマス、小學教員者ノ俸給ノ支給ハ、現狀ニ於テハ公立小學デアリマスレバ、市町村ガ之ヲ支出スルコトヲ原則トシテ居ルデアリマスガ、本案ハ其俸給ヲ本俸並ニ職務俸ノ二種ニ、又二部ニ分ケ

マシテ職務俸ハ從來ノ通り市町村カラ支給スルコトヲ原則トシ、本俸ハ國庫ヨリ直ニ之ヲ支給スルヤウニ改メタイト云フノデアリマス、而シテ各教育者ノ功績並ニ能力等ガ次第ニ上進スルニ伴フテ、俸給ガ上リ行クト云フコトハ、專ラ本俸ノ方面ニ於テスルコトニ致シマシテ、職務法ハ長イ間、帝國大學等ニ於テ行ハレテ居リマスル通り、一定セルモノト致シテ置クト云フ案デアリマス、斯様ニ致シマスルト、第一ハ教員ノ俸給ノ出所ガ市町村ヨリ國家ニ移リマスルガ爲ニ、此教員ノ地位ガ高マルト云フ感ジヲ社會並ニ本人ニ與ヘルト云フコトニナリマス、即チ精神的ノ優遇ガ出來ルト云フ結果ニナリマス、第二ハ市町村ハ大ナル經濟的ノ發展ガ無イ限リハ、當該市町村ニ於テ或ル程度以上ニ優良ナル教員ヲ優遇スルコトハ出來マセヌ、故ニ教員ガ或ル程度マデノ俸給ガ上リマスル、ソレヨリ先キニ進マンガ爲ニ、若クハ町村ノ有力者ノ同情アル側カラ見マシテモ、是レ以上ニ其教員ノ物質的待遇ヲ進メンガ爲ニ、如何ニモ其市町村ニ適合セル所ノ、又好成績ヲ舉ゲツ、アリ、又更ニ學ベキ望ミノアル所ノ教育者其人ニ向ッテ、勢ヒ轉任ト云フコトノ出テ來ルコトヲ默シザルベカラザルコトニナルノデアアル、從來年功加俸ト云フ一種ノ面白イ法ガ、我國ニハ出來テ居リマシテ、實行ニハナッテ居リマス、其精神ナドニシマシテモ、教員ノ勤勞獎勵ノ趣旨ガ其大部分デアアルノデアリマスルガ、丁度ソレヲ莫切ルト云フ狀態ニアルノデアアル、飽キモ飽カレモセヌ所ノ教員ガ勢ヒ當該市町村ヲ去ラザルベカラザルヤウナコトニナルノデアアル、今此支給法ヲ改正シテ當該市町村トシテハ一定額デアリマスル所ノ職務俸ト云フモノダケヲ、當該市町村ガ負擔スルコトニナリマスレバ、右様ナ殘念ナル現象ハ之ヲ一掃スルコトガ出來ルノデアアル、第三ニハ貧窮町村ハ從來ノ支給法デアリマスルト云フト、優等ナル教育者ヲ得ルコトガ難イ、大ニ優遇シ得ル所ノ市町村デアリマスレバ、良イ教員ハ容易ニ得ラレマスルガ、

固ヨリ今日嚴密ナル教育ヲ受ケ、又嚴密ナル修養ヲ受ケテ居リマスル教員ニ、惡イ教員ト云フ者ガアラウ筈ハアリマセヌケレドモ、是ハ申スマデモナク比較的言フノデアリマス、即チ貧窮町村ノ子弟ト云フモノハ、當該ノ府縣下ニ於ケル評判ノ良イ教員カラ教育セラル、ト云フ機會ハ、永久ニ得難イコトニナッテ居ルノデアリマス、然ルニ優遇法ガ右ノ如クニ行ハレマスレバ、運不運ト云フ點ハ幾ラカアルニ致シマシテモ、町村ガ貧窮ナルガ故ニ、或ル一定ノ待遇以上ノ教育者ヲ見付ケテ居シテモ聘スルコトガ出來ナイト云フヤウナ、所謂甚シク機會ノ不均等ナリト云フ弊害ハ茲ニ根絶セラレルコトニナルノデアリマス、即チ一言ニ申シマスレバ、斯様ニ致シマスシテ教員ノ分布ガ頗ル公平ニナルト云フコトニナルノデアリマス、斯様ナル效能ヲ舉ゲマスルガ爲ニ、極メテ細カナル設計ヲ致シテハ居ルノデアリマスルガ、此所ニハ唯、大體ノ趣旨ヲ辯ズルニ止メルノデアリマス、全體吾々ハ金ガ多クレバ仕事ハ澤山出來ル、是ハ當然デアリマスルケレドモ、國民ノ負擔ト云フモノハ限リガアルノデアリマスルカラ、政治ノ任務ト致シマシテハ、同ジ金ヲ活シテ使フト云フコトヲ以テセナケレバ、政治ノ任ニ當ル者ガ國民ニ對シテ申譯ガナイ、金ノ高ト正比例シテ國務ガ舉ルト云フコトハ誰デモ出來ル、凡庸政治家デ出來ルノデアアル、同ジ金ヲ活シテ使フト云フコトニシナケレバナラヌ、恰モ好シ、本議會ニ於テ當局者ノ言明セラレル所ニ依リマスルト、次ノ年度カラハ小學校教育費ノ國庫負擔ト云フモノガ四千萬圓ヨリ六千萬圓ニ増額サレサウデアアル、四千萬圓ナラ四千萬圓デモ本案ノ方法ハ適用出來ルノデアリマス、稍、教員俸給全體ノ半額ニ近イモノダ、國庫カラ各地方ヘ支出サレルコトニナルノデアリマス、之ヲ地方ヘ支出シテ、從來ノ教員俸給ノ支辨、ソレヲ踏襲シテ行クコトヲ廢メテ、丁度其機會迄二十分ニ研究、調査、立案ヲ進メテ置イテ、其金ヲ即チ此本

俸二充テ、サウシテ全國ヲ以テ——少ク
トモ各府縣ヲ以テ大キナ範圍ニ於テ教育者
ノ功績若クハ造詣等ニ應ジテ高下黜陟ヲス
ル、サウ致シマス、又經濟ガ大キイモノデ
アリマスルカラ、極メテ優良ナル教育者ニ
對シテハ餘程優待スルコトモ出來得ルコト云
フ算盤ガチャント立ツノデアリマス、尙ホ
本案ハ主トシテ小學教育者ニ對シテ考ヘ出
シタコトデアリマスルケレドモ、右様相
成リマスルト、中等學校、實業學校等ノ教
育者ニ對シテモ、勢ヒ釣合ヲ考ヘナケレバ
ナラズ、又適用セラルベキ原理ハ同ジコト
デアリマスルカラ、之ヲ併セテ大體斯様
ナル方法デ教員俸給ノ支給法ヲ改訂シタイ
ト云フノガ本案ノ趣旨デアリマス、極メテ
簡單ニ趣旨ダケヲ聲明致シマス、何卒之ニ
付テハ、諸君ノ御賛成ヲ願ヒタイノデアリ
マス、尙ホ本案ニ付キマシテハ、過日豫算
分科會ニ於キマシテ、現文部當局ニ對シテ
ハ質問ノ形ニ於テ相談ニ及ビマス所ガ、
此事ニ付テハ篤ト考慮ヲ加ヘルト云フ言明
デアリマス、之ヲモ附加ヘテ更ニ諸君ノ
御賛成ヲ祈ル次第デアリマス
○議長(粕谷義三君) 本案ニ關スル質疑ヲ
許シマス、加藤知正君

〔加藤知正君登壇〕

○加藤知正君 私人素來敬致シテ居ル所
ノ建部博士、而モ同ジ選舉區デ驍ヲ駢ベテ
出テ居リマス所ノ同僚ノ建部代議士ガ、此
洵ニ良イ所ノ御建議ヲ爲シ下サツタコトヲ、
僭越ナガラ全國ノ教育者ヲ代表シテ篤ト御
禮ヲ申上ゲテ置キマス、私ハ此機會ニ於キマ
シテ、此小學校ノ教育職員諸氏ガ常ニ培イ
テ居ラル、所ノ疑義ヲ、此際文部當局ノ方
ニ向テ御伺ヒテ致シテ見タイと思フノデア
リマス、其第一ハ從來此小學校ノ教育
職員ノ任免ハ、郡長ガ之ヲ縣ニ向テ内申
ヲシテ、縣知事ガ之ヲ任免致シタモノデア
リマス、然ルニ大正十四年度限り、郡役所
ハ廢止セラル、コトデアリマスルガ、サウ
ナリマシタ結果ハ、此教育職員ノ任免ハ其
内申權ヲ縣ニ御移シニナル御考デアルカ、
或ハ又町村長ノ手ニ御移シニナル御考デア

ルカ、是ハ大層此教育職員ガ心配ヲ致シテ
居ルコトデアリマス、若シ是ガ地方町村長
ノ手ニ移ツタナラバ、或ハ之ガ爲ニ幾多ノ
纏綿セル事情ガ生ジ、教員ノ獨立ヲ害セラ
ル、ヤウナコトニナリハセヌカ、之ヲ深ク
心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、此點ニ於
テ文部當局ハドノ様ナ御考デゴザルカ、之
ヲ御伺ヒ申上ゲタイ——極ク簡單ニ申上ゲ
マス、第二ニ於キマシテハ、只今建部博士
モ御述ニナリマシタガ、大正十五年度カラ
シテ國庫ノ補助額ハ二千萬圓ヲ増加セラ
ル、殆ド此教員給ノ半額ハ國費ヨリ之ヲ支
出セラル、コトニナルノデアリマス、從來
ハ此國庫ノ補助ハ町村費ノ中ニ繰入レラ
マシテ、町村長ガ小學校ノ教員ニ之ヲ支給
シテ居ル、之ガ爲ニ動モスルト云フ、町
村長ト教育者トノ間ニ於テ、妙ナ感情ノ起
ルヤウナコトガアリマシテ、教育上甚ダ忌
カラシテ、今度此二千萬圓ノ國庫ノ補助
シテ増額セラル、ヤウナコトニナリマシタ
ナラバ、詰リ其半額ヲ補助セラル、コトニ
ナルノデアアルカラシテ、此機會ヲ利用致シ
マシテ、從來町村長ノ手カラ支給致シタル
所ノ、教育者ノ俸給等ハ之ヲ縣ニ御移シニ
ナル御考ハナイカ、或ハ只今建部代議士ハ
之ヲ本俸ト職務俸トノ二ツニ分ケテ、職務
俸ハ町村ノ方カラ之ヲ出ス、本俸ハ之ヲ國
庫ノ方カラト云フヤウナ御建議モゴザイマ
シタガ、此點ニ於テ文部當局ノ御考ヲ御伺
ヒ致シタイ、又第三ニ於キマシテハ此小學
校ノ教職員ノ中ニ於キマシテハ御承知ノ通
リ本科正教員、專科正教員、ソレカラ准教
員、代用教員等ガ居リマシテ、其數ハ中ニ
多イノデゴザイマス、之ヲ合セマスルト云
フト、十八萬九千四百六十五人ト云フ多數
ニ上テ居ルノデアリマスガ、私ハ茲ニ特
ニ御伺ヒ致シタイノハ、本科正教員ト專科
正教員トノ待遇ガ違フノデアリマス、即チ
小學校令施行規則第四百八條ニハ、此俸
給ノ區別ガチャントシテアル、本科正教員
ハ之ヲ上下ニ別チマシテ、上ノ一級俸ガ百
八十圓、下ノ一級俸ガ百六十圓、專科正

教員ハ上ガ百二十圓、下ガ百十圓、之ヲ二
級、三級、四級、五級、六級、七級ト別ケ
マシテ、悉ク本科正教員ト專科正教員トノ
待遇ガ違フテ居ル、所ガ此本科ト謂ヒ、或ハ
專科ト申シテモ、精神的ノ勤勞、肉體的ノ
勤勞、共ニ變リハナイ、教鞭ヲ取ツテ兒童
ヲ教育スル上ニ付テハ、何等其力ニ異ナル
點ヲ見出サヌノデアアル、而モ之ヲ二ツニ區別
シテ、唯本科ナルガ故ニ、專科ナルガ故ニ、
斯ノ如キ差別的ノ取扱ヒヲ致シテ居ル、之ガ
爲ニ、七千四百人ノ專科教員ハ常ニ不平滿
滿デアアル、彼等ヲシテ不平ヲ懷カシムル
云フコトガ、果シテ其職務ヲ完ウセシメル所
以デアラウカ、ドウデアラウカ、是ハ決シ
テ策ヲ得タルモノデアアリマセヌ、教育上
大ニ忌マナケレバナラヌ、之ヲ此機會ニ於
テ同一ノ待遇ニ爲サル所ノ御考ハナイカ、
之ヲ私ハ御伺ヒ致シタイノデアリマス、更
ニ年功加俸ノコトデゴザイマス、是モ矢張
俸給ノ方ニ斯ノ如キ差別的ノ待遇ガアルト
同様ニ、此本科正教員ノ年功加俸ニハ東京
ニ於キマシテハ四十八圓ヲ支給シテ居ル、
所ガ專科教員ニ對シマシテ僅ニ二十八圓サヘ
支給セヌノデアアル、又此年功加俸ニ於キマ
シテハ、東京ニ於キマシテハ、只今申シマ
シタヤウニ初メノ五箇年ヲ經マズレバ四
十八圓ヲ支給致シマスルガ、鹿児島等ニナ
リマスルト二十四圓サヘ與レナイノデア
アル、何故ニ斯ノ如キ所ノ差ヲ付ケテ居ルデ
アラウカ、地方ノ教員デアアルカラシテ、半
分サヘ働カナイ、都會ノ教員デアアルカラシ
テ十ノモノハ十働クト限ラタモノデハナイ、
同ジク彼等ハ誠心誠意、教鞭ヲ取ツテ居ルモ
ノデアアル、ソレヲ斯ノ如キ差ヲ附ケテ置クト
云フノハ何事デゴザイマセウカ、之ニ付テ
モ文部當局ハ何トカ之ヲ改メテヤラウト云
フ御考ハナイノデゴザイマセウカ、之ヲ御
伺ヒ致シタイノデアアル、又其次ニ於キマシ
テハ住宅料ノ事デアリマス、今日都會ニ於
ケル教員ガ如何ニ住宅難ニ苦ンデ居ルカト
云フコトハ、是ハ私ガ申スマデモナイ、而モ
彼等ハ自分ノ貰ヒマシタ所ノ給料ノ半額、
若クハ三分ノ一ニモ値スル所ノ住宅料ヲ

拂テ居ルノデアリマス、ソレガ爲ニ彼等
ハ人ト共ニ同居スル所カ、或ハ自分ガ軒
家ヲ借りテ居テモ、人ヲ同居セシムルト
カ、或ハ下宿屋ノ二階ニ居ルトカ云フヤウ
ナコトデアリマスルカラ、自然父兄ヤ兒童ニ
對シテモ權威ヲ保ツコトガ出來ナイヤウナ
生活ヲ致シテ居ルノデアリマス、所ガ此教
員ノ住宅料ニ對シテ、僅ニ一戸ニ付テ四圓ノ
位補助シテアルカ、僅ニ一戸ニ付テ四圓ノ
補助デアアル、四圓トハ何事デゴザイマセウ、
御恥カシクテ言ヘヌデアアリマセヌカ、
更ニ住宅料ヲ支給セヌノナラバソレデ宜シ
イ、支給スル途ヲ開イテ居ルナラバ、セメ
テハ其半額ナリトモ支給セラレテ、彼等ノ
生活ニ餘裕ヲ與ヘルヤウニセラレテハドウ
デアリマセウ、之ヲ一ツ御伺ヒ致シマス、
之ニ付テ明快ナル文部當局ノ御答辯ヲ戴キ
タイ、諸君ノ愛見ヲ託シテ居ル所ノ教育者
デアアル、其教育者ガ十分ナル恩典ニ浴シテ
餘裕綽々トシテ其職務ニ從事スルヤウナ途
ヲ開イテ戴キタイ爲ニ、私ハ敢テ此論ヲス
ルノデアリマス、好シデ辨ヲ弄スル者デハ
アリマセヌ(拍手)
○議長(粕谷義三君) 鈴置政務次官
〔政府委員(鈴置政務次官)登壇〕
○政府委員(鈴置政務次官) 如藤君ノ御質
問ニ御答致シマス、郡制ガ廢止サレルモノ
ト假定致シマシテ、郡制廢止後ノ小學校教
員ノ任免ヲ如何ニスルカト云フ御質問デア
リマス、是ハ從前ノ通り地方長官ガ之ヲ任
免スルコトニ相成ルノデアリマス、隨テ郡
制ガ廢止ニナリマスレバ何レ今日ノ郡視學
ト云フモノニ代ルベキ——名ハ何ト付キマ
スカ知ラヌガ、其職務ヲ執ルベキ者ガ出來
ルコトデアラウト思ヒマスカラ、依然地方
長官ガ之ヲ任免スルコトニシテ何等差支ナ
イモノト考ヘテ居リマス、ソレカラ第二ハ
國庫カラ支給致シマスル、——現今デハ四
千萬圓デアリマスガ、此四千萬圓ヲ縣廳ニ
交付シテ縣廳カラ出シテハドウカト云フ御
質問デアリマス、丁度建部君ノ此提案ノ趣
意ハ國庫カラ直接ニ渡シテハドウカト云フ
御建議案デアリマスガ、加藤君ノハ中間説

ヲ取ラレテ、之ヲ縣廳カラ出シテハドウカ
ト云フ中間ノ方法ヲ定メル意思ハナイカ
ト云フ御質問アリマスガ、此問題ハ先日
豫算委員會ニ於キマシテ建部君ニ御答致シ
マシタ如ク、是ハ十分考慮スベキ問題デア
ルノデアリマス、隨テ只今之ニ付テ御答ス
ル譯ニ參リマセヌ、ソレカラ第三ノ正科、
專科ノ區別——正科教員ト專科教員、斯ウ
云フ區別ハ必要デハナイカト云フ御尋デ
アリマシタガ、是ハ小學教員ニ免狀ヲ交付
致シマスル其學科ノ種類ニ依テ、正科、
專科ト云フ二ツノ區別ガアリマスノデ、例
ヘバ體操デアリマスとか、裁縫、手工ト云
フガ如キ、特殊ノ學科ヲ擔任スル教員ヲ專
科正教員ト云フノデアリマス、隨テ其種類
ニ依テ俸給ニ多少ノ差異ノアルコトハ已ム
ヲ得ヌモノト思ヒマス、今之ヲ同一ニスル
ト云フ譯ニハ參リマスモト思ヒマス、此
段御答申上ゲマス

ト望ム
右建議ス

○工藤鐵男君 議案ハ極メテ簡單デアリマ
スカラ、當席ヨリ發言ノ御許ヲ願ヒタイ
日露ノ國交ハ恢復セラレマシテ、兩國民
最モ熱望シテ居リマスル所ハ、通商航海ノ
益、發展センコトデアラウヲ考ヘテ居リ
マス、隨テ我國ニ於キマシテモ、亦露西亞
ニ於キマシテモ、將來通商保護機關ナドノ
設置ニ關シテハ相當ナル考慮ヲ費スベキ機
會ガ到達シタモノト私ハ信ジテ居ルノデゴ
ザイマス、私ハ我が帝國ノ東北部ニ露國領
事機關ノ設置ヲ爲サントスル場合、我が當
局者ハ露西亞ノ交渉ニ應ズル際ニハ、青森
港ノ特殊ナル地位ト地勢上、其他ノ關係ヲ
考慮致シマシテ、左様ナ機會ニ於キマシテ
ハ、相當ナル意見ヲ露西亞ノ當局者ニ對シ
テ御申シナク、此領事機關設置ノ場合
ニ於ケル處置ヲ執テ戴キタイト云フコト
ノ建議案デアリマス、理由ハ簡單デアリマ
スルガ、御承知ノ通り青森港ハ我が帝國本
土ノ北端ニ在リマシテ、北海道、樺太若ク
ハ露國地方ニ參リマスニハ、主トシテ陸路
デアリマスガ、奥羽線若クハ東北線ヲ通ジ
マシテモ、何レニシテモ青森ニ寄ラナケレ
バナラヌノデアリマス、而シテ從來ノ例ニ
依テ見マスレバ、左様ナ方面ニ對シテ物
資、勞力、其他ノ供給ヲ致シ、或ハ本土ト
ノ間ニ貿易ヲ開ク場合ニ於キマシテハ、矢
張往返共ニ青森港ヲ經由スル場合ガアルノ
デアリマス、今日マデ兩國ニ在リマシタ領
事館ハ、或ル意味ニ於テハ適當デアリマセ
ウケレドモ、今日ノ如ク日露ノ貿易ヲバ最
モ有利ニ導カウト云フ場合ニ於キマシテ
ハ、本土ト露國領事館ニ於キマシテ、
其中繼地帯ニ足ラ留ムルト云フコトノ必要
ハ全クナイモノト考ヘテ居ルノデアル、併
ナガラ己ノ方ノミヲ進メテ他ヲ排斥スルト
云フ意味デハ全クナイノデアリマスガ、斯
様ニ致シマスレバ、一旦本土ノ北端ニナッ
テ居ル青森港ヨリ、更ニ北海道若クハ或ル地
點ニ上陸シ、其他ノ手續ヲ執ル必要モナク、
直ニ往復共ニ航路ニ於テモ、或ハ物資ノ運

搬ニ於テモ、十分便宜ガアルト考ヘマスカ
ラシテ、政府ニ於ケレマシテハ近キ將來ニ
於テ、日露兩國ノ通商條約ニ關スル細目協
定ノ場合ニ、若シ露國政府ニ於テ我が帝國
ノ北方面、即チ東北地方ニ選定スルナラ
バ、領事館ヲ願クハ青森港モ有力ナル一地
點トシテ、交渉ノ場合ニ露國當局ニ對シテ
德恩セラレンコトヲ希望致シマスガ爲ニ、
茲ニ此建議案ヲ提出致シタ次第デアリマ
ス、詳シイコトハ追テ委員會申上ゲルコ
ト、致シマシテ、此建議案ニ對シ皆様ノ御
同情ヲ得タイ次第デアリマス

○井本常作君 本案ハ山本厚三君外六名提
出小樽港ニ領事館設置ニ關スル建議案外一
件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミ
マス

ト望ム

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ、
日程第二十號賀港ニ露國領事館設置ニ關ス
ル建議案ヲ議題ニ供シマス——河崎清君

第二十 賀港ニ露國領事館設置ニ關
スル建議案(河崎清君外一名提出)

對露通商上賀港ニ露國領事館設置ノ要
アリ政府ハ速ニ露國政府ニ交渉シ之ヲ實
現セシメラレムコトヲ望ム

ト望ム

○河崎清君 本案ノ理由ハ極メテ簡單デア
リマスカラ、本席ニテ説明ノ御許ヲ願ヒマ
ス、賀港ハ御承知ノ通り、裏日本海ニ於
ケル所ノ世界ノ大道タル歐洲トノ連絡路
ト致シマシテ、最モ近キ我國ノ關門デアリ
マス、賀港ハ開港以來露國ノ領事館ハ既
ニ設置サレマシテ、一般旅客ニ對シ旅券ノ
査照ハ固ヨリ、一般通商ノ事務ヲ取扱ツ、
來タノデアリマス、國交ガ斷絶致シマシ
タ爲ニ、領事館ノ一時閉鎖サレタル事實ハ
諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、今や國交

ハ舊ニ復シマシテ、日露條約恢復サレマシ
タ結果、今後ハ露國トノ通商貿易ノ一日モ
早ク發展スベク熱望ニ堪ヘナイ場合ニ吾々
ハ在リマスガ、最近ノ情報ニ依リマスレバ、
日露條約恢復サル、ト聞クヤ否ヤ、先般來
先ヲ爭フテ彼地ニ渡航センガ爲ニ多數ノ實
業家、或ハ會テ彼地ニ於キマシテ多年辛苦
經營致シマシタル事業ヲ中途ニシテ引揚
テ歸朝致シマシタル所ノ同情スベキ我が同
胞ガ、是亦一日モ早ク再び渡航セント、目
下賀港ニ集テ旅券ヲ得ンガ爲ニ待テツ、
アル次第デアリマス、然ルニ遺憾ナガラ現
在ニ於キマシテハ、直接願書ヲ露國政府ニ
差出シマシテ、露國ヨリ其許可ヲ得マセヌ
ケレバ、渡航スルコトノ出來ナイ有様デア
リマシテ、ソレガ爲ニ多クノ時日ヲ要スル
コトハ洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、
仍テ一日モ早ク露國ヲシテ此賀港ニ領事
館ヲ再ビ設ケマシテ、以テ渡航者ノ便宜ハ
勿論、通商貿易ノ爲ニ便ナラシムベク露國
ヘ政府ヨリ交渉セラレンコトヲ望ムガ爲
ニ、此建議案ヲ提出シタ次第デアリマス、
委細ハ委員會ニ於テ申上ゲタイト思ヒマ
ス、諸君ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス(拍手起
ル)

○井本常作君 本案ハ日程第十九議案ト同
一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマ
ス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ、日程第二十一、伏木港ニ露國領事館設
置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——荒
井建三君

ト望ム

第二十一 伏木港ニ露國領事館設置ニ
關スル建議案(石原正太郎君外四名
提出)

伏木港ニ露國領事館設置ニ關スル建
議案

伏木港ニ露國領事館設置ニ關スル建
議案

ト望ム

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ、日程第二十一、伏木港ニ露國領事館設
置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——荒
井建三君

第二十九 青森港ニ領事機關設置ノ交渉
ニ關スル建議案(工藤鐵男君提出)

青森港ニ領事機關設置ノ交渉ニ關スル
建議案

ト望ム

青森港ニ領事機關設置ノ交渉ニ關ス
ル建議案

我カ國本土ノ東北端ニ位スル青森港ハ日
露國交回復ノ結果露國ニ對スル交通運輸
貿易産業上將來益發展セムトスルノ情勢
ニ依リテ政府ハ將來露國政府ト領事機
關設置ニ關スル協商ノ開カレタル場合ハ
北日本方面ニ於テハ青森港ニ露國領事館
ヲ設置スル爲相當ノ交渉ヲ遂ケラレムコ

ト望ム

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ、日程第十九號賀港ニ露國領事館設置ニ關
スル建議案ヲ議題ニ供シマス——河崎清君

第二十 賀港ニ露國領事館設置ニ關
スル建議案(河崎清君外一名提出)

對露通商上賀港ニ露國領事館設置ノ要
アリ政府ハ速ニ露國政府ニ交渉シ之ヲ實
現セシメラレムコトヲ望ム

ト望ム

○河崎清君 本案ノ理由ハ極メテ簡單デア
リマスカラ、本席ニテ説明ノ御許ヲ願ヒマ
ス、賀港ハ御承知ノ通り、裏日本海ニ於
ケル所ノ世界ノ大道タル歐洲トノ連絡路
ト致シマシテ、最モ近キ我國ノ關門デアリ
マス、賀港ハ開港以來露國ノ領事館ハ既
ニ設置サレマシテ、一般旅客ニ對シ旅券ノ
査照ハ固ヨリ、一般通商ノ事務ヲ取扱ツ、
來タノデアリマス、國交ガ斷絶致シマシ
タ爲ニ、領事館ノ一時閉鎖サレタル事實ハ
諸君ノ御承知ノ通りデアリマス、今や國交

ハ舊ニ復シマシテ、日露條約恢復サレマシ
タ結果、今後ハ露國トノ通商貿易ノ一日モ
早ク發展スベク熱望ニ堪ヘナイ場合ニ吾々
ハ在リマスガ、最近ノ情報ニ依リマスレバ、
日露條約恢復サル、ト聞クヤ否ヤ、先般來
先ヲ爭フテ彼地ニ渡航センガ爲ニ多數ノ實
業家、或ハ會テ彼地ニ於キマシテ多年辛苦
經營致シマシタル事業ヲ中途ニシテ引揚
テ歸朝致シマシタル所ノ同情スベキ我が同
胞ガ、是亦一日モ早ク再び渡航セント、目
下賀港ニ集テ旅券ヲ得ンガ爲ニ待テツ、
アル次第デアリマス、然ルニ遺憾ナガラ現
在ニ於キマシテハ、直接願書ヲ露國政府ニ
差出シマシテ、露國ヨリ其許可ヲ得マセヌ
ケレバ、渡航スルコトノ出來ナイ有様デア
リマシテ、ソレガ爲ニ多クノ時日ヲ要スル
コトハ洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、
仍テ一日モ早ク露國ヲシテ此賀港ニ領事
館ヲ再ビ設ケマシテ、以テ渡航者ノ便宜ハ
勿論、通商貿易ノ爲ニ便ナラシムベク露國
ヘ政府ヨリ交渉セラレンコトヲ望ムガ爲
ニ、此建議案ヲ提出シタ次第デアリマス、
委細ハ委員會ニ於テ申上ゲタイト思ヒマ
ス、諸君ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス(拍手起
ル)

○井本常作君 本案ハ日程第十九議案ト同
一委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマ
ス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ、日程第二十一、伏木港ニ露國領事館設
置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——荒
井建三君

ト望ム

第二十九 青森港ニ領事機關設置ノ交渉
ニ關スル建議案(工藤鐵男君提出)

青森港ニ領事機關設置ノ交渉ニ關スル
建議案

我カ國本土ノ東北端ニ位スル青森港ハ日
露國交回復ノ結果露國ニ對スル交通運輸
貿易産業上將來益發展セムトスルノ情勢
ニ依リテ政府ハ將來露國政府ト領事機
關設置ニ關スル協商ノ開カレタル場合ハ
北日本方面ニ於テハ青森港ニ露國領事館
ヲ設置スル爲相當ノ交渉ヲ遂ケラレムコ

フ重要ナル港灣ニシテ「カムチアッカ」
「オコック」沿海州及北樺太へ出漁スル漁
夫ノ大半ハ同港ヨリ出入シ又對岸浦潮港
ト同港トノ貿易ハ已ニ二十年來緊密ナル
關係ヲ有シ政府ニ於テモ夙ニ本伏木港ノ
對岸露國ニ對シ重要ナル通商上ノ地點ナ
ルコトヲ認メ大正九年以來伏木港ヲ起點
トシ七尾港經由浦潮港ニ至ル定期命令補
助航路ヲ開設シテ露國トノ通商貿易ノ助
ヲ計リ來レリ加フルニ輒近富山縣ニ於ケル
豐富低廉ナル水力電氣ハ伏木港ヲ中心ニ幾
多ノ製造工業ヲ勃興セシメ特ニ製紙事業
「バル」製造業魚肥製造業等對岸露國ノ
特產物タル木材及魚獲物ヲ原料トスル工
業發達シ對岸露國トノ貿易益増進スルニ
至レリ依テ政府ハ速ニ適當ノ方法ヲ講シ
露國政府ニ交渉シ伏木港ニ露國領事館ヲ
設置セシメ對露通商ノ發展ヲ計ラレムコ
トヲ望ム

右建議ス
○荒井建三君 簡單デアリマスカラ此席ヨ
リ御許シテ願ヒマス、本建議案モ先刻來ノ
建議案ト同一趣旨ノモノデアリマスガ、此
建議案ニアリマス伏木港ト申シマスノハ、
諸君モ既ニ御承知ノ通り、矢張裏日本海沿
岸ノ中部ニ位シマシテ、恰モ浦潮港トハ直
面シテ居ルノデアリマス、往年ヨリ既ニ露
領沿岸一帶ノ漁業ニ從事致シマスル漁夫
ハ、此伏木港ヨリ其大半ノ出入ガアルノデ
アリマス、又日露ノ通商貿易ニ致シマシテ
モ、既ニ先年來相當ニ發展シツ、アルノデ
アリマス、殊ニ近來富山縣ニ於キマシテ
ハ、此特有トモ申スベキ、最も低價ニシテ
且ツ豐富ナル水力ヲ利用致シマス所ノ諸
種ノ工業ガ起リマシタ、其工業ノ材料ハ露
西亞ニ仰グ所ノモノガ多クアルノデアリマ
ス、例ヘバ製紙業ノ如キ、魚肥製造業ノ如
キモノデアリマス、斯ノ如ク既ニ交通ノ上
ニ於キマシテモ、又通商貿易ノ上カラ鑑ミ
マシテモ、此伏木港ニ於テモ今日日露通商
ノ恢復致シマシタ此好機會ニ於テ、露國ノ
領事館ヲ設置セラレマスル政府ノ交渉ノ場
合ニ、此港モ亦其一ヲ加ヘラル、ヤウニ相

當ノ交渉ヲ願ヒタイト云フノガ本案ノ趣旨
デアリマス、ドウカ願クハ適當ノ御審議ヲ
願ヒタイノデアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第十九議案ト同
一委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ、日程第二十二、警察費國庫下渡金連帶
支辨規定改正ニ關スル建議案ヲ議題ト改シ
マス、千葉宮次郎君

第二十二 警察費國庫下渡金連帶支辨
規定改正ニ關スル建議案(千葉宮次
郎君外三名提出)
警察費國庫下渡金連帶支辨規定改正ニ
關スル建議案
警察費國庫下渡金連帶支辨規定改正
ニ關スル建議案

地方府縣ノ警察費ニ對シ中央政府ヨリ補
給シツアル下渡金ノ現行制度ノ基準ハ
明治二十一年ノ制定ニ係レリ爾來三十有
餘年ノ間交通機關ノ發達地方人口ノ激増
文化ノ普及等に伴ヒ其ノ進歩變遷ノ程度
ハ當年ニ比シ恰モ隔世ノ感アリ而モ今尙
三十有餘年前ノ古キ基準ノ下ニ之カ支辨
ヲ爲シツアルハ甚タ時代ニ副ハサルモ
ノアリ仍テ政府ハ速ニ之カ適當ノ改正ヲ
斷行セラレムコトヲ望ム
右建議ス

○千葉宮次郎君登壇
○千葉宮次郎君 本案即チ此地方警察費連
帶支辨金ノ規定ノ法案ハ、現在ニ於キマシ
テハ、東京府ガ十分ノ六デアリマシテ、大
阪府ガ十分ノ三半ト云フコトニナツテ居ル
ノデアリマス、其他ノ各府縣ハ何レモ均一
的ニ六分ノ一ノ規定ニ現在ハ施行セラレテ
居ルノデアリマス、所ガ此規定ハ遠ク明治
二十一年ノ制定ニ係リマシテ、爾來三十有
餘年間、其間ニ於キマスル國運ノ進歩發達、
或ハ交通機關ノ變遷等に伴ヒマシテ、又地
方ニ於ケル文化ノ普及等カラ考ヘマシテ、
其制定當時ニ比シマスレバ、實ニ隔世ノ感
ガアルノデアリマス、隨テ時代ノ進歩ト國

情ノ變化ニ伴ヒマシテ、此規定ヲ改正致シ
マスルト云フコトハ、當然ノ歸結デアルト
私共ハ信ズルノデアリマス、茲ニ一例ヲ申
上ダマスレバ東京、大阪ノ如キ二大都市以
外ニ於キマシテモ、京都、兵庫、或ハ神奈
川、愛知、廣島、山口、福岡、長崎ノ一府
七縣ノ如キハ皇室ノ御警衛上ニ於キマシテ
モ、又國際關係ノ上ニ於キマシテモ、或ハ
勞働問題等ニ關シマシテモ、國家警察ノ事
務ハ他ノ各府縣ニ比シテ非常ニ繁多デア
ルト云フコトハ、爭フベカラザル事實デア
ルノデアリマス、故ニ政府ハ各般ノ制度規定
ヲ改正スルノ際此際此時ニ當リマシテ、此規
定ヲ改正スルコトハ當然ノ必要ト存ジマシ
テ、本案ヲ提出致シマシタ次第ゴザイマ
スカラ、ドウカ幸ニ各位ノ御協賛ヲ願ヒタ
イ次第デアリマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本常作君

○井本常作君 本案ハ議長指名、九名ノ委
員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異
議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマ
シタ、日程第二十三第二十四ハ、便宜上二
括議題トスルニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ議題ト致シマス、日程第二十三、

漁村振興ニ關スル建議案、日程第二十四、
淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關スル建議案、右
兩案ヲ一括シテ議題トシ、提出者ノ趣旨辯
明ヲ許シマス

第二十三 漁村振興ニ關スル建議案
(千葉宮次郎君外六名提出)
漁村振興ニ關スル建議案

漁村振興ニ關スル建議案

從來農村振興ノ叫ハ幾多有識者間ニ於テ
熱心ニ高唱セラレ政府當局者又之ニ鑑ミ
農村振興ニ關スル施設事業ハ若者其ノ實
現ニ努メツツアリト雖全國一萬二千有餘
ノ町村中約五分ノ一ヲ占メ農村ト殆ト相
讓ラサルノ重位ニ在ル漁村ノ振興ニ對シ

テハ免角雲煙過眼視シ來ルノ嫌アルヲ免
レス然ルニ現下ノ漁村民ハ疲弊困憊其ノ
極ニ達シ窮迫ノ状態ニ見ルニ忍ビサルモ
ノアリ若今日ニ於テ之ヲ救済シ之ヲ振興
スルノ根本策ヲ講スルニ非サレハ國家將
來ノ上ヨリ觀テ實ニ重大ナル結果ヲ生ス
ルコトアルヘキヲ虞ル仍テ政府ハ速ニ漁
村振興ノ根本策ヲ確立セラレムコトヲ望
ム
右建議ス

第二十四 淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關
スル建議案(千葉宮次郎君外二名提
出)
淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關スル建議案
淡路縱貫鐵道敷設速成ニ關スル建議
案ハ二十有餘萬ノ人口ヲ有シ一箇年國
稅納額一百萬圓以上ニ達セリ今や我カ國
有鐵道線ノ總延長約一萬哩ニ垂タルニ
モ拘ラズ獨リ淡路ニ對シテハ未ダ當テ寸
尺タモ國有鐵道ノ敷設ヲ見サルカ爲今ニ
其ノ恩典ニ浴セス而モ淡路ハ古來本州ト
四國トノ聯絡地點トシテ運輸交通上極メ
テ樞要ノ位置ヲ占ムルニシテ運輸交通上
ヨリ之ヲ見ルモ由良要索福良砲臺等ヲ有
スルカ故ニ一刻モ閉却シ得サルノ要衝地
タルコト勿論ナリ然ルニ現在ニ於テハ洲本
町ヨリ福良町ニ達スル約十五哩間ハ不完
全ナカラモ地方私設鐵道ヲ敷設シ淡路國
一部分ノ交通機能ヲ辛ウシテ助成シツツ
アルニ過キス政府ハ宜シク鐵道網中淡路
洲本町ヨリ岩屋町ニ至ル約二十哩ノ間ヲ
縱貫スル鐵道ヲ速ニ敷設シ本州ト四國ト
ノ交通運輸聯絡機能ヲ全カラシメラレム
コトヲ望ム
右建議ス

○千葉宮次郎君登壇
○千葉宮次郎君 次ニ御清聴ヲ願ヒマスノ
ハ漁村振興ニ關スル建議案デアリマス、從
來此農村振興ノ叫ビハ幾多有識者ノ間ニ於
テ、盛ニ且ツ熱心ニ唱道セラレマシテ、政
府當局者ニ於テモ之ニ鑑ミテ、農村振興ニ
關スル施設事業ハ稍、其實現ニ努メツ、ア

ルノデアリマスガ、農村ニ該ラザル産業上ノ地位ニアリマスル漁村ニ對シテハ、未ダ何等ノ施設ガ出來テ居ラスノデアリマス、漸ク十四年度ノ豫算中ニ於キマシテ、漁村共同ノ施設事業ト致シマシテ三十一萬餘圓ノ費額ヲ計上致シテアリマスガ、全國漁村漁民ノ今日ノ狀態ニ於キマシテ、斯ノ如キ費額ヲ以テ漁村ノ振興ヲ圖ルト云フコトハ、甚ダ貧弱ニ存ズル次第デアリマス、我國ノ漁業者ハ此從業者ノ數ニ於キマシテ百三十餘萬人ヲ數ヘ、全國一萬二千餘ノ町村中ニ於テ約五分ノ一ガ即チ漁村漁民ヲ以テ占メテ居ルノデアリマス、隨テ其漁獲生産高ニ於キマシテモ、一箇年五億以上ノ生産力ヲ持テ居ルノデアリマス、尙又我國ノ歴史並ニ國民生活ニ對シ特別ナル關係ヲ有シテ居ルト云フコトハ、賢明ナル各位ノ疾ニ御存知アラセラル、所デアアルノデアリマス、現下漁村漁民ノ疲弊困憊ハ漸ク甚シキヲ加ヘマシテ、窮迫ノ狀實ニ見ルニ忍ベカラザル狀態ニ在ルノデアリマス、若シ今日ニ於テ之ヲ救済シテ之ヲ振興スルノニ、何等カノ施設ヲ講ズルニアラザレバ、國家將來ノ上ヨリ見マシテ、實ニ重大ナル結果ヲ齎シ來スコトデアラウト私共ハ寒心ノ至リニ堪ヘヌノデアリマス、茲ニ私共ノ希望ノ一端ヲ具體的ニ申上デマスレバ、漁村漁民ノ經濟機關タルベキ全國三千七百ノ漁業組合ニ對シテハ、少クモ産業組合ニ對スルト同一程度ノ獎勵ヲ行フガ爲ニ、中央及地方ニ於テ是ガ指導機關ヲ變更シ、改善ヲ加フルコトガ、其一案デアルト云フノデアリマス（同感）ト呼フ者アリ）又漁業法中ノ漁業ニ關スル規定ヲ改正ヲ致シマシテ、漁場ノ保護ヲ完全ニスルト云フコトモ亦其一案デアルト思フ、又漁港避難港ノ修築ヲ一層獎勵ヲ致シマシテ、漁村ノ改良ヲ行ヒ、並ニ生産能率ノ増加向上ヲ圖ルコトモ其ノ一ツノ案デアルト思フノデアリマス、尙ホ水産金融ヲ改善スルノ一策ト致シマシテ、漁業抵當法案ヲ制定スベシト云フ提案ヲセラレタコトハ、本員ノ欣ブ所デアリマスガ、尙ホ漁村ニ於ケル共同施設ノ主體タルベキ漁

業組合及聯合會ノ制度ヲ改正ヲ致シマシテ、此活動ヲ獎勵スル等ノコトガ最も喫緊ノ事デアラウト本員ハ信ズル次第デアリマス、尙ホ詳細ノ事ハ是ガ付託ニナリマシタナラ、委員會ニ於テ思見ヲ申上デタイト思フノデアリマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス（拍手）次ハ淡路縱貫鐵道ノ速成ニ關スル建議案デアリマス、我が帝國ノ鐵道ハ年々歲歲進歩發達ヲ致シマシテ、全國ノ幹線ハ申スマデモナク、各地方ニ於ケル支線モ著々普及増進ヲ致シマシテ、今ヤ其延長一萬哩餘ニ達シテ居ルノデアリマス、是ハ地方産業ノ振興及文化ノ普及等ニ裨益スル、又貢獻スルコト少カラザル事デアアルノデアリマスガ、不幸ニ致シマシテ、我が兵庫縣淡路兩郡ハ、山紫水明ニシテ風光絶美、古來ヨリノ歴史、文藝、詩歌ノ上ニ於キマシテモ、最モ著名デアレルト云フコトハ是亦各位ノ夙ニ御了承アラセラル、コトデアルト思フノデアリマス、隨テ天然ノ遊樂公園ト致シマシテ、四時觀光ノ遊樂者ガ年々多キヲ加ヘテ居ルノデアリマス、尙又之ヲ軍事上ヨリ見マシレバ、由良要塞、鳴門砲臺等ノ所在地ト致シマシテ、國防上一日モ閑却スルコトヲ許ササル要衝地トデアアルノデアリマス、且又交通上ヨリ申上デマスレバ、古來本州ト四國ノ連絡地點ト致シマシテ、運輸交通上極メテ樞要ナル位置ヲ占メテ居ルノデアリマス、而シテ其人口ハ二十餘萬ヲ數ヘマシテ、直接國稅ニ於テ金額優ニ百萬圓以上ヲ負擔ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ、未ダ今日マデ國有鐵道トシテ尺寸ノ敷設ニ均當スルコトヲ得テ居リマセヌコトハ、地方ノ交通ノ上ニ於キマシテ、産業文化ノ上ヨリ見マシテ、頗ル遺憾ニ存ズル次第デアアルノデアリマス、故ニ政府ハ國有鐵道ノ精神ニ顧ミマシテ、速ニ其鐵道網中ニアリマスル所ノ洲本町ヨリ岩屋町ニ達スル二十哩ノ鐵道ヲ敷設セラレテ、以テ二十萬島民ノ福利ヲ増進スルト共ニ本州ト四國ノ交通運輸ノ機能ヲ全カラシムルコトハ、國家ノ當然タル義務デアルト私共ハ信ズル次第デゴザイマス、ドウカ諸君ハ

淡路二十萬島民ノ爲ニ、本案ヲ協賛セラレシコトヲ望ミマス次第デアリマス
○井本常作君 日程第二十三ハ秋田寅之介君外一名提出、下關漁港速成ニ關スル建議案ノ委員ニ、日程第二十四ハ、日程第七議案ノ委員ト同一委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔賛成ト呼フ者アリ〕
○議長（粕谷義三君） 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ、日程第二十五ハ提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長（粕谷義三君） 異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス——日程第二十六、琵琶湖を中心とする國立公園設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、兼松寅太郎君
第二十六 琵琶湖を中心とする國立公園設置ニ關スル建議案（兼松寅太郎君外二名提出）
琵琶湖を中心とする國立公園設置ニ關スル建議案
關スル建議
琵琶湖を中心とする國立公園設置セラレムコトヲ望ム
右建議ス
〔兼松寅太郎君登壇〕
○兼松寅太郎君 本案ニ對シマシテ簡單ニ説明ヲ致シマス、御承知ノ通り琵琶湖ハ面積四十二方里ヲ有シテ居ル我國唯一ノ靈湖デゴザイマス、風光ノ明媚ナルコトハ世界ニ於テモ多ク其比ヲ見ナイノデゴザイマス、斯ノ如キ天與ノ大湖ヲ有シナガラ、未ダ廣ク海外ニ紹介ノ出來ナイコトヲ甚ダ遺憾ト致シテ居ルノデゴザイマス、固ヨリ國立公園ノ候補地ハ、我國ニハ澤山アルヤウデゴザイマスガ、琵琶湖ノ如キハ山水ノ美ヲ併セ備ヘテ居リマス、史蹟名勝ニモ富シデ居リマス、殊ニ經費二百三十五萬圓ヲ投ジテ琵琶湖ヲ一周スル周遊道路ヲ改修シ若手ヲシテ居ルノデゴザイマス、加フルニ交通ノ

便モ十分ニ完備致シテ居リマス、多數候補地ノ中ニ於ケル最も適當ナルモノ、一ナリト斷言シテ憚ラヌノデアリマス、何卒諸君ニ於ケレマシテモ、本案ニ御賛成下サイマシテ、實現ノ期ノ一日モ速ナランコトヲ切望スル次第デアリマス
○井本常作君 本案ハ鈴木隆君外四名提出、國立公園調査會設置ニ關スル建議案外四件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
〔賛成ト呼フ者アリ〕
○議長（粕谷義三君） 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、其通り決シマシタ、日程第二十七 受驗資格撤廢ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、山下谷次君
第二十七 受驗資格撤廢ニ關スル建議案（山下谷次君提出）
受驗資格撤廢ニ關スル建議案
受驗資格撤廢ニ關スル建議
政府ハ人材登用ノ趣旨ニ於テ高等試驗中等教員醫師藥劑師等ノ受驗資格ヲ撤廢セラレムコトヲ望ム
右建議ス
○山下谷次君 簡單デゴザイマスカラ、此席ヨリ辯明ヲ御許ヲ願ヒマス
○議長（粕谷義三君） 許シマス
○山下谷次君 此吾人出世ノ登龍門デアアル所ノ試験制度ニ於ケルコトハ、非常ニ現在ハ不都合ナ狀態ニナッテ居リマス、是ガ一つ宛ノ門デアアルナラバ如何ナル困難ノ門デアンデモ、突破スルコトハ容易デアリマスケレドモ、現在ノ登龍門ノ制度ハ、丁度富士ノ山ノ一合目、二合目、三合目、四合目ト云フヤウナ所ニ登龍門ヲ設ケテアルヤウナコトニナッテ居ルノデアリマス、即チ高等文官試驗ヲ受ケマスノニハ、中學ヲ卒業シテ、或ハ他ノ專門學校ヲ經テ高等試驗受驗資格認定試驗ニ合格シタ者、サウ云フ資格ガ要ルヤウニナッテ居ルノデアリマス、或ハ中學ノ教員ノ試驗ヲ受ケマスニ付キマシテモ、中學ヲ卒業シテ居ル者デアルトカ、或ハ小學校ノ本科正教員デアルトカ云

フヤウナ、種々ナル試験ヲ受ケマスノニ資格ヲ要ルノデアリマス、或ハ藥劑師或ハ醫師ノ試験ヲ受ケマスニモ、中學ヲ卒業シタル者、其ノ上ニ尙ホ三年程度ノ專門學校ヲ卒業シタル者デナレバ、試験ヲ受ケラレヌヤウニナツテ居ルノデアリマス、又高等學校教員ノ試験ヲ受ケルノニモ、斯ノ如ク種々ナル資格ヲ要スルヤウニナツテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ規定ハ、國家ノ人材ヲ登用スル途デハナイト思フノデアリマスカラ、總テノ受験資格ヲ撤廢シテ、望ム所ノ試験ヲ直ニ受クルヤウニスルト云フコトガ、天下ノ人材ヲ登用スル一ノ途デアラウト思ヒマス、尙且ツ之ヲ用キマスレバ入學難ノ緩和ニモナルグラウト思ヒマス、委細ハ委員會ニ於テ説明ヲ申シマスガ、希クハ滿場諸君ノ一致御贊成アラシコトヲ御願致シマス

○井本常作君 本案ハ日程第十八議案ト同一委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマス、第二十八、高等試験委員官制改正ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、内ヶ崎作三郎君

第二十八 高等試験委員官制改正ニ關スル建議案(内ヶ崎作三郎君外三名提出)

高等試験委員官制改正ニ關スル建議案 高等試験委員官制改正ニ關スル建議案 政府ハ人材登用ニ關シ門戶開放主義ヲ徹底シ朝ニ職ノ吏ナク野ニ遺賢ナカラシムル目的ヲ以テ大正七年勅令第九號高等試験委員及普通試験委員官制ヲ改正シ同令第六條並第七條中ノ常任委員臨時委員ノ任命ヲ高等官中ヨリノミスルノ制限ヲ撤廢セラレムコトヲ望ム

○内ヶ崎作三郎君 簡單ニ此席ヨリ説明スルコトヲ御許シアラシコトヲ望ミマス、官吏登用ニ付キマシテハ、一定ノ能力ヲ證明スル爲ニ種々ナル試験ガアツタノデアリマス、從來高等文官試験、判檢事試験、辯護士試験、外交官試験等ガアリマシタガ、先年政府ガ之ヲ統一一致シマシテ、高等試験ト云フモノニ致シマシタ、只今山下君ノ提案ノ御説明ニ依リマス、マダ、其間ニ種々ナル障礙ガアルヤウニ御話ニナツテ居ルノデアリマス、ソレデモ高等試験令ハ官學私學ノ差別ヲ撤廢致シマシテ、又一定ノ學校出身者ナラザルモ、成規ノ試験ヲ受ケルトキハ同一待遇ヲ爲スト云フヤウナ特權ガ興ヘラレテアルノデアリマス、然ルニ其試驗ヲスル所ノ委員、高等試験委員ノ方ハドウデアラカト云ヘバ、常任委員並臨時委員ハ高等官中ノミヨリ任命スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、ソコデ試験ヲ受ケル者ノ方ノ差別ハ撤廢サレテ居リマス、ソレデモ、試驗ヲスル方ノ委員ニ於キマシテハ差別ノ撤廢ガ十分デナイノデアリマシテ、公平ニ考ヘルナラバ、是ハ片手落ノ處分ト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス

(拍手)ソコデ此建議案ノ提案ノ理由ハ、ドウカ政府ガ此差別ヲ撤廢サレマシテ、高等試験官中ノ常任委員、臨時委員ヲ高等官中ノミヨリ任命スルト云フコトヲ撤廢サレマシテ、民間ノ學者、若クハ相當實業家ナドノ中ヨリ委員ヲ任命セラレンコトヲ希望スルノデアリマス、現ニ敎員檢定試験委員會ノ官制ニ於キマシテハ、委員ノ任命ニ關シテハ何等ノ制限ガ無イノデアリマシテ、民間ノ人物モ矢張試験委員ニナツテ居ルノデアリマス、今日官吏ニナル者ノ大多數ハ官立大學、及帝國大學ノ出身者ガ多イノデゴザイマス、今度モ、民間ノ學者若クハ私立大學卒業者ナドガ官吏登用試験ニ應ゼント致シマシテモ、試験委員ノ中ニ自分等ニ親ミガアル人ガ居ナイト云フコトハ、非常ニ損ニナツテ居ルノデゴザイマス、官吏ハ成ベク人民ニ接觸スルノガ本分デアリマス故ニ、出來ルダケ多方面ノ人材ヲ採用スルコトガ必要デアリマスカラシテ、此建議案ガ採用ニナリマスナラバ、人材ヲ得ル方面ニ於キマシテ、更ニ一段ノ進歩ガアルト思フノデアリマス、何卒諸君ノ御協賛ヲ願ヒタイト

思フノデアリマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ關連多君、外四名提出、法律事務取扱ニ關スル法律案外一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマス、日程第二十九ト第三十ハ同一人ノ建議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二十九、遠洋漁業難者救助ニ關スル建議案、日程第三十、水産増殖助ニ關スル建議案、右兩案ヲ一括シテ議題ト致シマス、山本勝次君

第二十九 遠洋漁業難者救助ニ關スル建議案(山本勝次君提出)

遠洋漁業難者救助ニ關スル建議案 遠洋漁業難者救助ニ關スル建議案 遠洋漁業獎勵ト共ニ生命ヲ賭シテ此ノ業ニ従事スル者ニ對シ慰安ノ途ヲ講ズルハ最緊要ナルコトト認ム仍テ政府ハ速ニ遺難者救助ニ關スル方法ヲ定メ以テ獎勵ノ目的ヲ達成スルニ努メラレタシ

右建議案

第三十 水産増殖助成ニ關スル建議案(山本勝次君提出)

水産増殖助成ニ關スル建議案 水産増殖助成ニ關スル建議案 水産増殖業ハ農家ノ副業トシテ大ニ獎勵スヘキハ勿論食糧問題ノ上ヨリモ之カ開發進展ヲ計ルハ目下ノ急務ナリト認ム仍テ政府ハ速ニ左記事項ノ實施ニ努メラレタシ

一水産増殖法制定
一水産増殖業者營業稅免除

右建議案

○山本勝次君 日程第二十九、遠洋漁業難者救助ニ關スル建議案ヲ先以テ説明致シマス、政府ハ今回遠洋漁業獎勵ノ爲ニ獎勵法ヲ改正致シマシテ、サウシテ大型漁船ニ補助ヲ與ヘルト云フ案ガ既に通過シテ居リマス、此遠洋漁業ノ獎勵ノ爲ニ大型漁船ノ製造ニ關シテ補助ヲ致スト云フコトハ、最も必要ナル事デアリマス、私共ノ考ト致シマシテハ、尙ホ進シテ此遠洋漁業ニ從事スル者ガ遺難シタル場合ニ、之ヲ救助スルト云フ一ツノ方針ヲ政府ニ於テ定メテ戴キタイト思フ、居ルノデアリマス、漁船ノ遺難スルモノハ其數甚ダ多クアリマシテ、一申上ダマセガ、一例トシテ大正十一年ニ於ケル所ノ此遺難船及人ニ就テ御參考マデニ申上ダマス、船ニ於キマシテ一千四百八十五艘ト云フモノガ遺難シテ居リマス、而シテ死亡シタル者ガ一千七百七十一人、負傷シタル者ガ四千五百三十五人ト云フヤウナ數ニ止ツテ居リマス、此船及漁具ノ損害高ダケニシマシテモ、百七十八萬六千圓ト云フヤウナ金ヲ要シテ居リマス、斯ウ云フ有様デアリマス、遠洋漁業ヲ獎勵スルノニハ、遺難シタル場合ニ其船及人ニ對シテ相當ノ救助ヲ致シ、遺族者ニ對シ相當ニ慰安ヲスルト云フ途ヲ講ズルコト云フコトガ、最も必要ト考ヘテ居ル事デアリマス、此意味ニ於キマシテ、先以テ各府縣ノ水産會ニ是等ノ一ツノ救濟規定ヲ作ラシ、ソレニ對シテ國及地方費デ相當ノ補助ヲ與ヘルト云フヤウナ仕組ニ致シタラ宜カラウト思フ、テ居リマス、ソナ意味ニ於キマシテ、先以テ政府ガ進シテ此救濟ノ一ノ規定ヲ作ラシテ發布スルヤウニ希望スル次第デアリマス、次ガ水産増殖業助成ニ關スル建議案デアリマス、此水産増殖業、即チ一口ニ養殖業ト言フテ居リマス、過般ノ本會議ニテ藤澤君カラ繼々其必要ヲ御述ビナリマシタカラ茲ニ省キマスガ、藤澤君ノ結論ハ先以テ魚ノ苗、魚苗製造所ヲ作ルコト、及一般増殖ニ關スル試驗場ヲ設クルコト云フコトヲ御話デアリマシタ、無論是ハ必要デアリマス、必要デアリマスガ、尙ホ私ノ考トシテハ此養殖業者ガ據ル所ノ一ツノ法規ヲ作ルト云フコトガ大切デアラウト思フ、此養殖業ヲ國ニ於テ一層進シテ保護獎勵スル意味ノ増殖法ヲ制定スルノ必要ガアルト思ヒマス、

農商務省ノ一部ニ於テモ確ニ其必要ヲ叫ン
デ居ル人ガアルト云フコトヲ聞イテ居リマ
スガ、是非近ク此水産増殖法ヲ定メテ、此
養殖業者ガ據ルベキ、保護サルベキ一ツノ
法規ヲ制定サレシコトヲ望ムノデアリマス
今一ツ此増殖業助成上云フコトニ關シマシ
テハ、此養殖業者ニ課シテ居リマス營業稅ノ
免除ト云フ事デアリマス、水産養殖業者ハ
唯、水面ヲ利用スルコト云フコトデ、農業者
ト同ジ狀態ニ働イテ居リマシテ、取上ゲタ
物モ矢張り農業者ガ農作物或ハ繭ナド賣
リマスルト同ジヤウニ賣シテ居ル、此營業
行爲ト云フモノハ別ニ店舖ヲ設ケテヤル譯デ
モ何デモナイ、營業行爲ト云フモノハ何モ無
イノデ、全ク此農業者ノ農産販賣ト同ジ狀態
デアリノデアリマス、ソレガ故ニ此養殖業
ニ對シテ營業稅ヲ課スルコト云フコトハ酷デ
アルト云フコトヲ當業者ガ懇ヘテ居リマ
ス、而モ一面ニ於キマシテハ此増殖業者ハ
高キ地租ヲ負擔シテ居リマス申シマスル
ノハ、最初極ク荒地ノ所、或ハ池沼ノヤウ
ナ極ク地價ノ低イ所ノモノヲ養殖地ニ致シ
マスルト、是ガ課稅ノ免除ガナイドコロマ
ナク、直ニ高率ナ地價ヲ附スルノデアリマ
ス、極端ナモノヲ申シマス、濱名湖附近
ニ於キマシテ僅カニ二錢五厘位ナ地價ノモノ
ヲ養殖地ニスレバ、直グト之ヲ二十圓ニ決
メテ、二錢五厘位ニ定メタル言ハバ八百倍ト
云フ地價ノ直ニ定メタル云フヤウナ極端ナ
例モアル、ソレナ工合ニシテ高キ率ノ地租
ヲ拂テ居ルノニ、一面ニ於テ尙ホ營業稅
ヲ課スルコト云フノハ甚ダ酷デアルト云フコ
トヲ懇ヘテ居リマスカラ、是モ是非免除致
シタイト云フヤウナ考ヲ以テ、茲ニ助成ニ
關スル建議案ヲ出シタ次第デアリマス、ド
ウゾ満場ノ御賛成ヲ願ヒマス

一括議題ト爲シ、各案毎ニ提出者ノ趣旨辯
明ヲ許スニ御異議アリマセヌカ、
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ムコトヲ望ム
右建議ス

ル漁港トシテ修築ヲ願ヒタイト云フ希望デ
アリマス、無線電信ハ主ニ千島ニ關スル事
柄デアリマス、千島ハ僅ニ水底電信一本ニ
依ッテ繋グテ居ルノデアリマス、是ガ冬期間
ノ暴風雨ノ風浪ノ爲ニ、若クハ故障ノ爲ニ、
始終通信ノ機關ニ故障ヲ生ジマスカラ、其
故障ヲ補ヒタイト云フ意味カラ無線電信ノ
裝置ヲ欲スルコト云フ建議案デアリマス、根
室港ノ修築工事、是亦第一期工事ハ済ミマ
シタガ、尙ホ第二期工事ヲ行フニアラザレ
バ、第一期工事ノ實ヲ得ルコト能ハザル
所以ニシテ、地方開發ノ爲ニ此港灣ノ修築
ノ必要ヲ認メテ居ルノデアリマス、釧路港
ノ海陸連絡、釧路港ハ此東北海道三千餘方
里ノ物資集散ノ中心地トシテ、此處ニ各方
面ニ鐵道ガ集中致シマス、隨テ海陸連絡ノ
設備ト云フコトハ其必要ヲ感ジテ居ル次第
デアリマス、鐵道省ハ今ヨリ六七年前ニ於
キマシテ既ニ約六百餘方圓ノ工費ヲ投ジ、
三年繼續ノ事業ヲ以テ計畫セラレタルコ
トガアルノデアリマスガ、釧路港灣修築ノ
其設計變更ニ伴フテ、一時之ヲ中止セラレ
タルコトニナツテ居リマス、今ヤ此港灣修
築モ追ヒタツテ竣工ヲ告グルノ場合ニナツ
テ居リマスルカラ、茲ニ海陸連絡ノ設備ガ一
層其必要ヲ感ジテ來タ次第デアリマス、仍
テ此海陸連絡ニ關スル建議案ヲ提出致シタ
次第デアリマス、次ハ根北鐵道速成ニ關ス
ルコトデアリマス、是ハ既ニ鐵道敷設法ニ
制定セラレマシタル法律ノ一ツデアリマシ
テ、根室原野二十方町歩ノ開拓ハ此鐵道ノ
敷設如何ニ依ッテ問題ヲ解決スル譯デアリ
マス、其拓殖ノ機運ヲ促成スル爲ニハ矢張
開發ノ先驅トシテ、此鐵道ノ敷設ヲ要望致
シテ、本建議案ハ提出シタ次第デアリマ
ス、何卒満場諸君ノ御同情ヲ以テマシテ速
ニ御決定アラントコトヲ希望シマス

七七三

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第三十一、乃至三十五ハ便宜上

第三十五 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第三十一、乃至三十五ハ便宜上

一括議題ト爲シ、各案毎ニ提出者ノ趣旨辯
明ヲ許スニ御異議アリマセヌカ、
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第三十三 根室港修築工事ニ關スル
建議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御
異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシ
タ——日程第三十一、乃至三十五ハ便宜上

第三十一 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十二 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第三十五 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第三十六 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第三十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第三十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第三十九 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十一 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十二 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第四十三 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第四十四 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第四十五 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十六 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第四十七 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十八 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第四十九 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第五十 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第五十一 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第五十二 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第五十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第五十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第五十五 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第五十六 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第五十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第五十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第五十九 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第六十 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第六十一 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第六十二 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第六十三 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第六十四 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第六十五 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第六十六 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第六十七 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第六十八 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第六十九 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第七十 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第七十一 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第七十二 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第七十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第七十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第七十五 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第七十六 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第七十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第七十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第七十九 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十一 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十二 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第八十三 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第八十四 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第八十五 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十六 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第八十七 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十八 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第八十九 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第九十 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第九十一 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第九十二 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第九十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第九十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第九十五 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第九十六 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第九十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第九十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第九十九 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第一百 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零一 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零二 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百零三 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零四 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零五 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零六 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百零七 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第一百零八 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第一百零九 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百一十一 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十二 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百一十五 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第一百一十六 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百一十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百一十九 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十一 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十二 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百二十三 根北鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外六名提出)

第一百二十四 國鐵鐵道速成ニ關スル建議
案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十五 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十六 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百二十七 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十八 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百二十九 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百三十一 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十二 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十三 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十四 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

第一百三十五 廣尾港修築速成ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十六 無線電信ノ裝置ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十七 根室港修築工事ニ關スル建
議案(小池仁郎君外一名提出)

第一百三十八 釧路港海陸連絡ニ關スル建
議案(小池仁郎君外六名提出)

ル建議案ヲ議題ト致シマス——齋藤隆夫君

第三十六 園篠鐵道速成ニ關スル建議案

案(齋藤隆夫君外三名提出)

園篠鐵道速成ニ關スル建議案

京都府園部ヨリ兵庫縣福住ヲ經テ篠山ニ至ル鐵道ハ第四十四回帝國議會ニ於テ政府ヨリ提出通過セル鐵道敷設法別表中ノ重要線路ニシテ昨秋全通セル播丹鐵道ヲ介由シテ京都姫路間ヲ直繫シ東海山陽ノ幹線ニ對シ軍備交通ノ安全辦タル緩急線路ヲ仍テ率先之ヲ建設ニ若手セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○井本常作君 本案ハ提案者不在ノ故ヲ以テ其趣旨辯明ヲ省略シ、日程第七議案ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタリ——日程第三十七、高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——提出者富永孝太郎君

第三十七 高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案

案(富永孝太郎君外一名提出)

高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案

高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案

國富ノ増進ヲ圖リ民力ノ涵養ヲ策セムトセハ之ヲ農林業ノ發達ニ疎ツコト甚大ナリ而シテ農林業ノ發達ハ最新ノ學術技術ニ負フ所多キコト言フ要セス北陸ノ地面積廣汎ニシテ地味亦頗ル豐饒農植林ノ業ニ適ス若最新學術技術ノ應用ニ於テ缺點ル所ナキヲ得ムカ生産ヲ増加シテ國益ニ資スルコト大ナルヤ疑ヒヲ容レサルナリ不幸北陸四縣(新潟石川福井富山)ニ互リテ未タ之ヲ專門ノ學校ノ設立ヲ見ス之レ吾人ノ夙ニ甚タ遺憾トスル所ニシテ地方識者ノ間ニ高等農林學校設立ノ急務

ヲ説ク者アル所以ナリ由來高田市ハ之ヲ歴史ニ徴シ周圍ノ狀況ニ鑑ミ教育地トシテ最適當ナルコト衆目ノ一致スル所ナリ輒チ此ノ地ニ高等農林學校ヲ設立シテ以テ直接ニハ農村ノ振興及地方ノ發展ニ資シ更ニ進ムテハ國力ノ増進ニ資スル所アラムトス依テ政府ハ速ニ高等農林學校ヲ高田市ニ設立セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○富永孝太郎君 簡單デアリマスカラ此席カラ御許シテ願ヒマス、只今上程ニナリマシタ高田市ニ高等農林學校設置ニ關スル建議案ニ付キ、極メテ簡單ニ提出ノ理由ヲ説明致シマス、凡ソ國家富力ノ増進ト、民力ノ涵養ヲ圖リマスニハ、農業ノ發達ニ俟ツコト甚大ナルモノト信ジタ次第デアリマス、而シテ農林業ノ發達ヲ致シマスルニハ、最新ノ學術技術ニ負フ所大ナルハ多言ヲ要セザルコト、信ジマス、吾々ハ農業教育機關ノ不足ヲ感ジテ居リマシテ、此際増設ヲ希望スル次第デアリマス、多數ノ學生ハ中等學校ヲ卒ヘ、尙ホ進シテ高等ノ學科ヲ修メント希望スル者多クアルノデゴザイマスケレドモ、收容スル學校ノ少キ爲ニ入學難ヲ觀フルノデアリマス、サウシテ入學ガ出來ナイガ爲ニ一身上ノ頓挫ヲ來シ、將來ノ方針ヲ誤ル者ガ往々アルノデアリマシテ、遺憾ト存ズル次第デアリマス、不幸ニシテ北陸四縣ヲ通ジテ未ダ高等農林學校ノ設置シアラザルハ、吾々ガ甚ダ遺憾トシテ居ルノデゴザイマス、北陸ノ地面積ト云ヒ、人口ト云ヒ、又中等學校ノ卒業生ノ數ト云ヒ、各方面ヨリ遠視致シマシテ、教育政策ト致シマシテモ至當ナル所ト信ズルノデアリマス、殊ニ高田市ハ教育上最モ適當ノ地ト考ヘルノデアリマス、今ヤ農村振興ガ絶叫セラル、ノ秋デアリマシテ、本問題ノ如キ農村問題ノ中心ニ觸レマスル所ノ農業教育ノ根本ニ關スル問題デアリマス、四圍ノ事情カラ考ヘマシテ、教育機關ノ完備ノ緊要ナルコトヲ認メタノデ、本案ヲ建議致シタ次第デアリマス、願クハ滿堂諸君ノ御同情ヲ得マシテ、尙ホ政府ニ於テモ此設

立ニ努メラレンコトヲ希望スルノデアリマス、詳細ノ事ハ委員會ニ於テ述べマスルガ、ドウゾ滿場諸君ノ御同情ヲ希望致ス次第デアリマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ佐々木春作君外二名提出、高等師範學校設置ニ關スル建議案外二件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三十八、若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、町野武馬君

第三十八 若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

案(町野武馬君外二名提出)

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

若松市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

右建議ス

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第三十九、留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案、第四十、興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案、第四十一、小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案、右三案ヲ一括シテ議題ト致シマス、淺川浩君

第三十九 留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

案(淺川浩君外六名提出)

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

留萌羽幌間鐵道速成ニ關スル建議案

右建議ス

○議長(粕谷義三君) 高聲ニ願ヒマス

第四十 興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

案(淺川浩君外七名提出)

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

興部濱頓別間鐵道速成ニ關スル建議案

右建議ス

○議長(粕谷義三君) 高聲ニ願ヒマス

第四十一 小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

案(淺川浩君外七名提出)

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

小頓別枝幸港間鐵道速成ニ關スル建議案

右建議ス

於テ一番多ク死シテ居ルノデアリマス、其比較ハ一年間ニ死亡シマスル所ノ死亡者ノ總テニ比シマシテ、一歳未滿ノ小兒ガ其半數ヲ占メテ居ルノデアリマス、例ヘバ五十万人ノ者ガ一年ノ間ニ死亡シマスレバ、其二十五万人ハ一歳未滿ノ小兒ガ死シデ居ルノデアリマス、此點ハ國家トシテ憂フベキ點デアリマシテ、近頃政府當局ガ小兒ノ保護ト云フコトニ向テ有ユル方面ニ盡力サシ、即チ衛生ガ進シタ云フコトニナルノデアリマス、是ハ成ベク精神ト肉體ノ健全ナル小兒、及老人ガ一人デモ多クナラナケレバナラヌノデアリマス、昔ノ言葉ニ年多クレバ恥多シト云フコトヲ申シテ居リマスガ、ソレハ老人ニシテ肉體ト精神トガ伴ハナイ所ノ人ヲ指スノデアリマス、例ヘバ孫ニ手ヲ引カレマシテモ幸詣リモ出來ナイヤウナ、ヨボーノ老人ヲ指シテ居ルノデアリマス、吾々ハ斯様ノ老人ハ望マスノデアリマス、老イテ益、肉體ト精神ガ健全デアリ所ノ老人ヲ望ムノデアリマス、例ヘバ本院ニ於キマシテモ、吾々ガ常ニ畏敬致シテ居リマス竹原、野田、或ハ箕浦、元田、各老先生方ノヤウニ、又内閣諸公ニ於カレマシテハ加藤首相ヲ首メ高橋、犬養、或ハ仙石、斯様ノ方々ノヤウニ精神モ肉體モ頗ル健全ニ、サウシテ我ガ國家憲政ノ爲ニ貢獻セラル、ヤウナ老人ノ一人モ多カラントコトヲ希望スル一人デアリマス、曾テ豐太閣ハ衛生ト云フコトニ注意ヲシナカッタ爲ニ、遽ニ關ケ原ノ戰爭ニ、或ハ大阪夏冬ノ陣、是ガ起リマシテ、秀頼ハ幼年ニシテ豐家ノ基礎ヲ立ツルコトガ出來ナカッタノデアアル、是ハ全ク秀吉ガ己ノ攝生ヲ急タ結果デアリマス、之ニ反シテ徳川家康ハ常ニ衛生ノ必要ナルコトヲ感ジマシテ、其衛生訓ト致シマシテハ、一富士、二鷹、三茄子、是ハ衛生ノ言葉トシテ遺サレテ居リマス、其爲ニ七十有餘歳ノ壽命ヲ保タレタ、其結果徳川

三百年ノ基礎ヲ築カレタノデアリマセウ、私共ハ斯様ニ一人デモ精神ト肉體ノ健全ナル老人ノ多イト云フコト、更ニ小兒ノ保健狀態ガ愈々強クナランコトヲ希望スルノデアリマス、ソレニハドウシテモ國民衛生ノ普及ヲ圖ラナクバナラヌノデアリマス、今我國ノ衛生法律ヲ見マスルニ、是ハ明治三十九年法律第三十六號傳染病豫防法ノ一端ニ之ヲ求メタニ過ギヌノデアリマス、隨テ其法規ハ甚ダ杜撰デアリマシテ、一致聯絡ヲ取ルコトガ出來ヌノデアリマス、各町村ニ此組合アルノデアリマスケレドモ、今日ノ組合ハ何等威力ガ無イノデアリマス、故ニ今日ノ我國ニ適用シ得ル所ノ衛生組合法ヲ制定スルコトハ、目下ノ急務デアラウト思フノデアリマス、斯様ニ致シマシテ我ガ國民ノ衛生思想ヲ普及致シ、サウシテ國民自己ガ自ラ衛生機關ノ設置ヲ圖ルト云フ所ニ進マナクバナラヌ、斯様ニシテ、各衛生機關ノ運用ヲ圖リ、又各衛生法規ヲ行ヒマス上ニハ、ソレノ補助機關トナルベキモノヲ求メナクバナラヌノデアリマス、更ニ衛生ニ付キマシテ幾多ノ審議、建議或ハ答申ヲスベキ所ノ途ヲ開カナクバナラヌノデアリマス、ソレニハ衛生組合法ヲ制定スルヨリ外ニ途ハ無イノデアリマス、此事ニ向ヒマシテハ、各府縣ノ都市聯合會ガ毎年總會ヲ開キマシテ、其總會ノ決議ニ依ッテ、此衛生組合法ノ制定ヲ當局ニ建議致シテ居リマスノモ、亦目的ハ同様ノ事ニ出デテ居ルノデアリマス、斯様ニ意味合カラ、私ハ此法案ガ速ニ成立サレマシテ、サウシテ國民ノ保健衛生ガ十分ニナリマシタラバ、其結果ハ社會民衆ノ幸福、共榮ヲ圖ル爲ニ貢獻スルノミナラズ、國運ノ進歩ノ爲ニナルノデアリマス、斯様ニ意味合カラ此建議案ガ皆様ノ御賛同ヲ得マシテ成立致シマスルト同時ニ、政府當局ニ於ケレマシテモ、此意味ヲ御參酌下サレマシテ、速ニ此法案ヲ制定セラレンコトヲ希望シテ已マナイ次第デアリマス

○井本常作君 本案ハ日程第二十二ノ建議案ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第四十三、武雄、嬉野及彼杵間鐵道建設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、今里準太郎君

第四十三 武雄、嬉野及彼杵間鐵道建設ニ關スル建議案(今里準太郎君提出)

武雄、嬉野及彼杵間鐵道建設ニ關スル建議案

肥前武雄ヨリ嬉野ヲ經テ彼杵ニ至ル鐵道ハ東京ヨリ長崎ヲ經テ日支ヲ連絡スル最經費ヲ要セサル最短距離ノ線路ニシテ且經濟上並軍事上極メテ重要ナル線路ナリ即チ(第一)本線ニテ新設スヘキ哩數僅ニ十四哩ニシテ肥前山口諫早線ノ所要新設哩數三十八哩ニ比シテ實ニ二十四哩ノ差アリ即チ二十四哩ノ無用ノ新設費ヲ節約シ而モ短縮ノ目的ヲ同様に達スルコトヲ得(第二)本線ノ沿道ニハ武雄溫泉嬉野溫泉アリ又陶磁器農産林産極メテ豊富ニシテ經濟上ノ價值極カラス(第三)本線ニハ第十八師團演習地大野原竹松飛行隊大村聯隊等アリ軍事上重要線ナリ而シテ本線ハ日支連絡短縮線トシテハ勿論單獨ニ新設シ充分ノ價值アルモノナリ依テ政府ハ速ニ本鐵道ヲ建設セラレムコトヲ望ム右建議ス

○今里準太郎君 此席カラ申上ゲマス、本案ハ武雄カラ嬉野ヲ經マシテ、彼杵ニ至リマス線路デゴザイマス、乘客ノ點カラ云ヒマシテモ、貨物ノ點カラ云ヒマシテモ、殊ニ軍事上カラ見マシテ極メテ重要ナル事ト信ジマス、此線路ニ付キマシテハ、建議案ノ理由書ニ詳シク説明シテアリマスカラ、ヨリ以上ノ點ハ御必要ノ際ハ委員會デ説明シタイト思ヒマス、滿場ノ御賛成ヲ御願ヒシマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ日程第七議案ト同一

委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第四十四、水産増殖ニ關スル法律ノ制定並其ノ施設ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、中谷貞賴君

第四十四 水産増殖ニ關スル法律ノ制定並其ノ施設ニ關スル建議案(中谷貞賴君外四名提出)

水産増殖ニ關スル法律ノ制定並其ノ施設ニ關スル建議案

施設ニ關スル建議案

水産増殖ノ施設ハ實ニ水産業ノ基礎タリ從來此等施設ノ全ク缺如セル爲ス業ノ前途ハ頗ル寒心ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ宜シク速ニ左記施設ヲ實行シ斯業ノ基礎ヲ確立セシムルノ喫緊事タルヲ認ム

一 水産増殖法ヲ速ニ發布スルコト

二 水質保護ニ關スル法律ヲ制定スルコト

三 淺海利用模範場ヲ設立スルコト

四 淺海増殖用種苗ノ配給ヲ實施スルコト

右建議ス

○中谷貞賴君 自席ヨリ趣旨聲明ヲ致シマス、水産物ハ我ガ國民ノ主要ノ食料品デアリマシテ、其價格ノ高低ハ實ニ國民保健ノ問題ニ大ナル影響ヲ有スルモノデアリマス、而モ此水産物ニ適當ノ保護ト獎勵トヲ加ヘマスナラバ、國家ノ重要ナル産業ト致シマシテ、其利益ハ實ニ多大ナルモノデアリマス、然レニ我國ノ現在ノ水面ニ關シマスル所ノ施設、及之ニ關聯シマスル所ノ法規ニ付キマシテハ、洵ニ遺憾ナル點ガ多イデアリマス、即チ内灣、淺海、河川、湖沼等ノ廣大ナル水面ハ、殆ド原始ノ儘ニ放棄致シテアリマシテ、而モ此水産増殖ニ關シマシテ必要ナル法規ハ未ダ整備居ラヌノデアリマス、而モ最近ニ於キマシテ工業ノ發達ニ伴ヒマシテ、是等ノ工業

ノ爲ニ種々ナル有害物ヲ此水面ニ流入致スノデアリマスルガ、此惡水ノ禁止、又ハ制限等ニ付キマシテモ適當ノ法制ガ無イノデアリマス、各府縣ニ於キマシテ、工業取締規則ニ依リマシテ、稍、或ル程度ノ制限ヲ加ヘテアリマスルケレドモ、未ダ以テ完全ナルモノト云フコトハ出來ナイノデアリマス、此意味ニ於キマシテ水産増殖法ノ制定並ニ水産保護ニ關スル法律ノ制定ヲ必要ト致ス次第デアリマス、又此淺海ノ利用ニ付キマシテハ、國家ノ力ヲ以テマシテ、模範場ヲ設立致シマシテ、又同時ニ此淺海増殖用ノ種苗ヲ養成致シマシテ、之ヲ各事業家ニ最モ低廉ニ配給致シマスナラバ、斯業ノ發達ノ上ニ於キマシテ重大ナル利益アリト信ズル者デアリマス、詳細ナル事ハ委員會ニ於テ陳述致シマス(拍手)

○井本常作君 本案ハ日程第二十三議案ト同一委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス

○作間耕逸君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出、帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案及同ク政府提出、大正十三年法律第二十四號中改正法律案ヲ此際特ニ上程シテ逐次議題ト爲シ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成ニ贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、即チ帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長中馬興九君

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十四年三月二十日

帝國美術院美術研究獎勵金委
任經理ニ關スル法律案委員長
中馬 興九

衆議院議長粕谷義三殿

〔中馬興九君登壇〕

○中馬興九君 本案ニ關スル委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ報告致シマス、學士院會ガ有益ナル學術上ノ研究者ニ向テ學士院賞ヲ與ヘルガヤウニ、美術品ノ優良ナル作品ニ向テ、帝國美術院ガ獎勵金ヲ與ヘントスルニ當リマシテ、之ヲ年度交付デ年々ヤルト云フコトハ、甚ダ不便ガ多イノデアリマスルカラ、優良ナル作品ノ出ナイトキニハ翌年度ニ繰越シテ、翌年度ニ出マシタトキニヤルト云フ方ガ便利デアアル、其他種々ノ都合ニ依リマシテ、之ヲ委任經理ニシタイト云フノガ本案ノ趣旨デアリマス、政府ト二三ノ質問應答ガアリマシタガ、其一ニヲ舉ゲマス、由來此所謂帝展ノ審査員間ニ頻ニ暗闘ガアツテ、自分ノ弟子ヲ入選サシタガヤウナ弊風ガアルガ、是ハ何トカ改良ノ途ガアルカト云フ意味ノ質問ニ對シテ、政府ハサウ云フ事ハ今マデハアツタガ、今ノ所デハ無クナツタカラ、今後モ無イヤウニシタイト云フ希望ヲ述ベラレタ、モウ一ツハ帝展ノ空氣ガ甚ダ古イト云フ事ヲ言ハレテ居ル、是ハ或ハ二科會ガアリ、國畫創作協會ガアリ、院展ガアルカラ、サウ云フ所ノ分子ヲ審査員ニ一絡ニ入レテ、諸種ノ畫風ノ發達ヲ獎勵スレバドウカト云フコト、モウ一ツハ畫家、美術家以外ニ美術ヲ鑑識スル人達、批評ヲスル人達ノ適當ナ人達ヲ審査員ニ入レテ、サウシテ五ニ暗闘スルコトヲ避ケ、又追々國畫ノ進歩發達ヲ期スル意味ニ於テ、サウ云フ人ヲ審査員ニ入レテハドウカト云フ質問ニ對シマシテハ、是ハ中々ムツカシイコトデアラ、五ニ城壁ヲ設ケテ居ルカラ審査員ニ入レントシテ這入ラナイ場合モアルダラウガ、成ベクサウ云フ風ニ出來レバシタイト

云フヤウナ意味ノ政府ノ御答デアリマシタ、其次ニハ帝展ニ出品スル者ダケニ此賞金ヲヤラズニ、其他ノ展覽會ニ於テ現レタル所ノ優良ナル作品ニ向テモ、此獎勵金ヲ交付スル意思ガナイカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ成ベクサウ云フ事ニ致シタイガ、今ノ所デハ金額ガ極メテ少イカラ、サウハ參ルマイガ、成ベクサウ云フ事ニ致シタイト云フ意思ヲ表明致シタノデアリマシタ、本案ハ二回ノ委員會ヲ開キマシテ、本日滿場一致ヲ以テ原案ノ通り可決致シマシタ、之ヲ以テ報告ト致シマス〔拍手〕

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ其第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○作問排逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 作問君ノ動議ニハ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

帝國美術院美術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ〔拍手〕大正十三年法律第二十四號中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長武藤金吉君

大正十三年法律第二十四號中改正法律案(政府提出)

報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

大正十三年法律第二十四號中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十四年三月二十日

大正十三年法律第二十四號中改正法律案委員長 武藤 金吉

衆議院議長粕谷義三殿 附帶決議

政府ハ本法ノ實施ニ關シ最善ノ方法ヲ盡シ尙制定ノ趣旨ニ副ハサル品目ニ付テハ更ニ次ノ議會ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム

〔武藤金吉君登壇〕

○武藤金吉君 只今議題ニ供セラレマシタ大正十三年法律第二十四號中改正法律案、即チ特種品法案デアリマスルガ、此委員會ハ數回ニ互リマシテ極メテ綿密ニ審査ヲ致シマシタ、此審査中ニ質問應答ノ結果、政府ニ於キマシテモ未ダ此法案ノ精神、即チ奢侈ヲ抑壓シテ消費ノ節約ヲ圖ルト云フ點ニ付テハ、大分不安ノ點モ澤山發見ヲ致シタノデアリマス、殊ニ特種品ト見ル中デ、保健衛生ニ關スル國民ノ必要品モ澤山アル、又木材其他ニ付キマシテモ、生活ノ必要品モ加テ居ル、此品目ヲ一々舉ゲテ見マシタナレバ、悉ク相當ノ理由ガ存シテ居ルノデアリマス、殊ニ此特種品中ニ加テ居リマスル木材ノ如キ、又寫眞ノ「フイルム」ノ如キ、白蠟油ノ如キ、香油ニ加テ居ルモノ(シヤボン)ニ加テ居ルモノ、是等ニ付テ一々詳細ノ質問應答ガアツタノデアリマスルガ、政府ニ於キマシテモ是等ニ付キマシテハマダ確ニ之ガ特種品デアラ、必需品デアラナイト云フコトノ言ヘタイ點モ澤山アルノデアリマスルガ、詳細ノコトハ速記録ニ一々記載サレテ居リマスルカラ、御覽ニ預リタイ、サウシテ最モ此法案ノ精神ニ副ウテ實施スルニ付キマシテハ、假置場ノ設備等ガマダ出來テ居ナイ、又課税ノ標準等ニ付キマシテモ、之ヲ奢侈品トシテ從來ノ從量稅ヲ從價稅ニ改メタノデアリマシタガ、輕イモノモアル、重イモノモアル、是等ノ標準ニ付キマシテモマダ十分デナイ、又戻稅ニ付キマシテモ、戻稅ハ何時行フノダカト云フト、成ベク早クヤルト云フコトハ政府デ言明サレマシタガ、マダ何時

ヤルト云フコトハ言フコトハ出來ヌト云フヤウナ譯デアリマス、是等ニ付キマシテハ十分ニ本法ヲ制定シタ趣旨ニ副フヤウニ是正スルコトガアレバ、次ノ議會ニ於キマシテハ十分ニ是正スル積リダト云フコトヲ政府當局ハ言明サレテ居リマス、尙又本法施行ノ爲ニ内地ノ工業ガ何カ起リタモノガアルカト云フ有力ナル質問ニ對シマシテハ、政府ハ格別ニ工業ハ起ラナイガ、「ネクタイ」其他ノモノハ多少出來タモノモアルト云フヤウナ答辯モアリマシタガ、要スルニ此特種品ノ法案ト云フモノハ特別議會ニ於テ出サレマシテ、其追加ヲ茲ニ出シタ案デアリマスルガ、尙ホ此追加ニ足ラズシテ追加ヘタイト云フノ希望ノモノモ澤山アル、討論ニ移リマシテ附帶決議ヲ致シマシテハ、討論ニ移リマシテ附帶決議ヲ致シマシテハ、サウシテ政府ノ言明モ得マシテ、次ノ議會マデニハ相當ノ成績ヲ舉ゲルヤウニ致シタイト云フコトニナリマシタ、即チ憲政會議ノ武内君ヨリ、此討論ニ移リマシテ附帶決議ヲ提出ガアリマシテ「政府ハ本法ノ實施ニ關シ最善ノ方法ヲ盡シ尙ホ制定ノ趣旨ニ副ハサル品目ニ付テハ更ニ次ノ議會ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム」此理由ハ只今申シマシタ假置場ノ設置ノコト、課税標準ノコト、戻稅ノコト、ソレカラ從量稅、從價稅ヲ重イ輕イニ付テ直スコト、ソレカラ又精製品粗製品ニ付テノ區別ヲスルコト、幾多ノ意味ヲ含ミマシタ此希望ヲ添ヘテ、此附帶決議ヲ致シタノデアリマス、政友會ノ加藤君ハ矢張同様ノ意味ニ於テ附帶決議ニ同意ノ意見ヲ發表セラレマシタ、又政友本黨ノ井坂君ハ此附帶決議ニ更ニ希望ヲ添ヘテ贊成ヲ致サレタ、即チ其希望ハ植物性揮發油二十二種ヲ追加シテ賞ヒタイ、又「パニリン」「クマリン」ノ二種モ追加シテ賞ヒタイ、人造香料六種ノ外全部ヲ追加シテ賞ヒタイ、此三點ヲ附帶條件ニ希望ヲ添ヘテ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ贊成スルコトニ

可決致シマシタ、此段御報告ニ及ビマス
(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作間耕逸君 本案モ直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス
大正十三年法律第二十四號中改正法律案(政府提出) 第二讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發言モナイヤウデアリマス、即チ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
日程第四十五、蠶業ノ振興ニ關スル建議案ヲ議題ト致シ提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、提出者村上國吉君

第四十五 蠶業ノ振興ニ關スル建議案
(村上國吉君外十五名提出)
蠶業ノ振興ニ關スル建議案

蠶業ノ振興ニ關スル建議案
蠶絲業ノ振興ヲ期スルハ我カ國ノ産業政策上至緊要ナル事ニシテ又國家永遠ノ大策ナリ然ルニ政府ノ施爲未タ之ニ副ハサルモノ多ク就中左記事項ノ如キハ斯業發達ノ根本策ナリト認ムルカ故ニ政府ハ速ニ其ノ實行ヲ期シ以テ我カ蠶絲業ノ健全ナル開發振興ヲ圖ラムコトヲ望ム

一 蠶絲業ノ振興ニ關スル建議案
二 蠶絲業法ノ改正並蠶絲業ニ關スル組合制度ノ確立
三 蠶絲業ノ調節ニ關スル根本方策ノ樹立

右建議案
(村上國吉君發言)
○村上國吉君 本案提出ノ趣意ノ存スル所ニ付キマシテハ、建議ノ本文中ナリ理由書

ニ於テ總論的ノコトハ其大要ヲ盡セテ居ル所存ジマスルカラ、私ハ其本文中ニ列舉致シテ居リマスル所ノ事項ノ三箇條ニ付テ、極ク簡單ニ意ノ有ル所ヲ申上ゲテ置カウト存ジマス、第一ハ蠶絲局ノ設置デアリマスガ、是ハ武藤金吉君ノ御提出ニ係ル蠶絲局ノ設置ニ關スル建議ト結局同ジモノナノデアリマス、要スルニ我國ノ蠶絲ハ御案内ノ如ク全國ニ亙ル二百萬戸ノ農家ノ手ニ依リテ其原料ハ生産セラレルノデアアル、更ニ點散式ニ殆ト全國ニ散在シテ居リマスル所ノ約三千ノ製絲工場及數十萬ニ上ル所ノ其従業員達ノ手ニ依リテ、年産額六七億圓ニモ達スル所ノ生絲ガ造リ出サレルノデアリマス、サウシテ斯カル生産關係ニナッテ居リマスル所ノ此蠶絲業ヲ、全體の健全ニ發達ヲ致サセヤウト致シマスルナラバ、我國ニ於ケル蠶絲業ノ此特殊ノ狀態ニ應ジテ、優良ニシテ豐富ナル原料ノ生産カラ製品ノ統一、其改良、及取引ニ至リマスルマデ、最モ完全ニシテ緊密ナル所ノ聯絡統制ガ行ハレルト云フコトガ、是ガ第一ノ要件デナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、以上ノ見地カラ致シテ見マスルト、現狀ノ如クニ農務局内ノ一課ニ過ギナイ蠶絲課ニ依リテ此重大ナル所ノ責務ヲ果サシムルト云フコトハ、到底望ミ難イコトデアアルト斯様ニ考ヘルノデアリマス、即チ蠶絲局ヲ設置シテ、首尾一貫シテカアル所ノ蠶絲行政ニ依リテ健全ナル所ノ蠶絲業ノ振興ヲ圖ルト云フコトガ、即チ根本政策ノ一ツデアアルト斯様ニ思ヒマシテ、之ヲ政府ニ進言セントスルノデアリマス、第二ノ蠶絲業法ノ改正下、並ニ之ニ關聯シテノ蠶絲業ニ關スル組合制度ヲ確立スルト云フ事柄ニ付キマシテハ、是モ亦健全ナル蠶絲業ヲ發達サセル所ノ國家ノ緊急要事デアアルト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、蠶絲業法ニ付キマシテハ、既ニ御承知ノ如ク蠶病ノ豫防ト其取締ニ關スル所ノ規定ヲ主トシテ、ソレニ重要物産同業組合法ニ依リテ設立シタル蠶絲業同業組合ノ其中央會ノ組織ニ關スル規定ヲ括付ケテ、宛ニ一種變手古ナシハ規定デアリマシテ、我

國ニ現ニ行ハレテ居リマスル所ノ幾多ノ法制中ニ、斯ノ如キ奇態ナ規定ハ吾々共ハ知ラナイノデアリマス、サウシテ其中ノ蠶種ノ検査ニ關スル規定ノ如キモ、今日ノ實情カラ申シテ見マスルナラバ、之ヲ改メナケレバナラヌ所ノ點ハ多クアリマスルシ、一方又組合ノ事ニ付テ考ヘテ見マスルナラバ、農會又ハ畜産組合、或ハ産業組合、其他山林ノ事デアレ、漁業ノ事デアレ、各其業態ニ應ジテ特殊ナル團體ヲ組織スルコトガ出來ル法令ガ設ケテアルニモ拘ラズ、我國產ノ大宗ト稱セラレテ居ル蠶絲業ノミニ限リテハ、ソレ等ノ當業者ヲシテ倚ラシムベキ所ノ獨立シタル所ノ法規ガ無イノデアリマス、詰リ今ノ蠶絲業ニ關スル所ノ組合ニ關スル規定ト申シマスルモノハ、重要物産同業組合法、ソレカラ蠶絲業法ト云フガ如キ狀態デアリマシテ、是ハ此重要ナル蠶絲業ヲ發達セシムル上ニ付テハ甚ダ矛盾デアアルト考ヘルノデアリマス、即チ此蠶絲業法ヲ根本の之ヲ改メ、同時ニ蠶絲業者ヲシテ全國ニ亙リテ統一アル組合組織ノ機會ト便宜ト得セシムル爲ニ、此蠶絲業ニ關スル所ノ獨立ノ法令ヲ布イテ、彼等ノ共同ノ力ト政府ノ施設ト相俟テ、斯業ノ健全ナル發達ヲ致サユウニ致サナケレバナラヌト斯ウ考ヘルノデアリマス、第三ハ蠶絲價ノ調節ニ關スル根本方策ノ樹立デアリマスガ、此事タルヤ是亦既ニ國論ノ一致致シテ居ル所デアアルト存ジマス、此發達ヲ致シテ居リマスル所ノ我國ノ蠶絲業ニ於キマシテモ、實際ニ於テハ其絲價ノ高低變動ガ既ニ甚シイガ爲ニ、製絲業者ハ絶エズ多大ナル所ノ危險ト困難トヲ感ジテ居ル次第デアリマス、サウシテソレガ延テ農家ノ經濟ニモ常ニ之ヲ不安ニ導クノデアリマスルノミナラズ、更ニ我ガ生絲ノ大需要者デアリマスル所ノ米國ノ絹業家カラモ、此絲價ノ變動ノ甚シイト云フコトニ付キマシテハ絶エズ警告ヲ寄越シ、或ハ抗議ヲ申込シテ居ルト云フヤウナ狀態デアリマスカラ、第四十九議會ニ於テ吾々ガ提案シ、加藤綱一

君ニ依リテ説明サレマシタル建議ノ如キ趣旨ト方法トニ依リテ、速ニ適當ナル此蠶絲價ノ調節ニ關スル所ノ根本方策ヲ樹テ、戴キタイト云フノガ、此建議ノ趣意ナノデアリマス、ドウカ御審議ノ上御賛成アラシコトヲ希フテ置キマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ賛成ノ通告ガアリマス、二木海君
○二木海君 簡單デスカラ當席ヨリ御許シヲ願ヒマス
○副議長(小泉又次郎君) 許シマス
○二木海君 只今提案者ヨリ御説明ニナリマシタコトデ、大要盡キテ居ルノデアリマスガ、私ハ此最後ノ項目ノ中ノ蠶絲業法改正ノコトガ、何故今日マデ實現致サナンダノデアアルカ、發布セラレテ以來直ニ其不備缺陷ハ當業者其他ニ依リマシテ指摘セラレテ、當業者ハ非常ニ不便ヲ感ジテ居ルト云フコトハ、當席モ承知シマシテ居ルトデアリマセウガ、今日ニ於キマシテモ未ダ此實現ヲ見ナイト云フコトハ甚ダ遺憾デアリマスルガ、來年度ニ於キマシテハ御提案ニナルコトデアラウト存ジマスルガ、今日マデ各種ノ新タナル規定ハ續々ト御提案ニナッテ居リマスルガ、未ダ此最も緊切必要デアアル所ノ蠶絲業法、前段ニモ提案者ノ述べラレタルガ如キ、我國ノ貿易ガ之ニ依リテ充サレテ居ルト云フガ如キ重大ナル關係アル、農村振興ノ問題ト致シマシテモ、副業ト致シマシテ殆ト本案、兼業ニナッテ居ルヤウナ狀態デアアル、此蠶絲業ニ對シマシテ、當局ハ何故ニ今日マデ是等ニ關スルコトヲ等閑ニ付セラレタモノデアアルカト云フコトヲ疑フ存スル者デアリマス、是ハ要スルニ前段ニ述べラレタルガ如ク、農商務省ニ於ケル唯、一ツノ農務局ノ轄課ト云フ一課デアアルガ爲ニ、案外斯業者ノ言ガ尊重セラレナグト云フコトデアリハシナイカト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテハ行政系統ヲ明ニ致シマシテ、速ニ蠶絲局ト致サレテ、サウシテ此世界のノ貿易ノ大宗デアアル所ノ此蠶絲業ノ爲ニ、國策樹立ニ對スル法案ヲ定メラレンコトヲ望ムノデゴザ

君ニ依リテ説明サレマシタル建議ノ如キ趣旨ト方法トニ依リテ、速ニ適當ナル此蠶絲價ノ調節ニ關スル所ノ根本方策ヲ樹テ、戴キタイト云フノガ、此建議ノ趣意ナノデアリマス、ドウカ御審議ノ上御賛成アラシコトヲ希フテ置キマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ賛成ノ通告ガアリマス、二木海君
○二木海君 簡單デスカラ當席ヨリ御許シヲ願ヒマス
○副議長(小泉又次郎君) 許シマス
○二木海君 只今提案者ヨリ御説明ニナリマシタコトデ、大要盡キテ居ルノデアリマスガ、私ハ此最後ノ項目ノ中ノ蠶絲業法改正ノコトガ、何故今日マデ實現致サナンダノデアアルカ、發布セラレテ以來直ニ其不備缺陷ハ當業者其他ニ依リマシテ指摘セラレテ、當業者ハ非常ニ不便ヲ感ジテ居ルト云フコトハ、當席モ承知シマシテ居ルトデアリマセウガ、今日ニ於キマシテモ未ダ此實現ヲ見ナイト云フコトハ甚ダ遺憾デアリマスルガ、來年度ニ於キマシテハ御提案ニナルコトデアラウト存ジマスルガ、今日マデ各種ノ新タナル規定ハ續々ト御提案ニナッテ居リマスルガ、未ダ此最も緊切必要デアアル所ノ蠶絲業法、前段ニモ提案者ノ述べラレタルガ如キ、我國ノ貿易ガ之ニ依リテ充サレテ居ルト云フガ如キ重大ナル關係アル、農村振興ノ問題ト致シマシテモ、副業ト致シマシテ殆ト本案、兼業ニナッテ居ルヤウナ狀態デアアル、此蠶絲業ニ對シマシテ、當局ハ何故ニ今日マデ是等ニ關スルコトヲ等閑ニ付セラレタモノデアアルカト云フコトヲ疑フ存スル者デアリマス、是ハ要スルニ前段ニ述べラレタルガ如ク、農商務省ニ於ケル唯、一ツノ農務局ノ轄課ト云フ一課デアアルガ爲ニ、案外斯業者ノ言ガ尊重セラレナグト云フコトデアリハシナイカト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテハ行政系統ヲ明ニ致シマシテ、速ニ蠶絲局ト致サレテ、サウシテ此世界のノ貿易ノ大宗デアアル所ノ此蠶絲業ノ爲ニ、國策樹立ニ對スル法案ヲ定メラレンコトヲ望ムノデゴザ

ロバキヤ」南獨ノ上空ヲ總テ巴里ニ著キ、
更ニ日ヲ定メテ巴里カラ倫敦ヲ訪問スル計

書デアリマス、此經費ハ殆ド五十萬圓位掛
ル、此飛行ノ總時間ガ六十九時間、總距離
ガ一万二千百十八基米ト云フノデアリマ
ス、是ハ我が日本ニ今マデニ無イ所ノ國際
航空ノ嚆矢デアリマス、朝日新聞ガ非常ノ決
心ヲ持テ勇敢ニ此國家事業ニ當ラントス

ルノデ政府モ茲ニ自覺ヲサレテ、此間追加豫算ト致シマシテ、此國際航空ニ對シテ二萬二千圓ノ追加豫算ヲ計上サレマシタ、而シテ本議院ニ於キマシテハ、既ニ諸君ガ御協賛ニ相成リマシタ、私ハ斯道ノ爲ニ感謝措ク能ハザル所デアリマス(拍手)斯ウ云フヤウナ大事業ヲ續クナサシムル爲ニ、又有事ノ日ニ備ヘル爲ニ、ドウカ航空輸送法ヲ制定シテ、民間航空ノ補助ヲシテ戴キタイト云フ事デアリマス(拍手)第三ニ申上グル事ハ飛行機製造ノ補助デアリマス、言フ迄モナク民間航空ノ發達ニハ飛行機ヲドンドン造ラネバナラス、所ガ日本デハ飛行機ニ使フ所ノ精密ノ機械ハ出來ナイノデアリマス、皆外國カヲ輸入ヲシテ居ルノデアアル、諸君、亞米利加ガ千九百十七年ノ四月ニ世界大戰ニ參加ヲ致シマシタ時ニ、經費六億四千萬デ、二萬臺ノ飛行機ヲ拵ヘテ、之ヲ以テ歐羅巴ニ參戰ヲセント企テタノデアリマス、而シテ其計畫ガ亞米利加ノヤウナ豐富ナル資源ト、雄大ナル工業力トヲ以テシテ、十三箇月後ノ千九百十八年ノ五月ニナリマシテ、僅ニ六百臺ノ飛行機ヲ携ヘテ歐羅巴ニ送ル位ノ事シカ出來ナカッタノデアリマス、斯ル次第ガカラ平生カラドンドン製造シテ置カナケレバ、飛行機ト云フモノハイザト云フ時ニハ間ニ合ハナイ、即チ是ニ於キマシテ飛行機ノ製作ニモ補助ヲシテ、以テ我國ノ幼稚ナル飛行機ノ製作ヲ發達セシメテ戴キタイト云フノデアリマス、ソレガ爲ニ軍用自動車保護法ノ例ニ倣ヒ、適當ナル補助法ノ制定ヲ政府ガ速ニ著手セラレンコトヲ望ムノデアリマス、要スルニ私ガ此建議案ヲ提出スル所以ノモノハ、區々タル飛行團體トカ、區々タル飛行會社ノ爲ニ言フノデハナイ、全ク是ハ世界ノ文化ニ伴フ我ガ日本國ノ發展ト、及一朝

有事ノ日ニ備ヘタイト言フ東心ヨリノ切望
カラ出デテ居ルノデアリマス、私ハ前年モ
此建議案ヲ提出シタガ、未ダ一向ニ實現致シ
マセス、何卒世界航空界ノ現狀ニ鑑ミ、籲
テ我國ノ現狀ニ顧ミ、諸君ニ於テ御審議御
賛成ヲ切望致シマス

C 井本常作君 本案ハ長岡外史君提出、航空行政中央統一機關設置ニ關スル建議案外三件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマス

○作間勲逸君 議事日程變更ニ關スル緊急
動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出藥劑師
法案、並ニ同ク政府提出支那ニ於ケル帝國
法人ノ所有スル船舶等ニ關スル法律案ヲ此
際特ニ上程シテ議題トナシ、各、其第一讀
會ノ續リ開カレンコトヲ望ミマス

「賛成」ト呼フ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ
御異議ナイト認メマス、仍テ日程ハ變更セ
ラレマシタ、即チ藥劑師法案第一讀會ノ
續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員
長原脩次郎君

藥劑師法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報生口書

一藥劑師法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報仕候也
大正十四年三月二十日

藥劑師法案委員長

原 脩次郎

衆議院議長粕谷義三殿

師法案中左ノ通修正ス

除第一項、

醫ヲ加フ

第九條ヲ削ル
第十條ヲ第九條ニ改メ第十一條以下順次繰上ク
第十七條中「第六條第一項」ノ下「第七條

若ハ第九條「ヲ」若ハ第七條「ニ改ム」
第十八條中「第八條若ハ第十條乃至第十
二條」ヲ「第八條乃至第十一條」ニ改ム
附則第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

藥品營業並藥品取扱規則中第一條乃至第十三條第十四條第二項第十五條第十六條乃至第十九條第四十一條／五、第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條第四十六條／二、第一項及第三項並之三件ヲ罰則ノ規定ハ之ヲ廢止ス

〔原條大郎君登壇〕

○原脩次郎君　只今上程セラレタル藥劑師法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ノ御報告ヲ申
上ゲマス、此法案ハ藥品法案ト共ニ提出セラ
レマシテ、關聯セル姉妹案デアルノデア
リマス、而シテ是ハ國民衛生ノ上ニ於キマ
シテ重大ナル關係ヲ有スル法案デアールノ
デアリマス、元來醫師及藥劑師ハ所謂唇齒輔
弼ノ關係ヲ以チマシテ常ニ相協力シ、相提
攜シテ公衆保健ノ任ニ當ルベキ關係ニ在
ルノデアリマス、然ルニ此法案ガ提出セラレ
タリマス、醫師及藥劑師ノ間ニ於キマシ
テ意見ノ相違ヲ來シ、喧々囂々ノ論ガアツ
タリマス、斯様ナ譯デアリマスルカラ、
委員會ニ於キマシテハ最モ慎重ニ審議ヲ進
メ、殊ニ委員ニハ醫師及藥劑師モアリマス、
而シテ十分ナル審議ヲ遂ゲタノデアリマ
ス、然ルニ議論ノ焦點ト云フモノバ、結局
藥品法ノ第十條ニアルノデアリマス、即チ
第十條ニハ藥劑師ヲシテ藥品ノ混合販賣ヲ
可スヤ否ヤ、斯ウ云フコトニ歸著スルノデ
アリマス、而シテ此藥劑師ノ法案ニ關シマ
ス、議論ガ至テ少カタンデアリマス、
先ヅ議決ヲスルニ至ッタノデアリマス、是
於キマシテ内容ニ付テ少シク申上ゲヤウ
と思ヒマス、現在ノ法律ハ明治二十二年ノ
制定ニ係ルモノデアリマス、即チ藥品營業
取締藥品取扱規則デアリマス、此法律ハ爾來
數次ノ改正ヲ致サレタノデアリマス、併ナ

ル所ノ五百萬圓が適當デアルト考ヘタト云フノ其理由デアリマス、其第二ハ現在ノ財政ノ狀態ニ鑑ミテ、更ニ多クノ金ヲ支出スルコトハ出來ナシト云フノ其理由ハ、理由同様に於キマシテ、外國ニ於ケル、是位ノ程度が適當デアルト云フノ其理由ハ、先般當議場ヲ通過シタル普通選舉法案ノ第六條第三項ニ抵觸致シテ選舉權及被選舉權ヲ喪失スルヲウナコトハナシカト云フ質問ガアリマス、之ニ對シテ政府ノ答辯ハ、選舉法案ノ第六條第三項ノ規定ハ、貧困ノ爲メ公私ノ救恤ヲ受ケル者ト規定シテアル、特ニ貧困ノ爲メ目指シテ居リマス、其ノ上ニ其救恤タルヲ連續ノ意味ヲ含シテ居リマスヲ以テ、決シテ此法律案ニ據レル救恤ヲ受ケタ者ガ、選舉權、被選舉權ヲ喪失スルハ無イト云フ答辯デアリマス、又ニ又政府ハ如何ナル方法ニ依テ救恤ノ額ヲ査定スルカト云フ質問ガアリマス、之ニ對シテ政府ハ本案通過後審査會ヲ造テ、民間ヨリノ申告ニ對シテ、嚴正公平ナル所ノ査定ヲ行ヒ、其額ヲ定メルト云フ答辯ニ接シタルデアリマス、最後ニ熱心ニ論議サレマシタ點デアリマス、此點ハ縱シ豫想ノ利得ヲ控除致シテモ、尙ホ一億萬圓内外ノ損害高デアルニモ拘リマセズ、此一億萬圓ニ對シテ僅カ五百萬圓内外ノ少額ノ金ヲ、而カモ其名ハ救恤ナドト稱シ深イ名稱ノ下ニ、斯カル少額ノ金ヲ支出致シテ、此民間ノ困ニ同情スベキ損害ノ賠償ヲ之ヲ打切テ、一方政府ニ於テハ「ハズ」案ノ實施ニ依テ、彼我協定ニ依ル分配金ヲ、單ナル國庫ノ收入ニ止メテ、此民間ノ困ニ同情ニ値ヒスベキ被害者ニ分配セントセザルハ、如何ニモ得手勝手ノ法律案デアルト、最モ熱心ニ且ツ熱誠ヲ籠メタル論議ガアリマシタ末、右ノ附帶決議ガ滿場一致ヲ以テ可決サレテ居リマス、其附帶決議ヲ茲ニ御紹介致シマス、「政府ハ「ハズ」案實施後、相當期間ノ經過ニ鑑ミ、獨逸國ヨリ收得スル賠償金ノ處理ニ關シ被害者ニ對スル追加支出ニ付キ相當ノ考慮ヲ爲スヲ當然ト認ム」此附帶決議ガ滿場一致ヲ以テ可決セラレタデアリマス、而シテ之ト同時ニ政府ハ於キマシテハ、更ニ左ノ如キ聲明ヲ致シタルデアリマス、茲ニ其大要ヲ紹介致シマシテ、報告ヲ終リト致シマス

「同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第八編第一卷第一附屬書ニ掲ケタル帝國臣民ニ對スル救恤ニ付テハ今回ノ法律案ニ定ムルモノ、外今後ドーザ計畫施行ノ實績ヲ見タルノ上更ニ考量ヲ與ヘルコト爲ス」之ガ政府ノ聲明ノ大要デアリマス、右ニ依リマシテ本案ハ滿場一致ヲ以テ可決セラレタデアリマス、次ニ賠償金特別會計法廢止法律案、ソレハ前通ノ如ク救恤ノ法律案ガ提出セラレマシテ、現在特別會計法有シテ居ル現金ヲバ、此救恤案ニ依テ使フト云フ計畫ニナシテ居リマス、爲ニ、此特別會計ヲ永久ニ存置スル必要ガナイカラ、之ヲ廢止スルノガ當然デアルト云フコトニ依テ、是亦滿場一致可決セラレタデアリマス、此段御報告ヲ致シマス

○副議長(小泉又次郎君) 右兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○作間耕逸君 兩案ヲ一括シテ直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ何レモ委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

同盟及聯合國ト獨逸國及其ノ同盟國トノ戰爭ニ因リ損害ヲ被リタル帝國臣民ノ救恤ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

賠償金特別會計法廢止法律案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御發議ガナイヤウデアリマスカラ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○作間耕逸君 尙ホ重ネテ議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ政府提出條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案ヲ此際特ニ上程シテ議題ト爲シ、其第一讀會ノ續ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更サレマシタ即チ條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長荒川五郎君

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十四年三月二十日

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案委員長 荒川五郎

衆議院議長粕谷義三殿

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 表題ハ長ウゴザイマスカラ讀マズニ簡單ニ御報告致シマス、此案ニ付キマシテハ種々多面ニ互テ質疑應答ガアリマシタ、其要點タケハ申上ルガ必要ガアラウト思ヒマス、本案ハ石炭ニハ適用シマセズ、石油ノミニ關スル目的デアリマス、サウシテ此會社ノ株主又ハ社員重役ト云フ者ハ、帝國臣民ニ限ルコト、ソレカラ政府ハ之ニ監督權ヲ行使致シマス、ソレハ一定ノ利率ノ下ニ場合ニハ納付金ノ制度ニ依リマス、隨テ事業報告ヲ爲サシムルコトヲノドゴザイマス、委員會ニ於テハ種々審議ノ末、本法ニ依ル其會社ノ設立ニ付キマシテ、是ハ帝國全般ニ重大ナ意義ノアル譯デゴザイマス、國民全般ニ對シテ公正ナル立場ニ於テ其處置ヲ執ラレタイ、之ニ關聯致シマシテ露領西伯利亞ニ於テ此政變ニ付損害ヲ被リマシタル國民ニ對シテハ、別ニ適當ノ方法ヲ講ゼラレタイト云フ希望ガ出マシテ、滿場之ヲ認メマシテ全會一致可決致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手)

○寺田市正君 議長

○副議長(小泉又次郎君) 寺田君、何デス

○寺田市正君 只今委員長ノ報告ニ疑問ガアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 許シマス

○寺田市正君 今委員長ハ本法案ハ石油ノミデアツテ、石炭ハ關係ナシト云フヤウナ御報告ノヤウデゴザイマシタ、私共ガ委員トシテ伺ヒマシタ所ニ依レバ、矢張石油石炭兩方トモ此法案デ監督シテ、ソレニ關スル勅令ヲ作ルト云フヤウニナシテ居リマシタガ、委員長ノ御記憶違ハナカラウカト思ヒマス、今一應委員長ニ一寸伺ヒマス

○荒川五郎君 當席ヨリ御答致シマス、餘リ時間ヲ急ギマシテ少シク説明ノ手達ガゴザイマシタ、寺田君ノ言ハレタ通りデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 本案モ亦直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

條約ニ基ク外國トノ利權契約ニ依リ外國ニ於テ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル帝國會社ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

○副議長(小泉又次郎君) 別ニ御發議ガナイヤウデアリマス、即チ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定サレマシタ(拍手起ル)

○作間耕逸君 殘餘ノ日程ニ對シ延期ノ動議ヲ提出致シマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ延期ニ決シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時十三分散會

衆議院議事速記第二十九號中正誤

頁段 行 誤 正

七〇一 三五 一號 二號